

調 査 報 告 書

2 0 0 8 （平成 2 0）年 5 月 2 7 日

日本放送協会

職員の株取引問題に関する第三者委員会

日本放送協会
会 長 福 地 茂 雄 殿

次のとおり、職員の株取引問題に関する第三者委員会は「調査報告書」を提出いたします。

2008（平成20）年5月27日

日本放送協会
職員の株取引問題に関する第三者委員会

委員長 久保利 英 明

委 員 國 廣 正

委 員 塚 原 政 秀

本調査報告書の構成

第1部 調査の経緯と概要

- 第1．職員の株取引問題に関する第三者委員会（第三者委員会）
- 第2．調査にあたっての第三者委員会の基本的な考え方
- 第3．調査体制
- 第4．第三者委員会の開催及び関係者からの事情聴取
- 第5．国会からの参考人招致
- 第6．仮処分申請事件

第2部 調査報告

用語等 NHKの報道情報システムの説明、用語の定義など

A 章 本件インサイダー取引について

- 第1．本件原稿の掲載時刻
- 第2．水戸案件
- 第3．東京案件
- 第4．岐阜案件

B 章 本件インサイダー取引に対するNHK執行部の対応

- 第1．当委員会が認定した事実
- 第2．補足説明

C 章 全役職員等を対象とする株取引調査

- 第1．はじめに
- 第2．株保有調査
- 第3．取引履歴調査
- 第4．近接取引の抽出
- 第5．注文時刻調査
- 第6．報道情報利用取引の判断
- 第7．C調査全体と通しての検討（まとめ）
- 第8．C調査の過程で得られた情報

D 章 意識調査、役職員等の意見

第1．役職員等の意識調査

第2．役職員等の意見（アンケートの自由記載欄より）

第3部 原因論（本件インサイダー取引をもたらした原因について）

第1．本件インサイダー取引の原因

第2．本件インサイダー取引の背景となったNHKの組織上の問題点

第4部 提言

第1．プロフェッショナル意識の再生

第2．公共放送としての使命の認識

第3．真に実効性あるコンプライアンス施策の実施

第4．組織改革

第5．インサイダー取引の再発防止策

第6．報道情報システムに関する改善策

第7．NHK再生に対する国民によるモニタリング

第1部

調査の経緯と概要

第1．職員の株取引問題に関する第三者委員会（第三者委員会）

第2．調査にあたっての第三者委員会の基本的な考え方

第3．調査体制

第4．第三者委員会の開催及び関係者からの事情聴取

第5．国会からの参考人招致

第6．仮処分申請事件

第1．職員の株取引問題に関する第三者委員会（第三者委員会）

1．第三者委員会の設置に至る経緯

【証券取引等監視委員会（SESC）による調査】

平成20年1月16日、証券取引等監視委員会（SESC）は、NHK水戸放送局の氏永真木ディレクター（当時：以下、Xディレクターという）、NHK報道局テレビニュース部の原岡英司制作記者（当時：以下、Y制作記者という）、岐阜放送局の近藤崇記者（当時：以下、Z記者という）の3名のNHK職員にインサイダー取引の疑いがあるとして、NHKに対する立ち入り調査を開始した。

NHKは、平成19年3月8日15時のニュースで、株式会社ゼンショーがカップ・クリエイト株式会社と資本業務提携するというニュースを放送したが、3名は放送前にカップ・クリエイト株を購入しており（Z記者はゼンショー株も購入）、この行為が職務に関して知った情報を利用したインサイダー取引に該当すると考えられたためである。

NHKの橋本元一会長は、1月17日15時から記者会見を行い、SESCの調査が行われている事実を認めた。

【前会長の辞任と新会長の就任】

NHKには内外から強い批判が加えられ、1月22日には畠山博治理事（コンプライアンス担当）と石村英二郎理事（報道担当）が辞任した。

橋本会長も、任期満了の当日である1月24日夕刻に、任期満了を待たずして辞任した。

1月25日、福地茂雄新会長が就任した。

【第三者委員会の設置】

1月24日、NHK経営委員会はNHK執行部に対して、「本件およびそれにかかわる事実の徹底した解明、ならびに実効ある再発防止策の検討等のために、外部有識者を長とする第三者委員会を設置すること」を申し入れた（資料1－1）。

さらに、2月12日、NHK第2次コンプライアンス委員会（八田進二委員長）は、次のような緊急提言を行った（資料1－2）。

「当然、NHK関係者は、今回の事態を深刻に受け止め、深く反省するとともに強い危機感を共有することが強く求められる。経営委員会の諮問機関であるコンプライアンス委員会としても同様の思いであるが、さらに加えて、NHKという組織に対し、強い憤りと不信感、さらには、既になされている改革提言が全く生かされていないことへのもどかしさを禁じえない」

「今回の不正疑惑については、事柄の性質およびそれらがもたらす社会的影響において、これまでの不祥事とは比べ物にならないほどの重大さと深刻さが潜在しており、当委員会のこれまでの指摘や提言が、結果的に、NHKという組織やその役職員の全員の心には響いていなかったのではないかと、あるいは、その特権意識

によって等閑視され、真摯には受け止められていなかったのではないか、ということ、大変残念な思いである」

「このうえは、新会長以下経営陣が、「もう後はない」との強い決意と覚悟をもって思い切った改革を断行しないかぎり、失われた視聴者の皆さまの信頼を取り戻すことはできないし、NHKに未来はないということを銘記すべきである」

経営委員会の申し入れとコンプライアンス委員会の緊急提言を受け、福地新会長は、徹底した事案の解明と再発防止の強い意思をもって、2月13日、「職員の株取引問題に関する第三者委員会」（以下、「第三者委員会」又は「当委員会」という）を設置した。

【会長の指示】

福地会長は、本年2月14日、『職員の株取引問題に関する第三者委員会』の調査への協力について」と題する書面を役職員等に送り、次の2点を指示した（資料1－3）。

- ・ 迅速かつ正確な調査を進めるために、調査への協力については、最優先とするよう全役職員が配慮すること。
- ・ 事実を究明するため、調査に対しては真実を述べること。

2. 第三者委員会の構成

第三者委員会は、NHK会長により任命された次の3名の委員により構成された。

委員長 久保利 英 明（弁護士）

委 員 國 廣 正（弁護士）

委 員 塚 原 政 秀（元共同通信社常務理事）

第2. 調査にあたっての第三者委員会の基本的な考え方

1. S E S Cが認定した法令違反の事実関係

S E S Cは、平成20年2月29日、上記3名のNHK職員に対して、下記の「法令違反の事実関係」を認定して、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、課徴金納付命令を発出するよう勧告し（資料1－4）、これに基づき、同年3月19日、金融庁は課徴金納付命令を決定した。なお、3名の職員は事実関係を認めている。

法令違反の事実関係

課徴金納付命令対象者①は、日本放送協会の職員であったが、株式会社ゼンショーの社員から同協会の記者が職務上伝達を受けたカップ・クリエイト株式会社と株式会社ゼンショーが資本提携を伴う業務上の提携を行うことをそれぞれ決定した事実を、その職務に関し知り、平成19年3月8日、この事実が公表される午後3時15分より以前に、カップ・クリエイト株式会社の株券合計3,150株を総額539万7,900円で、

株式会社ゼンショーの株券合計 2, 500 株を総額 327 万 6, 000 円でそれぞれ買い付けたものである。

課徴金納付命令対象者②は、日本放送協会の職員であったが、株式会社ゼンショーの社員から同協会の記者が職務上伝達を受けたカップ・クリエイト株式会社が株式会社ゼンショーと資本提携を伴う業務上の提携を行うことを決定した事実を、その職務に関し知り、平成19年3月8日、この事実が公表される午後3時15分より以前に、カップ・クリエイト株式会社の株券合計 3, 000 株を総額 515 万円で買い付けたものである。

課徴金納付命令対象者③は、日本放送協会の職員であったが、株式会社ゼンショーの社員から同協会の記者が職務上伝達を受けたカップ・クリエイト株式会社が株式会社ゼンショーと資本提携を伴う業務上の提携を行うことを決定した事実を、その職務に関し知り、平成19年3月8日、この事実が公表される午後3時15分より以前に、カップ・クリエイト株式会社の株券合計 1, 000 株を総額 171 万 950 円で買い付けたものである。

上記3名が行った上記の行為は、金融商品取引法第175条第1項に規定する「第166条第1項又は第3項の規定に違反して、自己の計算において同条第1項に規定する売買等をした」行為に該当すると認められる。

※ 課徴金納付命令対象者①はZ記者

※ 課徴金納付命令対象者②はXディレクター

※ 課徴金納付命令対象者③はY制作記者

2. 調査にあたっての第三者委員会の問題意識

わが国の報道機関には、言論、出版の自由を定めた憲法21条により「報道の自由」が認められている。これは報道が民主主義の不可欠の前提となる国民の「知る権利」に奉仕するものと位置づけられるためである。

報道の自由を確保するためには、事実を収集し、それを編集するという報道に至る過程としての「取材の自由」が確保されなければならない。取材の自由は報道の自由を確保するための権利であり、取材した情報を報道機関が報道目的以外に用いないことが当然の前提となる。もし、取材情報が報道以外の目的に用いられるとすれば、報道機関の信頼は大きく損なわれ、取材の自由が危機に瀕し、取材活動にも支障をきたし、ひいては国民の知る権利に対する奉仕という報道機関の使命を果たせない状況に至る。

このような取材の自由の重要性に鑑み、当委員会は、以下の3点から、本件インサイダー取引が、憲法上の権利を与えられた報道機関であるNHKの存在意義が問われる極めて深刻な事態であると認識している。

第一は、本件インサイダー取引が、報道情報の取扱いという報道の根幹にかかわる部分で発生している点である。これまでNHKでは、職員による業務上横領、不正経理、放火、迷惑防止条例違反行為などの多くの不祥事が発生し、社会の批判を浴びてきた。これらの事件は重大なものではあったが、NHKの報道のあり方それ自体の信頼感を損なうものとはまではいえなかった。しかし、本件インサイダー取引は、それらの不祥事と全く性質を異にする。記者あるいはディレクターという地位にある者が、職務上特別に認められる報道情報システムへのアクセス権限を悪用してその情報を取得し、これを用いて私的な経済利益を得たという行為態様は、まさにNHKに報道の自由を標榜する資格があるのかという疑いを国民に生じさせるものである。

第二は、3名の記者とディレクターが、報道情報システム上の放送予定情報を知り、これを利用してわずか数十分のうちに、同時多発的にインサイダー取引を実行している点である。これは、NHKという報道機関に内在する組織的要因に根ざしたものではないかという疑いを生じさせる。

第三は、NHKが国民の受信料によって運営される公共放送であるという点である。民間報道機関についていえば、報道情報は国民の知る権利のために用いられるべきものであるが、その報道機関が所有するものでもある。しかし、NHKについていえば、報道情報はそれ自体、国民の共有財産であり、これを利用して職員が私利を図る行為は、NHKに対する背信行為であるばかりか、国民全体に対する背信行為であるともいえる。

以上の問題意識に基づき、本件調査においては、本件インサイダー取引の詳細について探究することはもちろんのこと、それにとどまらず、このような行為を可能にしたNHKのシステムとその運用状況、さらには事件の背景や組織風土にも踏み込んだ徹底した事実解明が求められている。

こうした観点から、当委員会は、調査結果については、NHK会長に提出するだけでなく、直接国民に報告することが必須であると考えた。そこで、3名の委員は就任するにあたって、第三者委員会は調査報告書を直接公表する権限を有し、調査の過程と内容においてもNHK側は第三者委員会に一切の影響を及ぼさない旨をNHKと合意した。

3. 第三者委員会の調査対象

以上の基本的な考え方にに基づき、当委員会は、次の4種類の調査（A調査～D調査）を実施した。

【本件インサイダー取引の調査（A調査）】

当委員会は、SESC及び金融庁が認定して公表した法令違反事実の範囲に止まらず、3名が本件インサイダー取引を行うに至った経緯、本件インサイダー取引の詳細、本件インサイダー取引を可能にした報道情報システムの運用状況などを調査した。また、3名について、本件インサイダー取引以外の「疑わしい取引」についても調査した（本調査報告

書：第2部A章)。

【本件インサイダー取引に対するNHK執行部の対応の調査（B調査）】

当委員会は、本件インサイダー取引に対するNHK執行部の対応が、事案の公表も含め、どのようなものであり、隠蔽工作といえるものがあつたのかについて調査した（本調査報告書：第2部B章）。

【全役職員等を対象とする株取引調査（C調査）】

本件インサイダー取引の発生は、NHK内で同種の行為が存在するのではないかという疑いを生じさせる。

NHK執行部は、職員等を対象にして1月18日～25日に株取引の有無等に関する「緊急調査」を行ったが、公表された結果は、「勤務時間中に株の売買等を行ったことのある者合計3人」「職務上知り得た情報をもとに株取引を行った者0人」というものであつた。しかし、この調査結果には多くの疑問が呈されている。

そこで、当委員会は、役職員等（全NHK職員と一定範囲のスタッフ、関連団体役職員等）を対象にして、報道情報システムに掲載された情報を使用した株取引の有無、実態を、再度調査した（本調査報告書：第2部C章）。

【職員等の本件インサイダー取引に対する意見、意識についての調査（D調査）】

当委員会は、本件インサイダー取引に関連する役職員等の意識調査及び意見聴取を無記名アンケート形式で行った（本調査報告書：第2部D章）。

4. 再発防止策の提言とこれについての第三者委員会の基本的な考え方

当委員会には、徹底した調査と再発防止策の提言が求められている。

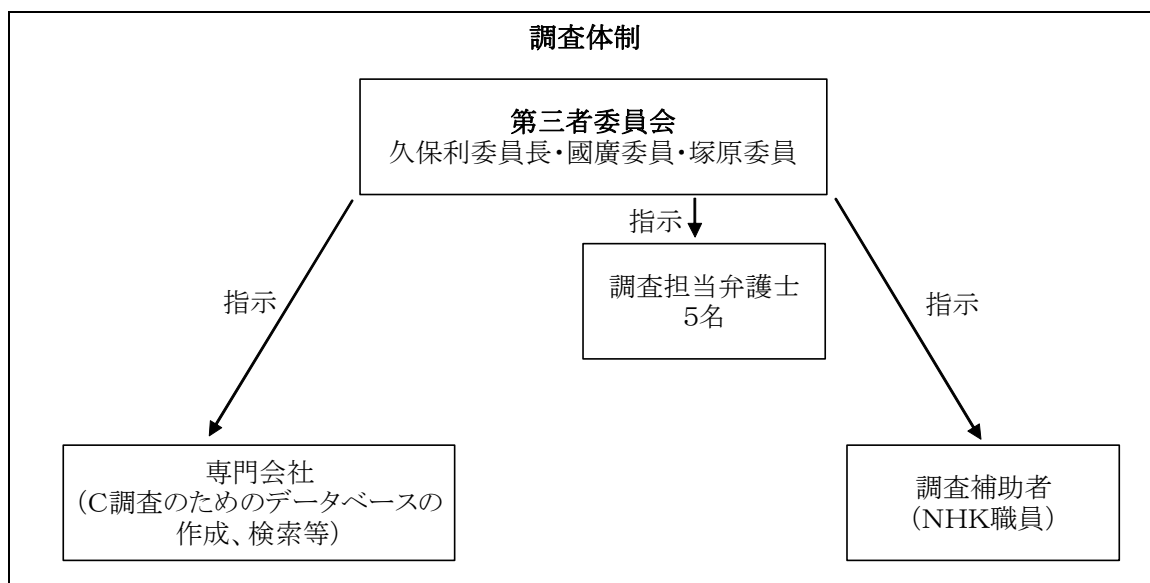
当委員会は、上記A～Dまでの調査の結果を分析して原因を究明することが、有効な再発防止策を提言するためにも不可欠であると考ええる。そこで、当委員会は、A調査～D調査の調査結果から原因分析を行った（本調査報告書：第3部原因論）。

その上で、これを踏まえて、単なるインサイダー取引の再発防止のための施策に止まらず、NHKそのものの変革を求めることが必要であるとの観点から、幅広い施策の実施を提言することとした（本調査報告書：第4部提言）。

5. 調査により取得した各種資料

当委員会による調査は、事実を究明し、原因に考察を加え、再発防止策を提言するためのものであり、それ以外の目的はもたないので、調査終了後、本件調査により取得した各種資料は、NHKに引き渡されることはなく、破棄されることになっている。

第3．調査体制



【委員（3名）】

第三者委員会は、NHK執行部の意思から完全に独立して調査を行うことができる体制を整え、自ら調査方針を決定し、調査を実施し、その結果を評価し、本報告書を作成した。

事実認定、再発防止策の提言は、すべて3名の委員の合議により決定された。

【調査担当弁護士（5名）】

第三者委員会に調査担当弁護士5名（竹内朗弁護士、野宮拓弁護士、水野信次弁護士、青木正賢弁護士、芝昭彦弁護士）を直属させた。調査担当弁護士は、委員の指示のもとで関係証拠の収集（関係者のヒアリングを含む）、資料の評価・分析、データベースの解析ロジックの構築、取引履歴を保有する証券会社との折衝などを行った。

【調査事務局】

委員及び調査担当弁護士の業務を補助するため、NHK職員の中から35名の調査補助者を第三者委員会の事務局（うち12名は専任）として配置した。調査補助者は、全員、調査補助業務の際に知り得た一切の情報を第三者委員会の外部（NHKの関係者、指揮命令権のある上司も含む）に明らかにしない旨の「守秘義務宣誓書」を提出している。調査補助者は、委員による調査方針決定や調査結果評価の合議などには参加していない。

【専門会社】

C調査のためのデータベースの作成、検索、分析などの作業のため専門会社（株式会社KPMG FAS）を第三者委員会に直属させた。

【情報提供窓口の設置】

第三者委員会は、「情報提供窓口」を設け、情報提供者の秘密保持を約束した上で、職員だけでなくNHKで働くスタッフ、派遣社員なども対象にして、役職員の就業時間中の株取引や、職務上知り得た情報を利用した株取引などの情報を電子メール、信書またはFAXにより提供することを求めた。

第4．第三者委員会の開催及び関係者からの事情聴取

1．第三者委員会の開催

第三者委員会の開催日時は下記のとおりである。

第1回	2月14日（木）	11時15分～12時15分
第2回	2月20日（水）	8時00分～10時25分
第3回	2月26日（火）	13時00分～14時00分
第4回	2月27日（水）	8時00分～9時15分
第5回	3月5日（水）	8時00分～10時30分
第6回	3月12日（水）	8時00分～9時45分
第7回	3月18日（火）	8時00分～9時30分
第8回	3月26日（水）	8時00分～10時30分
第9回	4月3日（木）	8時00分～9時45分
第10回	4月9日（水）	8時00分～10時00分
第11回	4月15日（火）	8時00分～10時30分
第12回	4月19日（土）	16時00分～18時50分
第13回	4月23日（水）	8時00分～9時30分
第14回	4月30日（水）	8時00分～9時40分
第15回	5月6日（土）	15時00分～17時50分
第16回	5月13日（火）	8時00分～11時00分
第17回	5月20日（火）	13時00分～20時25分
第18回	5月24日（土）	10時30分～17時25分

２．関係者からの事情聴取

委員及び調査担当弁護士は、下記のとおり関係者に対する事情聴取を行った。

日時	出席した委員・調査担当弁護士	面談者
２月２７日 14:00~17:10	久保利委員長、國廣委員、塚原委員、 青木弁護士	水戸放送局放送部Xディレクター（水戸案件行為者）
２月２８日 9:30~11:30	久保利委員長、國廣委員、塚原委員、 水野弁護士、野宮弁護士	報道局制作センターテレビニュース部Y制作記者（東京案件行為者）
３月６日 9:30~11:30	野宮弁護士	報道局制作センターテレビニュース部Y制作記者（東京案件行為者）
３月１２日 13:30~16:50	青木弁護士	水戸放送局放送部Xディレクター（水戸案件行為者）
３月１７日 13:20~14:20	青木弁護士、芝弁護士	（本件当時の）報道局取材センター経済部キャップ
３月１７日 14:30~14:55	青木弁護士、芝弁護士	報道局取材センター経済部記者
３月１７日 15:00~15:35	青木弁護士、芝弁護士	報道局取材センター経済部デスク
３月１９日 10:00~11:00	青木弁護士	水戸放送局放送部副部長
３月２４日 13:50~15:40	芝弁護士	岐阜放送局放送部副部長
３月２７日 10:00~11:00	野宮弁護士	報道局制作センターテレビニュース部チーフ・プロデューサー
３月２７日 11:00~12:30	野宮弁護士	報道局制作センターテレビニュース部Y制作記者（東京案件行為者）
３月２７日 15:25~16:30	水野弁護士、芝弁護士	報道局取材センター（社会）記者 ＊社会部（ＳＥＳＣ担当）
３月２７日 16:35~17:40	水野弁護士、芝弁護士	報道局取材センター（社会）デスク ＊社会部（ＳＥＳＣ担当）
３月２７日 17:45~18:25	水野弁護士、芝弁護士	報道局取材センター（経済）記者 ＊経済部（金融庁担当）
３月２７日 18:30~19:10	水野弁護士、芝弁護士	報道局取材センター（経済）専任記者 ＊経済部（金融庁担当）
４月１日 13:00~14:50	國廣委員、水野弁護士、芝弁護士	報道局取材センター（社会）担当部長 ＊社会部（取材統括）
４月１日	國廣委員、水野弁護士、芝弁護士	報道局取材センター（社会）部長

15:00~17:40		* 社会部長
4 月 3 日 10:15~12:05	國廣委員、水野弁護士、芝弁護士	コンプライアンス室（管理）部長（4 月 1 日以降は、総合リスク管理室（管理）部長）
4 月 4 日 16:00~17:05	水野弁護士	報道局編集主幹 * ニュース制作センター長
4 月 7 日 8:50~10:00	水野弁護士	報道局総務部部長
4 月 7 日 15:30~16:25	水野弁護士	報道局局長
4 月 9 日 19:00~20:30	野宮弁護士	報道局制作センターテレビニュース部 Y 制作記者（東京案件行為者）
4 月 1 0 日 15:00~16:45	久保利委員長、國廣委員、塚原委員、水野弁護士	元会長 橋本元一氏
4 月 1 1 日 13:00~14:35	久保利委員長、國廣委員、塚原委員、水野弁護士	前理事 石村英二郎氏
4 月 1 1 日 14:40~16:15	久保利委員長、國廣委員、塚原委員、水野弁護士	元総局長 原田豊彦氏
4 月 1 1 日 16:20~17:50	久保利委員長、國廣委員、塚原委員、水野弁護士	前理事 畠山博治氏
5 月 1 日 13:00~14:10	芝弁護士、青木弁護士	人事総務局労務・人事室 担当部長
5 月 1 日 14:10~15:45	芝弁護士、青木弁護士	総合リスク管理室 室長・副部長
5 月 2 日 10:00~11:45	久保利委員長、國廣委員	青山学院大学教授（NHKコンプライアンス委員会委員長）八田進二氏
5 月 7 日 9:30~12:00	塚原委員、野宮弁護士	報道局取材センター・経済部部長 報道局ニュース制作センター・メディア展開部部長及び副部長 報道局総務部部長

※なお、当委員会は、上記の事情聴取とは別に、情報提供窓口への情報提供者、情報提供の対象とされた職員、その他、当委員会が事情や意見を聴取することが必要であると判断した関係者（公的機関も含む）2 2 名から事情聴取を行ったが、その具体的内容は開示しない。

第 5．国会への参考人招致

3 月 2 4 日、当委員会の久保利委員長は、福地会長とともに衆議院総務委員会に参考人

として招致され、本件調査の進捗等につき、質問を受けた。

この質疑で、久保利委員長は、「この調査の結果、どういう方法でどのようにしてこのインサイダー情報が使われたのかということ、単に3名の方だけではなくてそれ以外の者も含めてその実態を調査した上で、それを防止するためにはどういう方法が最も有効なのかということで再発防止策を考えてまいりたい」などと回答した。

第6．仮処分申立事件

1．仮処分の申立

当委員会が調査を進めていた4月24日、本件インサイダー取引の行為者の1人である水戸放送局のX（元）ディレクターが申立人となり、NHK及び当委員会の3名の委員を相手方として、東京地方裁判所に仮処分の申立を行った。

この裁判で、申立人は、「NHK及び第三者委員会は、調査結果を公表する際、申立人の実名及び個人を特定する情報を摘示してはならない」という差し止め命令を求めた。

これに対して、当委員会及びNHKは、それぞれ別の代理人を選任して応訴し、申立の却下を求めた（資料1－5）。

2．東京地方裁判所の決定

東京地方裁判所は、5月2日、NHK及び当委員会の主張を全面的に認め、申立を却下する決定を下した（資料1－6）。

すなわち、申立人の「NHKは雇用契約上の信義則により申立人の実名を摘示しない義務を負う」という主張に対しては、「本件インサイダー取引は、金融商品取引法に違反する犯罪行為であり、職務に関して犯罪行為を行ってはならないという雇用契約上の労働者の当然の義務に違背するものであることが明らかである。そして、そのような雇用契約上の労働者の義務に違背した者が、雇用契約上の信義則に基づき、当該義務違背行為に関して、使用者であったNHKに対して差止請求権を有し、他方において、NHKが申立人に対して実名を開示しない義務を負うということは、社会通念に照らして、およそあり得ない」として、これを退けた。

また、Xディレクターの名誉毀損を根拠にする差し止めの主張に対しても、「第三者委員会が事実の解明と再発防止策の検討を目的として設置されたものであることに照らせば、第三者委員会が調査結果を公表するときには、それは専ら公益を図る目的に出た場合であると認めるのが相当」などとして、これを退けた。

3．抗告とその棄却

申立を却下されたXディレクターは、決定を不服として抗告したが、東京高等裁判所は、5月16日、抗告を棄却する決定を下した（資料1－7）。

第2部

調査報告

用語等 NHKの報道情報システムの説明、用語の定義など

A 章 本件インサイダー取引について

B 章 本件インサイダー取引に対するNHK執行部の対応

C 章 NHK全職員を対象とする「疑わしい株取引」の調査

D 章 意識調査、NHK職員の意見

用 語 等

NHKの報道情報システムの説明

用語の定義など

調査報告のはじめに、NHKの報道情報システムの仕組みなどを説明するとともに、本報告書で用いる用語の定義を示す。

第1．NHKの報道情報システムの仕組みなど

1．NHKに関する用語の説明

○記者

ニュースの取材を行い、原稿を作成することを主たる担当としている者。

○記者（制作）

放送局内（東京ではニュースセンター内）でニュースの制作を担当する者。取材記者が作成した原稿をもとに、放送用原稿の作成、原稿にあわせたビデオ編集や字幕の作成を指示してとりまとめ、放送する。

○ディレクター

番組の企画から取材、制作、放送までを担当する者。

○ニュースセンター（略称はNC）

渋谷のNHK放送センター内にあるニュース制作のためのスペース。放送を出すためのスタジオがあり、原稿を作成する部門、映像や字幕を作成する部門などがひとつのフロアで作業をしている。

○放送局

各都道府県にあるNHKの支局で、放送、技術、営業、総務などの部門がある。放送部には、記者、ニュースカメラマン、ディレクター、アナウンサーなどがおり、主に各地域のニュースや番組を制作、放送している。東京の放送センターを含めて、全国には54の放送局がある。

○報道室

各放送局の傘下であり、都道府県内の担当地域での取材を担っている。1人あるいは少人数の記者やニュースカメラマンが駐在し、放送局のニュースデスクの指示のもとで業務を行っている。

○編責

編集責任者の略称で、ニュースや番組の内容の決定権者。ニュース担当の編責は、ニュースセンターの制作フロアにおり、それぞれが担当している放送時間のなかで取り上げる項目や順番を決定する。

○デスク

放送各現場での実務責任者。ニュース取材部門では原稿作成の責任者で、取材する事項の決定、取材担当者への指示などから、放送用の原稿を完成させることまでを行う。経済部の当番デスクはニュースセンターの制作フロアに在席している。(素)原稿、汎用原稿の作成はデスクの権限を持つ者が行う。

○キャップ

ニュース取材部門における、各担当グループの長。経済部では経済産業省、日銀など、取材担当グループごとにキャップがいる。出先にいるキャップは指揮下の記者に指示をして原稿を作成し、放送局内のデスクと連絡をとりながら情報を伝え、放送用の原稿完成に携わる。

2. 報道情報システム

○報道情報システム

ニュース原稿の作成から、映像の準備、放送までを関係者が共同して行うことを可能にするコンピューターのシステム。NHK内のホストコンピューターと各担当者が使用する端末のコンピューター（報道情報端末、記者パソコン）がネットワークでつながっている。アクセス権のある各担当者は業務に応じて、取材予定、ニュース原稿、放送のための台本作成などに使用する。放送に携わる者の間では大半の情報が共有される。ただし、下記の「密原稿」はパスワードを知る当事者以外は閲覧できない。

○報道情報端末

報道情報システムの作業用コンピューター。放送局内の取材、制作の各セクションに配置されており、記者、ディレクター、映像編集担当者等が担当業務に応じて使用する。なお、報道情報端末を使用して報道情報システムにアクセスできるのは業務上必要とされる者に限られており、パスワードなどの認証が必要である。08年1月末時点でアクセス権のある者は8202人（職員5470人、スタッフ等2732人）である。

○記者パソコン

記者が携帯して報道情報システムにアクセスすることのできるパソコンで、業務上必要な者に貸与している。報道情報システムへのアクセスにはパスワードなどの認証が必要である。出先からは携帯電話回線などを使用して接続し、作成した原稿の送信など、データのやりとりを行う。

3. 報道情報システムで使われる用語

○素原稿

記者などにより報道情報システムに入力された初期段階の原稿。報道情報システムにアクセスできる者が閲覧できる。

(素原稿画面の一例)

タイトル：予・・・線運転再開
作成部局：
作成者：
処理日時：2008年03月22日11時33分
文書別：素原稿

・・・線は運転を見合わせていましたが、午後*時*分、運転を再開しました。####

○（素）原稿

デスクが素原稿に手を加え、ほぼ完成した形となった原稿。報道情報システムにアクセスできる者が閲覧できる。

○汎用原稿

放送に使用できる内容となった完成原稿。報道情報システムにアクセスできる者が閲覧できる。

(汎用原稿画面の一例)

タイトル：・・・線運転再開
作成部局：
作成者：
処理日時：2008年03月22日12時13分
文書別：汎用原稿

・・・線は運転を見合わせていましたが、午後0時10分、運転を再開しました。### #

○汎用化

原稿を汎用原稿として報道情報システムに登録すること。汎用化はデスクの判断により行われる。

○密原稿

機密性を要する原稿について、作成者が暗証番号をつけ、番号を知っている者だけが閲

覧、修正できる原稿のこと。それ以外の者は内容を見ることができない。この操作を行うことを「密をかける」という。密原稿については、暗唱番号を知らなければ原稿を読むことはできないが、アクセスできる者はタイトルを見ることはできる。密をかける場合には、内容が推測されないように仮のタイトルがつけられる場合が通常である。

4. 報道情報システムを使ったニュース放送までの流れ

- ①「予定・提案」の項目にニュースとして取材したい項目を入力する。
- ②デスクが「予定・提案」を取材項目として採用することを決定する。
- ③取材予定をもとに、映像デスクが映像を撮影するニュースカメラマンを手配する。
- ④取材に基づき、記者やキャップなどの取材担当者が「素原稿」を作成する。
- ⑤デスクはキャップや取材担当者とやりとりを行い、素原稿を「(素)原稿」にする。
- ⑥最終的な事実関係の確認などを行った上で、デスクは原稿を「汎用化」する。
- ⑦「汎用原稿」をもとに、映像や字幕の制作担当者が放送に向けて準備を行う。
- ⑧放送の実施。

以上のうち、①～⑥までの作業が、報道情報端末あるいは記者パソコンからの報道情報システムへのアクセスにより行われる。

【報道情報システムにおける原稿保存について】

○「素原稿」の保存

素原稿は、原稿本文、タイトルとも、数回にわたって加筆、訂正が加えられ原稿が置き換えられることがあるが、最後に置き換えられた素原稿のみがシステム上で保存される扱いになっている。

保存される情報は、入稿日時（最初に素原稿を登録した日時）、処理日時（最後に置き換えた時刻。1回も置き換えない場合は入稿日時を表示）、最後に置き換えられた原稿本文等である。

○「(素)原稿」の保存

原稿が汎用化された場合、その前段階である(素)原稿は、システム上、保存されない。

NHKでは、素原稿＝記者が書いたオリジナル原稿、(素)原稿＝デスクが一応手を入れた原稿、汎用原稿＝放送してもよい原稿と定義しているが、素原稿からいきなり汎用原稿は作成できず、一度、(素)原稿にしてからでないと汎用化できないシステムになっている。

実際の運用では「(素)原稿」は、汎用化までの間に様々な推敲が加えられるため、原稿本文、タイトルとも何度も加筆、訂正が加えられることもあり、その都度「(素)原稿」として繰り返し置き換えられることになる。つまり、「(素)原稿」は、「汎用原稿」の一步手前の作業途中の原稿という位置づけになっており、NHKの原稿出稿システムでは、最終的な「放送原稿（＝汎用原稿）」の前の中間生成物の「(素)原稿」を残すという発想にはな

っていない。

仮に、制作過程にある「(素) 原稿」も記録に残すとなると、何本もの原稿を残すことにもなりかねず、また、オリジナル原稿である「素原稿」と最終的に放送に使う「汎用原稿」の2つの原稿が残っていれば実際の不都合も生じないと考えられている。

○「汎用原稿」の保存

汎用原稿はすべて保存されている。

第2．本報告書における用語の定義

○NHK職員（等）、NHK役職員（等）

特に断らない限り、NHK本体の職員のみならず、スタッフ、関連団体の職員などを総称して「NHK職員」「職員」と表記する。「NHK職員等」「職員等」と表記する場合もある。役員を含む場合には「NHK役職員（等）」「役職員（等）」と表記する。

○カップ・クリエイト

回転寿司チェーン「かつぱ寿司」などを展開する外食大手のカップ・クリエイト株式会社。東京証券取引所第1部上場。

○ゼンショー

牛丼チェーン「すき家」などを展開する外食大手の株式会社ゼンショー。東京証券取引所第1部上場。

○本件情報

カップ・クリエイトとゼンショーが資本提携を伴う業務上の提携を行うことをそれぞれ決定した事実。これは、本件インサイダー取引（水戸案件、東京案件、岐阜案件）における「重要事実」に該当する。

○本件原稿

カップ・クリエイトとゼンショーが資本提携を伴う業務提携を行うことを記事の内容とする報道情報システムに登録された原稿。

本件原稿のタイトルは、素原稿の段階（平成19年3月8日の午後1時40分時点）では「外食問題」とされており、汎用原稿の段階（同日午後2時38分時点）では「ゼンショー かつぱ寿司グループ化」とされていることが報道情報システムの記録上確認できるが、その間の（素）原稿の段階でどのようなタイトルであったかが本報告書における検討の対象となる。

○水戸案件

水戸放送局のXディレクターが、平成19年3月8日に行ったカップ・クリエイト株に関するインサイダー取引。「本件インサイダー取引」と呼ぶことがある。

このインサイダー取引に対しては、平成20年2月29日、SESCが課徴金納付命令の発出を勧告し、同年3月19日、金融庁は課徴金納付命令の決定を行った。

○東京案件

報道局テレビニュース部のY制作記者が、平成19年3月8日に行ったカップ・クリエイト株に関するインサイダー取引。「本件インサイダー取引」と呼ぶことがある。

このインサイダー取引に対しては、平成20年2月29日、SESCが課徴金納付命令の発出を勧告し、同年3月19日、金融庁は課徴金納付命令の決定を行った。

○岐阜案件

岐阜放送局のZ記者が、平成19年3月8日に行ったゼンショー株及びカップ・クリエイト株に関するインサイダー取引。「本件インサイダー取引」と呼ぶことがある。

このインサイダー取引に対しては、平成20年2月29日、SESCが課徴金納付命令の発出を勧告し、同年3月19日、金融庁は課徴金納付命令の決定を行った。

○コンプライアンス委員会

経営委員会の監視・監督機能を強化し、NHKにおけるコンプライアンスの徹底を図るため、平成18年9月に経営委員会の諮問機関として設置された委員会。

平成19年11月からはNHK第2次コンプライアンス委員会となり、この関係で、それ以前のコンプライアンス委員会を第1次コンプライアンス委員会と呼ぶ。第1次、第2次とも委員長は八田進二青山学院大学教授。

コンプライアンス委員会が出した答申には、第1次コンプライアンス委員会が平成19年6月26日に提出した最終答申（以下、「第1次答申」という）と、第2次コンプライアンス委員会が平成20年2月12日に提出した中間答申（以下、「第2次答申」という）がある。

第2部

A 章

本件インサイダー取引について

第1．本件原稿の掲載時刻

第2．水戸案件

第3．東京案件

第4．岐阜案件

第1．本件原稿の掲載時刻

1．当委員会が認定した事実

(1) 平成19年3月8日11時過ぎ、経済部デスクは、ニュースセンター（NC）において、経済部所属記者より、ゼンショーが株式公開買い付け（TOB）によりカップ・クリエイトの発行済株式総数の3分の1を超える株式を取得する方針という独自情報ありとの電話連絡を受けた。

(2) この連絡を受けて、経済部デスクは、この情報を原稿化してニュースとして取り扱うことを考え、同日正午頃に、経済部民間グループを統括するキャップに対して、この情報についての取材と原稿作成を指示した。

また、経済部デスクは、報道情報システムに、「外食問題」というタイトル名で原稿の出稿予定時間や、ゼンショー及びカップ・クリエイトがそれぞれ経営する店舗の外観（映像）取材依頼を入力した（この時点では、14時30分が出稿予定時刻とされている。なお、この入力内容を見る限り、ゼンショーやカップ・クリエイト、両社の提携などの情報については認知できないものと思われる）。

(3) 経済部デスクから指示を受けたキャップは、正午過ぎ、NHK千代田放送会館経済部千代田分室（以下、「千代田分室」という）に赴いた。そこで、キャップは、千代田分室にいた流通分野担当記者にゼンショー及びカップ・クリエイトについて、会社の規模や近時の動向などの一般的な情報を収集するように指示するとともに、経済部デスクから伝達された情報を元に素原稿の作成を開始した。

キャップは、担当記者が収集した情報なども踏まえて素原稿を作成し、13時23分に、千代田分室の報道情報端末を使用し、報道情報システムに素原稿を登録した。この素原稿には「外食問題」というタイトルが付され、原稿の本文は、「外食大手のゼンショーが、競争力を強化するため回転寿司チェーンで国内トップクラスのカップ・クリエイトの3分の1を超える株式をTOBにより取得して、グループ会社化する方針を固めた」という趣旨のものであった。

この素原稿登録の際に、キャップは原稿に密（パスワード）をかけたため、原稿の本文はパスワードを知る者だけしか閲覧できない状態となった（タイトルは、報道情報システムにアクセスできる者は閲覧可能）。キャップは、経済部デスクに対して原稿の本文を読むためのパスワードを、別途電話により連絡した。

経済部デスクは、報道情報システムでキャップが登録した素原稿を確認し、原稿の表現、体裁などに修正を加え、13時40分に報道情報システム上の素原稿の置き換えを行った。なお、この13時40分に置き換えられた素原稿が、素原稿として最後のバージョンであり、その後の原稿は（素）原稿となる（「用語及び報道情報システムの説明」参照）。この時点でのタイトルは「外食問題」とされていた。

(4) 本件素原稿は、デスクにより、13時40分以降14時38分の汎用原稿化までの

間に、(素)原稿に置き換えられた¹。

(5) 夕刊に掲載される報道情報については14時に日経クイックにアップされることから、本件においても、キャップ、担当記者とも、14時過ぎに日経クイックを確認した。そこで、本件に関する情報がないことが確認できたため、本件を独自ネタとして15時のニュースで放送したいと考え、ゼンショーに事実確認のための連絡を行うことにした。

(6) 14時20分過ぎに、担当記者は、キャップの指示に基づき、本件についての事実関係を確認するために、千代田分室よりゼンショーに電話で連絡した²。

ゼンショーに対する確認の結果、ゼンショーによるカップ・クリエイトのグループ化の事実は確認できたが、その株式取得の方法については、素原稿に記載したようにゼンショーがTOBによってカップ・クリエイトの発行済株式総数の3分の1を超える株式を取得するのではなく、ゼンショーがカップ・クリエイトから第三者割当増資を受けることなどによりカップ・クリエイト株式のおよそ30%程度の保有割合を占めることになるということが判明した。

担当記者より上記の報告を受けたキャップは、経済部デスクに確認結果を連絡した。これを受けて経済部デスクは、NCの報道情報端末において、原稿本文の「ゼンショーがカップ・クリエイトに対してTOB（株式公開買付）を実施して3分の1を超える株式を取得してグループ化する方針」という趣旨の記載を、「ゼンショーがカップ・クリエイトの30%あまりの株式を取得しグループ会社化する方針で、カップ・クリエイト側もこれに賛同している」という趣旨の記載に修正した³。

(7) 経済部デスクは、修正した原稿（これは(素)原稿である）の内容についてキャップに確認を行った上で⁴、14時38分に、当該原稿の汎用化を行い、ほぼ同時に「ゼンショーがカップ・クリエイト株式の約30パーセントを取得しグループ会社化する」という原稿概要をNC内にマイクでアナウンスした。

(8) 報道情報システム上の本件原稿のタイトルは、上記(3)～(6)の事実経過の途中である(素)原稿の段階で、遅くとも14時20分過ぎ（最も遅い場合でも14時28分）までに、「外食問題」から「ゼンショー かつば寿司グループ化」に置き換えられた。

¹ なお、報道情報システムでは、汎用化が行われた場合には、(素)原稿は保存されない仕組みになっているため、本件原稿の(素)原稿は保存されていない（「用語及び報道情報システムの説明」参照）。したがって、(素)原稿段階で、原稿本文及び／又はタイトルが何回置き換えられたかは不明である。

² 同日14時22分に、担当記者の業務用携帯よりゼンショー代表電話番号への電話記録（通話時間：258秒）があり、この電話により、担当記者がゼンショーへの本件情報の詳細についての事実確認を開始したものと考えられる。

³ 同日14時33分に、千代田分室よりNC内経済部への電話記録（通話時間：74秒）があり、この電話により、キャップからデスクへ本件原稿の内容変更についての連絡がされた可能性が認められる。

⁴ 同日14時36分に、千代田分室よりNC内経済部への電話記録（通話時間：79.5秒）があり、この電話により、キャップとデスクとの間で、本件原稿についての最終的な確認が行われた可能性が認められる。

2. 認定事実についての補足（本件原稿のタイトル名の変更が行われた時点について）

（１）報道情報システムにおいては、密をかけられたものについては、パスワードを入力しなければ原稿内容を確認できない。しかし、原稿には密がかけているものであっても、そのタイトル名については密のかかっていない通常の前稿と同様に閲覧することができる。

本件原稿については、出稿時間等の予定の入力の段階から「外食問題」という漠然としたタイトルが付けられ、１３時４０分に置き換えられた素原稿（これは素原稿として最後に置き換えられたものであるため、データ上、確認できる）においても同様のタイトルとなっていたが、１４時３８分に汎用化された汎用原稿（これもデータ上、確認できる）においては「ゼンショー かっぱ寿司グループ化」という本件原稿の内容を推測できるタイトルとされている。

そこで、本件原稿は、１３時４０分から１４時３８分の間には（素）原稿の段階にあったが、そのうちの時点でタイトルが「外食問題」から「ゼンショー かっぱ寿司グループ化」に置き換えられたのが問題になる。

（２）本件原稿のタイトルが置き換えられた時刻については、本件原稿の作成に直接関与した経済部デスク、キャップの供述と、水戸案件のXディレクター、岐阜案件のZ記者との供述が食い違っている。

すなわち、本件原稿の作成に直接関与した経済部デスク、キャップはともに「（１４時３８分の）汎用化の直前にタイトル名について協議し、タイトルを変更したと思う」と述べている。

これに対して、水戸案件のXディレクターは、当委員会の事情聴取において、報道情報システム上の下の部分（素原稿と（素）原稿が掲載される場所）で、ゼンショーとカッパのグループ化を示すような１行のヘッダー（タイトル）を見た記憶がある旨を供述している。

岐阜案件のZ記者も、１４時２０分台（遅くとも１４時２８分）にゼンショー株式の買い注文を発注しているが、Z記者はNHKの担当者に対して、「発注の前に、報道情報システムでゼンショーとかっぱ寿司の業務提携の原稿を見た」という趣旨の供述をしている。

（３）そこで、この食い違いについて、以下、検討する。

① 水戸案件のXディレクターの、報道情報システム上の下の部分（素原稿と（素）原稿が掲載される場所）で、ゼンショーとカッパのグループ化を示すような１行のヘッダー（タイトル）を見た記憶がある旨の供述は、その供述が具体的であることから、おおむね信用するに足るものと認められる。また、この供述は自己に不利益なものであり、Xディレクターが敢えて記憶に反する供述をする理由はないと考えられる。

② 岐阜案件のZ記者によるゼンショー株の発注は１４時２０分台（１４時２０分以後、遅くとも１４時２８分まで）、カッパ・クリエイト株の発注は、１４時２０分～３０分

台（１４時２０分以後、遅くとも１４時３３分まで）あり、Ｚ記者による両社の株の発注は、いずれも１４時３８分の本件記事の汎用化より前である。

Ｚ記者が、１４時３８分の汎用化の前に、本件原稿の「外食問題」というタイトルだけを見て両社の株を発注することは考えられないし、パスワードを破ってゼンショーによるカップ・クリエイトのグループ会社化という原稿本文を読んだとは考えにくい。

- ③ 岐阜案件のＺ記者は、ゼンショー株とカップ・クリエイト株の両銘柄につき、ほぼ同時に買い付け発注し、両銘柄とも翌日すべて売り抜けて利益を上げている。

Ｚ記者が、両銘柄をほぼ同時に発注した（そして、翌日売り抜けた）という事実は、Ｚ記者が、「ゼンショー」「カップ・クリエイト（あるいは、かっぱ寿司）」「提携（あるいはグループ化）」という一連の情報を知り、これらの情報に基づいて、発注をしたことを意味する（両社の社名及び提携という情報を知らずに、偶然、両社の株を同時に発注することは、まずありえない）。

- ④ 岐阜案件のＺ記者は、NHK担当者に対して、３月８日の時点の認識について、「当時もたぶんゼンショーが“すき家”を経営していたことは知っていた。かっぱ寿司についても知っていたが、かっぱ寿司を経営する会社がカップ・クリエイトだとは知らなかった。このため、イー・トレードかどこかのホームページで、かっぱという文字を入力して、経営する会社がカップ・クリエイトという会社だということを調べてからカップ・クリエイト株を購入した」と述べている。

この供述は、本件原稿のタイトルが「ゼンショー かっぱ寿司グループ化」であって、カップ・クリエイトという社名がタイトルに表示されていなかった事実とも符合する。

また、カップ・クリエイトという社名は本件原稿の本文に出ているが、もしＺ記者が本件原稿の本文を読んでいれば、わざわざかっぱ寿司の社名がカップ・クリエイトであることを調べる必要はなく、この事実からもＺ記者がパスワードを破って本件原稿の本文を読んで発注したのではないことが基礎づけられる。

- ⑤ 本件原稿の本文には、素原稿の段階から「ゼンショー」「カップ・クリエイト」「かっぱ寿司」「３分の１を超える株式を取得」「グループ会社化する方針」という記載があり、（素）原稿の比較的早い段階で、「ゼンショー かっぱ寿司グループ化」というタイトルをつけたとしても矛盾はない。

- ⑥ １４時２２分から２５８秒間、担当記者がゼンショーに対して事実確認の電話をしており、この段階でゼンショーのカップ・クリエイト株取得の方法がＴＯＢではなく第三者割当であることが判明した事実が認められるが、ＴＯＢ、第三者割当いずれであっても株式取得によるグループ化に相違はないので、「ゼンショー かっぱ寿司グループ化」というタイトル置き換えが、この事実確認の後でなければならない必然性はない。

- ⑦ 経済部デスク、キャップの供述については、密のかかった原稿については早期にその内容が推測できるようなタイトル名とはしない（汎用化の直前にタイトル名を変更する）ことが通常の業務の流れであることから、本件についても本件当時の記憶そのもの

ではなく、通常と同様の手順に従ったとはずであるという趣旨で上記のような供述をしている可能性が否定できず、原稿作成に関与したものとしては（素）原稿の段階でタイトル名を変更したと認めることに躊躇がある可能性も払拭できないことなども考えれば、経済部デスク、キャップの供述は、Xディレクター、Z記者の供述等に比して、その信用性は相対的に低いものとも考えられる。

（４）以上、①～⑦を総合的に勘案すると、本件原稿のタイトルは、汎用化（１４時３８分）の直前ではなく、遅くとも岐阜案件のZ記者がゼンショー株式を購入した１４時２０分過ぎ頃（最も遅い場合でも１４時２８分）までに、（素）原稿の段階で「ゼンショー かっぱ寿司グループ化」という本件原稿の内容を推測できるものに変更されていたと認めるのが合理的である。なお、このタイトル変更に伴い、このニュースが独自ネタであることを意味する（独）がタイトルに付されたものと推測される。

第2．水戸案件

1．本件インサイダー取引に至る経緯

【Xディレクターの経歴】

平成 4 年 4 月	入局
同年 4 月	報道局ニュースセンターに配属
平成 6 年 7 月	京都放送局報道センターに配属
平成 10 年 7 月	報道局制作センターに配属
平成 14 年 7 月	放送総局首都圏放送センターに配属
平成 16 年 7 月	水戸放送局放送部に配属

【株取引開始の経緯】

Xディレクターは、平成16年5月から6月にかけて、a証券、b証券にオンライン取引口座を開設し、株取引を開始した。なお、同時期にc証券にも口座を開設したが、この証券口座では株取引を行っていない。

Xディレクターは、以前から資産（預貯金）の運用を考えていたところ、当時はネット証券での株取引がブームになり始めたころだったので自分もネット証券を使った株取引で資産運用を行うことにしたと述べている。資産運用の目的としては、当時、母親の病気もあり、将来の介護費用に備えたいという思いもあったと述べている。また、Xディレクターは、以前から経済系の分野に興味があり、新興企業の取材などを通じて業績が伸びる会社の見極め方のようなものに関心を持っていたことも株取引を開始したきっかけであったとのことである。

なお、株取引の開始に当たって誰かに誘われて取引を開始したということはなく、自発的に取引を開始したと述べている。

また、Xディレクターは、株取引を開始するにあたって、自らが報道機関に属する者であり、取材等により企業関係の情報を知りうる立場にあることが、場合によっては株取引との関係で問題になりうる可能性があるという点には思い至らなかった旨を述べている。

【株取引の回数】

Xディレクターは、平成17年2月から平成20年1月にかけて、下記のとおり、約定ベースでは、100銘柄について、合計1537回（売り：730回、買い：807回）の約定を成立させた。

（約定ベース）

平成17年 b証券口座を通じて1銘柄合計2回

（売り：2回、買い：0回）

a証券口座を通じて59銘柄合計609回

（売り：246回、買い：363回）

平成１８年　a証券口座を通じて３０銘柄合計５３５回

（売り：２７８回、買い：２５７回）

平成１９年　a証券口座を通じて２７銘柄合計３３２回

（売り：１７０回、買い：１６２回）

平成２０年　a証券口座を通じて２銘柄合計５９回

（売り：３４回、買い：２５回）

【株取引の傾向】

Xディレクターは、株取引を開始した当初は、購入した株式を中長期的に保有する傾向もあったが、平成１７年以降は、取引の同日ないしは数日内に反対売買（短期売買）を行う傾向が強くなった。なお、このような取引傾向の変更について、Xディレクターは、株式市場の動向から中長期的に株式を保有するよりも短期売買を行うほうがリスクが少ないと考えたと述べている。

また、松井証券口座においては現物売買の方法により株取引を行っていた。これに対して、a証券口座においては、当初は現物売買及び信用取引の方法を併用していたが、短期売買を行う傾向が強くなった平成１７年以降については、機動的な取引の必要性などから、基本的に信用取引の方法により株取引を行うようになった。

【株取引の方法】

Xディレクターは、自宅ＰＣ、携帯電話（私用）、モバイルＰＣ（私用）のいずれかの方法により株取引の発注を行っていた。Xディレクターには、業務用携帯電話、記者用パソコンは貸与されていなかった。

自宅ＰＣを利用した株取引については、出勤前にシステムトレード（あらかじめ指値、売買の別などを指定して機械的に行う株取引）の方法により発注を行う場合と、休憩時間に一度帰宅して発注を行う場合とがあった。携帯電話、モバイルＰＣを利用した発注については、勤務時間中（休憩時間も含む）に株取引を行う場合など、自宅外で株取引を行う場合に利用していた。

なお、各方法の頻度について、Xディレクターは、携帯電話及びモバイルＰＣを利用して自宅外から行った取引よりも、自宅ＰＣを利用して行った株取引のほうが多いと思うと述べている。

【勤務状況など】

平成１６年７月に配属された水戸放送局では、Xディレクターは、放送部副部長の管理の下で、水戸放送局で新たに開始した地上デジタル放送の立ち上げ業務や、水戸放送局ローカル番組の制作にディレクター職として従事していた。平成１８年４月以降は、管理職に次ぐ立場として、放送部副部長や同部チーフディレクターとともに、１７時から生放送

される水戸放送局ローカル番組「わいわいスタジオ」の編責など番組制作の責任者（デスク）としての立場を任されていた。

管理職は、Xディレクターの勤務時間については勤務記録等により把握していたものの、番組制作という業務の性質からも、Xディレクターの業務時間中の詳細な動向について把握することは現実的には難しい状況にあった。とりわけ平成18年4月以降については、Xディレクターは番組制作上の責任者としての立場にあり、番組制作のうえで必要な打ち合わせ等に参加していれば、その他の時間については基本的には裁量に委ねられているのが実情であった。

そのため、休憩時間等も業務の進捗にあわせて自らの裁量により適宜の時間でとる形となっており、Xディレクターは自宅が水戸放送局から自転車で5分程度の距離にあったことから、休憩時間に帰宅して昼食をとったり、自宅PCで株取引を行ったりすることも多々あった。この点については、Xディレクターは、時々の業務内容などにもよるが、平均すれば週2、3日は休憩時間に一度帰宅していた旨を述べている。なお、水戸放送局においては、水戸放送局と自宅が近い職員も多く、休憩時間に一度帰宅するということはXディレクター以外の職員も行っていた⁵。

【報道情報システムの利用状況】

Xディレクターは、報道局に在籍していた時期から、報道情報端末へのアクセス権を有しており、業務上、報道情報端末を利用していた。

平成16年7月に配属された水戸放送局では、Xディレクターが勤務する2階放送部フロアには計8台の報道情報端末が設置されており、Xディレクターは業務の手が開いた時間などを利用して、自らのマンナンバー・パスワードを端末に入力し、頻繁に報道情報システムを閲覧していた。Xディレクターは、報道情報システムでは、「水戸」のほか「経済」「社会」「首都圏」などの画面を閲覧することが多かったと述べている。

なお、報道情報システムを閲覧していた理由について、Xディレクターは、東京のディレクターなどが事前の連絡などなしに水戸まで取材に来ることもあり、水戸放送局でのローカルの報道内容と重複したりしないようにするために報道情報システム上の取材予定などを確認することが業務上必要であったと述べている。しかし、一般に、Xディレクターのようなローカル局のディレクター職については、報道情報システムを使用する必要性は皆無ではないが、少なくとも常時確認する業務上の必要性はなかったと考えられる。これについては、Xディレクターの管理者であり、また、Xディレクターと同様の業務を行うことも多かった水戸放送局放送部副部長も、Xディレクターが述べるような理由では通常は報道情報端末を利用しない、ローカル局ではディレクター職は報道情報端末をあまり使うことはない、Xディレクターが報道情報端末を利用する頻度は他のディレクター職と比

⁵ NHKの地方放送局の職員は緊急事態の発生などに備え、職場の近くに居住することが多い。

較して突出しておりディレクター職としては異例であったと思うなどと述べている。

2. 本件インサイダー取引

2. 1. 当委員会が認定した事実

- ① 平成19年3月8日、Xディレクターは、10時過ぎに水戸放送局に出勤し、10時45分からの打ち合わせに参加した。その後、13時からの編成会議及び14時からの技術打ち合わせに参加した。

Xディレクターは、遅くとも14時30分までに水戸放送局2階放送部フロアに設置された報道情報端末の1つから報道情報システムにアクセスし、報道情報システムに掲載された本件原稿についてのタイトルを見たことにより、カップ・クリエイト（かつぱ寿司）がゼンショーによりグループ化される旨の情報を得た。

- ② その後、Xディレクターは水戸放送局を出て自宅に戻り、自宅PCを使用してa証券のオンライン口座を通じて、同日14時45分から、信用取引の方法によりカップ・クリエイト株の買い注文を3回に分けて行った。その結果、次のとおりの約定が成立し、合計3000株を合計515万円で購入することとなった。

平成19年3月8日 14時45分 1715円で1000株

14時55分 1716円で1000株

14時57分 1719円で1000株

Xディレクターは、15時過ぎないしは遅くとも16時までには水戸放送局に戻り、自らが編責を務める番組の17時からの生放送に向けた準備等の業務を行った。

- ③ 平成19年3月9日、Xディレクターは、前日のカップ・クリエイト株式の購入による利益を確定させるために、水戸放送局に出勤する前に、自宅PCを使用してa証券のオンライン口座を通じて、同日9時01分に、信用取引の方法によりカップ・クリエイト株式会社の売り注文を行った。その結果、次のとおりの約定が成立し、3000株を567万円で売却した。

平成19年3月9日 9時01分 1890円で3000株

- ④ 上記①及び②と③記載のカップ・クリエイト株式の売買の結果、Xディレクターは合計52万円（手数料等を除き51万4983円）の利益を得た。

2. 2. 認定事実の補足説明

【Xディレクターの本件情報の入手方法等について】

- (1) Xディレクターは、本件情報の取得の経緯に関して、報道情報システムを閲覧し、本件情報に関する1行のタイトルのようなものを見た記憶があること、タイトルの中に「ゼンショー」が記載されていたかについては記憶にないが、少なくとも「かつぱ」という言葉は入っていたのは記憶があること、タイトルに「グループ化」という言葉自体が入っていたかは明確ではないが、グループ化をイメージできるようなものを見た記憶

があること、そのようなタイトルのようなものが報道情報システム画面の右下のほうにあった記憶があることなどを述べている。

- (2) Xディレクターの供述は、行為当時から事情聴取までに約1年の期間が経過していることなどを勘案しても相当に具体的なものと認められる。他方、上記のような供述は、報道情報システムを閲覧したことにより本件情報を入手したことを認める点でXディレクター自身に不利益な供述であり、このような供述についてXディレクターが敢えて虚偽の事実を述べる理由は見出しがたい。

また、本件原稿には素原稿の段階から密（パスワード）がかかっていたことから、同日14時38分の汎用化以前の段階ではパスワードを入力しない限り本件原稿の内容を閲覧することはできず、また、Xディレクターが本件原稿のパスワードを知っていたとする事実は窺われないことから、タイトルを見て本件情報を入手したとするXディレクターの供述は自然なものである。さらに、タイトルのようなものが報道情報システム画面の右下のほうにあった記憶があるとするXディレクターの供述は、(素)原稿については報道情報システム画面の下部のやや右側にタイトルが表示されることも整合している。

このように、上記(1)のような本件情報の取得の経緯に関するXディレクターの供述は概ね信用するに足るものと認められる。

- (3) Xディレクターは本件原稿のタイトル名の中に「ゼンショー」が記載されていたかについては記憶がない旨を述べている。しかしながら、グループ化に関する原稿のタイトルを付けるにあたって一方当事者（カップ・クリエイト）のみを記載することは考えづらく、また、そのようなタイトルでは本件原稿の意味内容を理解することは困難である。よって、Xディレクターが報道情報システムを閲覧した時点においても、本件原稿のタイトルの中には「ゼンショー」も記載されており、Xディレクターもそれを閲覧し認識していたものと考えられる。

このように解しても、「かっぱ」が印象的な名称であることや、Xディレクターは以前からカップ・クリエイト株式を取引銘柄の候補としており株取引を行うオンライン口座のウェブページにおいても銘柄リストの登録を行っていたと述べていることなどに鑑みれば、行為当時から約1年の期間が経過した事情聴取の時点において、「ゼンショー」についての記憶が明確ではなく、「かっぱ」のみを記憶していたとしても不自然ではない。

- (4) なお、本件原稿のタイトルは、14時38分の汎用化の直前ではなく、遅くとも14時20分過ぎ頃（最も遅い場合でも14時28分）までには、「ゼンショーカップ寿司グループ化」という本件原稿の内容を推測できるタイトルとされていた可能性が高いと考えられることはすでに述べたとおりである。

- (5) 以上のような点からすれば、上記2. 1. の認定事実記載のとおり、Xディレクターは、報道情報システムに掲載された本件原稿についてのタイトルを見たことにより、カップ・クリエイト（かっぱ寿司）がゼンショーによりグループ化される旨の情報を得

たと認めるのが合理的である。

(6) なお、Xディレクターは、Y制作記者及びZ記者のいずれとも面識がないと述べており、Y制作記者も同じ趣旨を述べている。また、Xディレクターは、Y制作記者及びZ記者と、その職場・経歴等からすれば、業務上の接点を持っていたとは考えにくく、私生活上において接点を持っていたことをうかがわせる事情も見当たらない。また、Xディレクターが本件インサイダー取引を実行する際に、他のNHK職員と本件情報をやりとりしていたことを窺わせる事情も存在しない。

したがって、XディレクターとY制作記者、XディレクターとZ記者との間に本件インサイダー取引についての共謀は存在せず、本件インサイダー取引はXディレクターの単独犯行であると認定できる。

【本件情報についてのXディレクターの認識、評価等について】

(1) Xディレクターは、本件取引について、報道情報端末を見たことをきっかけにカップ・クリエイト株式を買ったことは自分の記憶として間違いないと述べており、本件情報を投資判断の材料として本件取引を行ったことを認めものであるが、他方、1行の情報だけをちらっと見て「これは買いだな」とは思わなかったと思う、記憶ははっきりしないが自宅に戻った後にカップ株の日足チャートなどを見て株価が上がっていることを確認して買ったのだと思う、などとも述べている。

(2) この点、Xディレクター自身も、本件原稿のタイトルとしてカップ・クリエイト（カップ寿司）のグループ化をイメージできるようなものを見た記憶がある旨を述べており、Xディレクターは少なくとも本件情報の概要を認識していたものと認められる。そして、Xディレクターの株取引の経験及び頻度や、Xディレクターがカップ・クリエイト株式を取引銘柄の候補としていたことなどに鑑みれば、Xディレクターが本件情報の概要を認識すれば、それが株価に影響を及ぼしうるものと当然に評価したものと考えるのが自然である。また、本件当時カップ・クリエイトの売り上げが伸び悩んでおり、他社とのグループ化は一般に同社の株価を上昇させる材料と認識されるのが自然であること、Xディレクターも本件原稿のタイトルを見て間もなく帰宅し、カップ・クリエイト株の買い注文を実際に出していることなどに鑑みれば、Xディレクターは本件原稿から本件情報の概要を認識したことによりカップ・クリエイト株の株価を上昇させる材料があるものと判断し、カップ・クリエイト株の購入を決めたものと認めるのが自然である。

よって、Xディレクターは、本件原稿のタイトル名を見ることにより本件情報の概要を認識し、それをもとにカップ・クリエイト株式の購入という投資判断を行い、本件取引を実行したものと評価できる。

3. 動機・背景事情

【Xディレクターの意識】

(1) Xディレクター自身は、本件取引については、本件取引がXディレクター自身にとって印象的なものであった記憶はないと述べている。

そして、Xディレクターは、報道情報端末を見て株取引を行ったことについて、報道情報システムに掲載された情報を見て株取引を行うことについてやましいところが全くなかったわけではないが、報道情報端末を見て取引することが習慣になってしまっていた、株取引による損を少しでも取り戻そうという焦りの中で、報道情報端末を見て株取引を行うことが許容されるかどうかを厳密に考えることなく、自覚のないまま習慣化していったのだと思う、などと述べている。

(2) この点、Xディレクターについては、後記のとおり、本件取引以外にも報道情報システムに掲載された情報を参考にしたと認められる取引が合計20件（うち、本件取引以前の取引は7件）、参考にした可能性を否定できない取引が合計4件（うち、本件取引以前の取引は3件）ある。

Xディレクターは、先に述べたとおり、株取引を開始するにあたって報道機関に属する者が株取引を行うことが問題になりうる可能性について思い至らなかったとしており、報道機関に属することにより他の人が知りえない特別な情報を入手したり他の人よりも時期的に早く情報を入手したりする立場にあることの認識、すなわち、報道機関に属する者であることの自覚が希薄だったと認められる。

(3) このように、Xディレクターには報道機関に属する者であることについての自覚が希薄であり、Xディレクターは報道情報システムに掲載される情報の特殊性などについての認識を欠いたまま、漫然と、報道情報システムに掲載された情報を参考にした株取引を繰り返していたものと認められる。

そして、本件取引についても、その延長線上として、報道情報システムに掲載された情報を参考にした本件取引が法律上あるいは倫理上許容される取引であるかをことさらに検討することもなく、漫然と本件取引を行うに至ったものと考えられる。

【報道情報システムの閲覧との関係】

報道情報システムの閲覧に関しては、先にも述べたとおり、Xディレクターのようなローカル局のディレクター職については、報道情報システムを使用する必要性は皆無ではないが少なくとも常時確認する業務上の必要性はなかったと認められ、Xディレクターの管理者でありXディレクターと同様の業務を実際に行うことも多かった水戸放送局放送部副部長もその旨を述べている。このようにXディレクターには常時報道情報システムを使用する業務上の必要性がなかったにも関わらず、報道情報システムに常時アクセスできる権限が付与されていた。

また、水戸放送局においては、他に使用しているものがいなければ、適宜、報道情報端

末を利用できる状況であった。

このように業務上の必要性の有無に関わらずXディレクターが報道情報システムを閲覧することが可能な状況にあったことも、Xディレクターが本件取引を含む報道情報システムに掲載された情報を参考にした株取引を繰り返すに至った要因の1つと思料される。

また、Xディレクターの管理者である水戸放送局放送部副部長は、本件調査におけるヒアリングの際に、今思えばXディレクターが報道情報端末を利用する頻度は他のディレクター職と比較して突出しておりディレクター職としては異例であったと思う旨を述べているが、同副部長も含めてXディレクターの周囲の者は本件調査以前にXディレクターに対して報道情報システムの使用頻度、利用目的を質すなどの行為を特段行っていなかった。本件行為当時の客観的な状況としてXディレクターの報道情報システムの使用頻度は突出したものであったにもかかわらず、本件行為当時においては、前述の水戸放送局放送部副部長も含めてXディレクターの報道情報システムの使用頻度、利用目的などについて特段問題視することはなかったものと認められる。

以上より、XディレクターのみならずXディレクターの属する水戸放送局放送部一般としても、報道情報システムの性質や報道情報システムに掲載される情報の特殊性などについての認識が希薄であったと評価せざるを得ない。

4. その他の疑わしい株取引

4. 1. 「疑わしい取引」の抽出

当委員会が構築したデータベースを用いて、証券会社より取得したXディレクターの顧客勘定元帳に記載されていた2005年2月1日以降の株取引と報道情報システムに入稿されたニュース原稿とを照合した結果、本件インサイダー取引（カップ・クリエイト株）の他に、30銘柄31件の取引につき、Xディレクターが株取引した当日又は前日に当該取引の銘柄である企業に関する原稿が報道情報システムに存在することが判明した（同一の投資判断による一連のものと考えられる取引について一括した場合の件数。なお、約定数でいえば173回となる）。

4. 2. 「疑わしい取引」についての行為者の供述等について

本件調査の過程で、Xディレクターは本件インサイダー取引以外にも、20銘柄20件の取引（同一の投資判断による一連のものと考えられる取引について一括した場合）について報道情報端末の情報を参考にした、あるいは参考にした可能性があると述べている。また、Xディレクターは、報道情報システムを参考に取引を行うにあたっては、報道情報システムに掲載された原稿やそのタイトルよりも、報道情報システムに掲載された「予定」の画面⁶やタイトルを参考にすることが多かった旨を述べている。

⁶ 原稿出稿予定時間の予告や外観取材の手配などのために用いられる報道情報システム上の画面。素原稿の入稿に先立って登録されることが多い。ここには取材の手配などのため

そこで、Xディレクターが報道情報システムを株取引の参考としたかを検討するにあたっては、報道情報システムに掲載された原稿内容や入稿時刻だけではなく、「予定」の記載内容なども検討する必要がある。

ただし、「予定」については原稿とは異なり、システム上、入力時間が記録として保存されていないことから、「予定」の入力時間については確認することはできない。また、「予定」の記載内容についても、システム上最終の状態しか残らないため、現存している記載内容がどの時点で入力されたものなのかなどについては確認できない。

4. 3. 各取引についての検討

当委員会は、上記30銘柄31件の「疑わしい取引」について、Xディレクターによる発注時刻、報道情報システムへの原稿の入稿時刻やその供述なども踏まえて、検討を加えた。

その結果、報道情報システム上の情報を参考にしたと認められるものが20件存在することが判明した。

これらの取引のうち2例を示す。

【平成19年1月29日の築地魚市場株信用売りについて（報道情報システム上の情報を参考にしたと認められる取引の例ーその1）】

（1）株取引

Xディレクターは、平成19年1月29日、築地魚市場株式株を同日14時26分から14時58分までに行った発注により、次のように信用売りで約定している。

14時26分	255円	15000株	382万5000円
14時52分	255円	10000株	255万0000円
14時58分	253円	2000株	50万6000円
14時58分	254円	2000株	50万8000円
合計		29000株	738万9000円

その後、Xディレクターは、1月31日に1万5000株（約定価格計382万円）、2月1日に9000株（約定価格計228万6000円）、2月2日に5000株（約定価格127万5000円）、それぞれ信用取引で購入している（合計29000株。約定価格計738万1000円）。

1月29日の信用売りは、築地魚市場株の下落を予測した空売り（信用売り）である可能性がある。

（2）報道情報システムへの入稿など

築地魚市場に関連しては、1月29日12時59分に「築地の業者がふぐの無許可販売」というタイトルの素原稿が首都圏より入稿され（素原稿本文には「築地魚市場」の名称が

の各種情報が記載される。

記載されており、密がかけられていないため、Xディレクターはこれを読むことが可能)、この原稿は同日14時50分に汎用化され、同日18時10分からの首都圏ニュースで放送されている。よって、Xディレクターは、上記素原稿(14時50分以後は汎用原稿)を見た上で14時26分～14時58分の発注を行った可能性がある。

また、この原稿に対応するものとして、「築地の業者がふぐの無許可販売」という同タイトルの「予定」が入力されている。この「予定」画面には「ふぐ売買の必要な調理師免許がないままふぐを販売していた「築地魚市場」の看板撮影をお願いします」「築地魚市場の〇〇課××さんを訪ねてください」などの記載が現存し、この「予定」画面からも、築地魚市場がふぐの無許可販売を行った事実を認識することができる。この「予定」の入力時間や現存している記載内容となった時刻は確認できないが、原稿の入稿(12時59分)に先行して入力されたものと推認される。よって、Xディレクターがこの「予定」の記載内容を参考に、発注を行った可能性も求められる。

(3) Xディレクターの供述

Xディレクターは、本件調査の過程で、築地魚市場の株取引を行った際に、上記の「予定」画面を見たうえで取引を行った記憶がある旨を述べている(ただし、上記「予定」画面を見る以前に他の媒体で同情報を見ていた旨も述べている)。

(4) 以上(1)～(3)からすれば、同取引については、報道情報システム上の同社に関連する原稿、あるいは、それに対応する「予定」に記載された情報のいずれを参考にしたものであるかは明らかではないが、いずれにしてもXディレクターの発注は、報道情報システムの情報を参考とした取引と認められる。

なお、1月29日12時10分に、築地魚市場は「本日の一部報道に関するお知らせ」との適時開示を行っていることから、Xディレクターの発注はインサイダー取引には該当しないと思われるが、報道情報システムの情報を参考にした株取引であることに変わりない。

【平成19年3月12日の大日本印刷株信用売りについて(報道情報システム上の情報を参考にしたと認められる取引の例ーその2)】

(1) 株取引

Xディレクターは、平成19年3月12日、大日本印刷株を同日14時26分から14時58分までに行った発注により、次のように信用売りで約定している。

14時58分	1745円	2000株	349万0000円
14時59分	1744円	4000株	697万6000円
合計		6000株	1046万6000円

その後、Xディレクターは、3月15日に、大日本印刷株式会社を同日9時に行った発注により、上記と同数の合計6000株を信用買いで約定している。

9時00分	1705円	3000株	511万5000円
-------	-------	-------	-----------

9時00分	1708円	2000株	341万6000円
9時00分	1709円	1000株	170万9000円
合計		6000株	1024万0000円

3月12日の信用売りは、大日本印刷株の下落を予測した空売り（信用売り）である可能性がある。

（２）報道情報システムへの入稿など

大日本印刷に関しては、3月12日18時09分に「43社で860万件の顧客情報流出」というタイトルの素原稿が経済部から入稿されている。しかし、行為者が大日本印刷株式についての売却の発注をしたのは素原稿入稿前の14時58分、14時59分であり、行為者が報道情報システムに掲載された当該原稿を見て取引を行ったものとは認められない。

しかし、この原稿に対応するものとして、「情報流出数百万件で会見」という同タイトルの「予定」が入力されている。この「予定」画面には「大日本印刷の子会社の社員が、顧客情報を不正に流出させていた事件で、大日本印刷側が16時から会見。流出した顧客情報は数百万件にのぼると見られる」「会見場所 大日本印刷研修会館」などの記載が現存し、この「予定」画面からは、大日本印刷から流出した顧客情報が数百万件であることを認識することができる。この「予定」の入力時間や現存している記載内容となった時刻については確認できないが（「大日本印刷側が16時から会見」という現存の記載内容を前提とすれば、遅くとも16時以前に入力されていたと認められる）、Xディレクターが大日本印刷株式についての信用売りの発注をした同日14時58分よりも前に現存の記載内容が報道情報システム上の「予定」画面に入力されていたのであれば、Xディレクターがそれを参考にした可能性自体は否定できない。

（３）Xディレクターの供述

Xディレクターも本件調査の過程で、上記の「予定」画面を見たうえで取引を行った記憶がある旨を述べている（ただし、上記「予定」画面を見る以前に他の媒体で同情報を見ていた旨も述べている）。

（４）以上（１）～（３）からすれば、同取引については、報道情報システム上の「予定」に記載された情報を参考とした取引と認められる。

なお、本件情報流出については、大日本印刷は3月12日16時30分に適時開示を行っているが、Xディレクターの信用売りは適時開示前である。

第3．東京案件

1．本件インサイダー取引に至る経緯

【経歴】

平成 8 年 4 月	NHK入局
同年 5 月	金沢放送局放送部に配属
平成 14 年 7 月	名古屋放送局報道部に配属
平成 18 年 7 月	放送総局報道局ニュース制作センターテレビニュース部に配属

【株取引開始の経緯】

Y制作記者は、名古屋放送局報道部に勤務していた平成18年2月23日に、d証券に証券口座を開設し、株取引及び投資信託取引を始めた。Y制作記者によれば、当時、知人との雑談の中で、多少貯金のできたのであれば、最初は小さな株から買ってやってみたらどうかと勧められたことがきっかけになったとのことである。

Y制作記者は、それまでは株取引についてはリスクが高いと考えていた。しかし、預貯金による利息だけでは資産が増えないことから、国債などの他の資産運用手段を考えていた。このような折り、上記の知人から「毎日株価の欄とか気にしたらダメだよ。忘れた頃に見て、まあ1割2割上がっていればというぐらいの感覚でやれば、株はそんなにリスクはないよ」とも言われたことなどから、Y制作記者は、雑誌を読むなど独自に勉強したうえで、妻とも相談の上、資産を増やす目的で株取引を始めることとした。

Y制作記者は、自分と妻の預貯金から合計1000万円ほどを株及び投資信託に振り向けることとし、平成18年2月に口座を開設し、2ヶ月ほどのうちに1100万円を証券口座に入金し、株及び投資信託で運用するに至った。

【株取引の回数】

Y制作記者は、d証券に証券口座を開設し、インターネットを通じて株取引を行っているが、その他に証券口座は持たず、妻も証券口座を持っていない。Y制作記者本人の意識としては、株に1000万円、投資信託に500万円という振分けをしているようであるが、実際には投資信託に振り向けられた金額はもう少し大きく、逆に株に振り向けられた金額はもう少し小さい傾向にある。

Y制作記者の株取引の内訳は、以下のとおりである。

(約定ベース)

平成18年	d証券口座を通じて 14銘柄86回 (売り：40回、買い：46回)
平成19年	d証券口座を通じて 13銘柄合計53回

(売り：28回、買い：25回)

【株取引の傾向】

Y制作記者は、当初は長期保有を目的に株式を始めたと述べるものの、実際には、最初の取引から短期で株式を売却しており、その後も、ほとんどが購入した当日から数日程度で売却している。この点について、Y制作記者は、当初は長期保有ということを考えていたが、最初取引をした銘柄で利益を得たことから、小銭稼ぎに傾斜し、結果的に短期売買が多くなったと述べている。

Y制作記者によると、5万円程度の利益を出すための取引を念頭に置き、500万円を超えない範囲で投資をする感覚だったとのことであるが、実際には500万円を超えて買い付けているものも見られる。また、Y制作記者によると、3万円から5万円ほどの利益が出ていれば売却して利益を確定させ、損失については10万円ほどになれば損切りを行うという考えで短期売買を行っていたとのことである。そのため、Y制作記者は、買い注文が成立して株式を保有するに至ったときは、株価が気になって多いときは携帯を1日に5、6回チェックして、売り時を探っていた。

他方で、Y制作記者は、株主優待券目的で株の購入を考えたこともあり、カップ・クリエイトは雑誌の株主優待特集で扱われていたことから注目するようになったとも述べているが、実際に購入して株主優待券を得たのは2銘柄程度である（カップ・クリエイト株は本件に至るまで購入していない）。

また、長期保有している銘柄もわずかながらある。長期保有している銘柄については、ある程度その銘柄についての知識を得たためとY制作記者は述べている。

注文の仕方については、ほとんどが成行き注文の方法を取っており、指値で行うことはあまりなかったとY制作記者は述べるが、実際には指し値注文も数多く見られる。また、信用取引を行ったことはなく、すべて現物売買である。

【株取引の方法】

Y制作記者は、自宅の私用パソコン又はNHKから貸与されている業務用携帯電話によりインターネットを通じて株取引の発注を行っていた。また、Y制作記者は、名古屋放送局勤務時には日常業務で記者パソコンを使用していたが、記者パソコンを使用して株取引を行ったことはないとのことである。

勤務時間中にあるいは勤務時間外であっても自宅外において株取引を行う場合は、業務用携帯電話を使用してd証券の携帯電話用ウェブサイトにアクセスして発注を行っていた。

上述のとおり約定数ベースで集計した場合、Y制作記者の株取引の回数は139回であるが、Y制作記者の記憶及び同人の出勤記録などからは、その内訳は概ね次のとおりであると考えられる。

- 業務用携帯電話を使用した勤務時間中の取引とみられるもの・・・73件⁷。
- 業務用携帯電話と自宅の私用パソコンのいずれを使用しているか不明であり、時間及び場所を推定できない取引・・・5件。
- 自宅の私用パソコンを用いて取引していたとみられるもの・・・61件。

Y制作記者は、株取引を行う際には、d証券の「お気に入り」を利用していた。これは、顧客が予め注目している銘柄をピックアップして登録しておけば、その銘柄の値動きが一覧になって表示されるものである。Y制作記者は、常時、20銘柄ほどを「お気に入り」に登録し、その銘柄の値動きをみて売買を行っていた。

Y制作記者は、d証券のウェブサイトを開覧し、最近比較的割安で推移しているもので、自分が当該銘柄について多少なりとも知っているもの（例えば、その会社の製品を知っているなど）を「お気に入り」に登録していた。「お気に入り」に登録できる銘柄数は特に制限はないようであるが、一覧性などの観点からY制作記者は20銘柄ほどに限定しており、常時入れ替えを行っていた。

なお、「お気に入り」に登録した銘柄であっても、一度も売買していない銘柄もある。カップ・クリエイト株も「お気に入り」に登録していたが、本件に至るまで、実際に取引したことはなかった。

Y制作記者は、「お気に入り」に登録する前には候補銘柄について四季報やニュースリリースなどを調べていた。しかし、登録した後は、特にその銘柄のニュースリリースなどを集めることはしなかったと述べている。これは取引を行うのが勤務時間中であることが多いため時間的余裕もさほどなく、このため専ら各銘柄の株価チャートの動きのみに着目して、「お気に入り」に登録されていた銘柄が全体的に値下がり傾向にある中で値上がり傾向にあるものなど、相対的に値動きがよく見える銘柄に着目して、最後は思い切る形で買い注文を出していたためである。言い換えれば、お気に入りに登録された銘柄は、行為者にとっては自分なりの優良銘柄であって、その後は特に情報収集などをまめに行うのではなく、専らチャート（特に当日のチャートと、直近3ヶ月のチャート）の動きのみを売買の判断材料としていた。

【勤務状況など】

Y制作記者の所属するテレビニュース部社会班は、管理職2名及び制作記者12名が在籍しており、制作記者は日替わりで日勤、夜勤、泊まり業務などの勤務形態をとっている。制作記者が担当する業務は、基本的には、記者が作成したニュース原稿を実際のニュース放送の長さにあわせて加工したり、ニュースにあわせて流す映像の編集や調整、字幕を挿

⁷ 当委員会の調査に対して、Y制作記者は、名古屋放送局時代は主としてタクシーの車内やトイレで業務用携帯電話を使って取引をしており、東京のテレビニュース部においても、ニュースセンターの廊下、トイレ、階段などで取引をしていたと述べている。

入するなどの作業を行うというものである。

制作記者は、日勤の場合であれば、正午と19時のニュースは全員が担当するが、それ以外の定時の5分間ニュース（NHKでは「流れニュース」と呼ばれる）は時間によって担当を割り振られる。

個々の制作記者にどのニュース原稿を割り当てるかについては、編集責任者又は調整デスクが決定し、「流れニュース」の場合は、当該ニュース放送の1時間前に報道情報システムのオーダー画面において各自の担当が示される。

社会班の制作記者は、原則として社会部、科学文化部、首都圏放送センターとローカル各局のニュースを担当するが、大きな事件があった場合には、政治部や経済部のニュースの担当を割り振られることもある。

以上のとおり、制作記者の場合は、各時間のニュース毎に担当を割り振られているため、担当がない時間は比較的自由に行動ができる。制作記者はこの時間を利用して食事を取るなどすることから、上司もこの間は部下がどこで何をしているかについては把握していない。

勤務時間の管理については、現在はタイムカードを打刻することになっているが、従前は月毎に手入力でコンピューターシステムに勤務時間を入力して労務担当者に提出するという方法がとられていた。

【報道情報システムの利用状況】

制作記者は、原稿や映像が届いているかどうかの確認や、ニュース原稿の加工などの作業をすべて報道情報端末から報道情報システムにアクセスして行う。したがって、制作記者は勤務時間中、常に報道情報システムを見ていることになり、報道情報システムはその業務上、必要不可欠である。

ニュースセンター（NC）内の報道情報端末の数は限られており、個々の職員全員に特定の机と報道情報端末が与えられているわけではない。机や報道情報端末は特定の職員のものではなく、職員共有のものとして与えられており、個々の職員は共有の報道情報端末に自己のIDとパスワードを入れて報道情報システムにログインして作業を行っている。

なお、ニュースセンター内で、職員は常に自己の机で作業をしているわけではないため、あちこちの報道情報端末で報道情報システムが開かれたままになっており、報道情報システムにアクセス権がない者であっても、報道情報システムの情報を閲覧することは事実上可能な状態にある。

また、ニュースセンター内で業務時間中に（業務用）携帯電話を使用することは特に不審なものではなく、むしろ一般的である。

2. 本件インサイダー取引

2. 1. 当委員会が認定した事実

- ① 平成19年3月8日、Y制作記者は、10時から19時30分までの勤務であった。
当日、Y制作記者は、正午と19時のニュース、及び13時、16時の定時ニュース（「流れニュース」）を担当していた。

当日、Y制作記者は、13時5分頃から16時のニュースの担当オーダーが決まる15時頃までは、特に割り当てられた仕事もなく自由に使える時間となっていた。

- ② Y制作記者は、前日に購入した銘柄の値動きが気になり、14時6分、業務用携帯電話を使用してd証券の携帯電話用ウェブサイトアクセスした。すると、お気に入り登録していた銘柄の多くが値下がりを示す青字で表示されている中、カップ・クリエイト株は値上がりを示す赤字で表示されていることに気がついた。

Y制作記者は、カップ・クリエイト株の値動きを示すチャートを見て、値が上がり続けていることを確認した。Y制作記者は、何か買い付け材料になることがあったのか、このまま値上がりが続くのかと考えながら、しばらくは値動きを見守っていた。

14時38分、経済部デスクは、ゼンショーによるカップ・クリエイトのグループ会社化のニュースの汎用化のアナウンスを行った。Y制作記者は、ニュースセンター内でこれを聞き、ゼンショーがカップ・クリエイトをグループ化することを知った。

このアナウンスによりY制作記者は、グループ化によりカップ・クリエイト株が値上がり続けているかを確認しようと考え、14時39分、ニュースセンターから廊下に向かいながら業務用携帯電話を取り出し、d証券の携帯電話用ウェブサイトアクセスをし、チャートでカップ・クリエイト株が値上がりしていることを確認し、14時41分、カップ・クリエイト株式を1000株購入する旨の成行き注文を出した。

その結果、次のとおりの約定が成立し、合計1000株を171万0050円で購入した。

平成19年3月8日	14時42分	1709円で100株
	14時42分	1710円で800株
	14時42分	1711円で50株
	14時42分	1712円で50株

- ③ 翌3月9日、Y制作記者は、13時30分の出社であった。そのためY制作記者は、出勤前の10時18分頃、自宅のパソコンからd証券のウェブサイトアクセスした。カップ・クリエイト株のチャートをチェックしたところ、既に10万円ほどの利益が出ており、また、パソコンでチャートを見たところ値下がり傾向を示していたことから、カップ・クリエイト株1000株の売却を成行きで注文した。その結果、次のとおりの約定が成立し、合計1000株を181万1250円で売却した。

平成19年3月9日	10時18分	1810円で100株
		1811円で650株

1812円で150株

1813円で100株

- ④ 上記売買の結果、Y制作記者は、合計10万1200円（手数料等を除き、9万8392円）の利益を得た。

2. 2. 認定事実の補足説明

【Y制作記者の本件情報の入手方法について】

Y制作記者は、14時38分に経済部デスクが本件原稿を汎用化する際に行ったNC内でのアナウンスにより本件情報を認知した旨述べる（但し、次項で述べるとおりの弁解をしており、この信用性についてはそこで検討する）。

この点、先に検討したとおり、本件原稿のタイトルは、汎用化前の遅くとも14時20分過ぎ頃（最も遅い場合でも14時28分）までに、「ゼンショー かっぱ寿司グループ化」に変更されたと認められるが、Y制作記者によれば、ニュースとニュースの合間で時間があるときには報道情報端末で前日や前々日のニュース7の原稿などを見ていることも多いとのことであるので、Y制作記者は本件原稿のタイトルを見たことにより本件情報を認知したのではないかという疑いも生じる。

しかし、Y制作記者のアナウンスを聞いた直後にニュースセンターから廊下に向かいながら業務用携帯電話を取り出し、d証券の携帯電話用ウェブサイトアクセスした旨の供述は具体的であり、この点について特に虚偽を述べる理由はないこと、携帯電話用ウェブサイトログインしたのは14時39分であるところ、Y制作記者によれば、業務用携帯電話でログインするには1分もかからないとのことであり、14時38分にアナウンスを聞いてから39分に携帯電話用ウェブサイトアクセスすることは時間的に可能であることなどから、Y制作記者は、報道情報端末で本件原稿のタイトルを見たものではなく、経済部デスクの本件原稿の汎用化を知らせるアナウンスで本件情報を認知したと認めるのが相当である。

【共謀の可能性】

Y制作記者はZ記者と面識があった事実が確認されていることから、当委員会は、念のため、本件インサイダー取引についての両者の共謀の可能性について検討したが、両名は面識がある程度関係であり、平成19年3月8日に本件情報について相互に連絡した可能性を示す証拠は何ら存在しなかった⁸。

【Y制作記者の弁明について】

Y制作記者は、次のように一貫して主張、弁明する。

⁸ なお、XディレクターとY制作記者、XディレクターとZ記者との間には、面識すらなく、共謀は存在しえない。

自分はもともとカップ・クリエイトの株に注目して「お気に入り」に登録していたところ、14時38分の原稿の汎用化を知らせるアナウンスで「かっぱ」という音が聞こえたことに反応して、「そうだカップ、カップ」と思い出して、カップ・クリエイトのチャートをチェックしようと思って業務用携帯電話を使ってd証券の携帯電話用ウェブサイトアクセスしただけであり、アナウンスはカップ・クリエイト株を購入した動機にはなっていない。またアナウンスの内容がカップ・クリエイトについて買いの材料になるような重要なニュースであるという認識もなかった。

しかし、その主張、弁明は、以下の理由から信用し難い。

- ① Y制作記者は、3月8日の14時06分にd証券の携帯電話用ウェブサイトアクセスしているが、この際にカップ・クリエイト株が急激に値上がりしていることを認識し、「何故値上がりしているのか理由が気になった」と述べている。このような状況下であれば、カップ・クリエイトに関するアナウンスが流れれば、値上がりの理由はこのニュースだったのかと直ちに認識するはずであり、これに反する供述は不自然である。
- ② アナウンスを実際に行った経済部デスクによれば、汎用化のアナウンスはタイトルだけを読み上げるのではなく、汎用化原稿のリードの部分(最初の3行程度)を、そのまま、あるいは要約して読み上げるとのことである。

そうすると、本件についても、「外食大手の『ゼンショー』は、競争力を強化するため、回転ずしチェーン最大手の『カップ・クリエイト』の30%あまりの株式を取得して、グループ会社化する方針を固めた」というリード部分を、そのまま、あるいは要約してアナウンスしたものと認定できるが、これを聞けば、カップ・クリエイトの株価に影響を及ぼすグループ会社化が行われることは容易に理解できるはずである。

- ③ Y制作記者は、14時06分の時点においてもカップ・クリエイト株が値上がりしていることを認知していたにもかかわらず、すぐには購入せずにその後の値動きを見守っていた。これと対照的に、14時38分の汎用化のアナウンスを聞いて、ただちにd証券の携帯電話用ウェブサイトログインし(14時39分)、14時41分に1000株の買い注文を出している。
- ④ Y制作記者は、平成18年の秋か冬頃に株主優待券目的でカップ・クリエイトを「お気に入り」に登録した旨述べているが、株主優待券を得るためにカップ・クリエイト株を株主優待の基準日である2月末日に間に合うように購入しておらず、その後も購入していなかった。にもかかわらず、当日のアナウンス後、ただちに購入している。

以上①～④より、Y制作記者は、汎用化のアナウンスを聞き、そのアナウンスの内容がカップ・クリエイト株の値上がり材料になることを認識したうえで買い注文を出したと認められ、Y制作記者の「汎用化のアナウンスはカップ・クリエイト株を購入した動機にはなっていない。アナウンスの内容がカップ・クリエイトについて買いの材料になるような重要なニュースであるという認識もなかった」という主張、弁解に理由はない。

3. 動機・背景事情

Y制作記者は、そもそも当初は株の長期保有を考えて株取引を始めたが、いざ始めると株価が気になり、少しでも損をしたくないという気持ちから勤務時間中でも時間さえあれば頻繁に携帯電話を使用して株価をチェックしていた。Y制作記者は、「市場が開いている時間は勤務時間と重なるので勤務時間中に取引せざるを得なかった」などと弁解しているが、このような弁解で勤務時間中頻繁に業務用携帯電話を用いて株価をチェックし、株を注文することは、正当化されない。

当委員会の事情聴取に対して、Y制作記者は、当初は報道に関わっている者として株取引などをしてはいけないのではという意識を持っていたものの、d証券に口座開設の申込みをしたときに勤務先（NHK）を記載したが特に審査などなくあっさりと通ってしまったので、株取引を行うことに抵抗はなくなったと述べている。

また、Y制作記者は、「NHK倫理・行動憲章」に「取材で得た情報を個人の利益のために利用しません」と定められていることを認識しておらず、この点に関する社内研修が行われた記憶もないと述べている。そのような社内研修が行われたことがないという点については、Y制作記者の直属の上司であるテレビニュース部社会班キャップも同様の認識であり、NHK内部での社内ルールの周知が不徹底であったことが伺われる。

さらに、社内でインサイダー取引に関する研修が行われたことはなく、Y制作記者も何がインサイダー取引になるかについてはよく理解しておらず、本件当時も、本件取引がインサイダー取引に該当するという認識はなかったと述べている。

以上から、Y制作記者が本件インサイダー取引に至った背景には、Y制作記者の報道倫理やインサイダー取引規制に対する認識の欠如、株で儲けたい、あるいは損をしたくないという思いから勤務時間中でも抵抗なく株取引を行う勤務態度があったと考えられる。

4. その他の疑わしい取引

4. 1. 「疑わしい取引」の抽出

当委員会が構築したデータベースを用いてd証券より取得したY制作記者の顧客勘定元帳に記載されていた2006年2月23日以降の株取引と報道情報システムに入稿されたニュース原稿とを照合した結果、本件インサイダー取引（カップ・クリエイト株）の他に、5銘柄20件の取引につき、Y制作記者が株取引した当日又は前日に当該取引の銘柄である企業に関する原稿が報道情報システムに存在することが判明した（同一の投資判断による一連のものと考えられる取引について一括した場合の件数。なお、約定数でも同様に20回となる）。

4. 2. 各取引についての検討

当委員会は、上述の5銘柄20件の「疑わしい取引」につき、Y制作記者による取引発注日・時刻や報道情報システムへの原稿の入稿時刻との関係を調査した。

その結果、報道情報システムを利用した取引は発見できなかったが、Y制作記者自身が制作記者として作成に関与した独自原稿で取り扱った企業情報をきっかけとして取引したと認められるものが1件存在することが判明した。

これは次のようなものである。

【平成19年6月7日プロネクサス300株購入】

(1) 株取引

Y制作記者は、平成19年6月7日14時55分、携帯用ウェブサイトからプロネクサス2000株を961円で購入する旨の指値注文をし、14時56分にそれぞれ100株と200株分について約定した（約定価格合計28万8300円）。14時56分、残余の注文分については取り消されている。

同300株については、翌6月8日12時53分に990円で売る旨の指値注文を行い、即時に約定している（約定価格29万7000円）。これにより、Y制作記者は、8700円（手数料抜・税引前）の利益を得ている。

(2) 報道情報システムへの入稿など

プロネクサス関連では、前日の6月6日23時39分に「朝・独）株印刷めぐるインサイダー」というタイトルの独自ニュースの素原稿が入稿された。当該素原稿は独自ニュースであるため密がかけられていたが、3時16分に汎用化された。同原稿は、印刷会社であるプロネクサスが取引先の企業からの株券の印刷注文を元に増資などの未公表情報を知った上で株を売買して1億円以上の利益をあげていた疑いが強まったとして、SESCが同社従業員の女性とその夫を東京地検に告発する方針を固めたことをスクープするもので、同原稿は、6月7日6時30分と7時45分の全国中継ニュースにそれぞれ使用された。

なお、株式会社プロネクサスは、6月7日10時と15時30分にこれらのニュース報道に関して適時開示を行っている。

また、6月8日0時8分に「秋・独）インサイダー夫の母親主導か」というタイトルの独自ネタの素原稿が入稿され、即時に汎用化されている（したがって密はかかっていない）。

(3) Y制作記者の原稿作成への関与・評価

Y制作記者は、6月6日から7日にかけては夜勤であり、7日12時35分まで勤務しており、制作記者として当該原稿の作成に関与していたことが確認されている。

この点に関して、Y制作記者に問い質したところ、自身が当該原稿を担当していたことについて、「記憶はない」との回答であった。しかし、プロネクサス株を売買した理由については、「不祥事があって株が下がったので、上がるかなと思って買ったと思う」と述べている。

プロネクサス株が当時のY制作記者の携帯用ウェブサイトの「お気に入り」に登録されていた銘柄であるか否かは、当委員会は直接確認できない。しかし、事情聴取時にY制作記者から提供を受けた「お気に入り」登録銘柄には含まれておらず、Y制作記者も「当時、

プロネクス株をお気に入りに登録していた」とは述べていないことからすれば、プロネクス株は当時「お気に入り」登録されていたもののその後抹消されたという可能性は低いと考えられる。したがって、プロネクス株を売買した理由は、「不祥事があって株が下がったので、上がるかなと思って買ったと思う」と述べていることとあわせて考えると、もともと「お気に入り」に登録してプロネクス株を一定期間注目していたからというより、上記原稿の作成に関与したことがきっかけであると推認することが十分に可能であると思われる。

6月7日14時55分の株の買い注文自体については、NHKの朝のニュースで報道されてから8時間以上が経過してから行われたものであり、かつ適時開示後の取引であって、インサイダー取引に該当するものではない。

しかし、Y制作記者は、自己が担当した原稿であり、しかも密がかかっていた原稿から得られた情報を利用して株取引を行った可能性が高いことになる。この点について、「抵抗はなかったのか」との調査担当弁護士の質問に対して、Y制作記者は、「抵抗はなかったという答えしかありません」「その理由は、この原稿の作成を自分が担当していたことが（頭から）抜けていたから」と述べている。

また、「職務上知りえた」情報を利用したという認識はあったかとの調査担当弁護士の質問に対しては、「それはない」「相当欠如していた」「インサイダーはまったく考えていなかったと思います」などと回答している。

Y制作記者のこのような回答からは、「自己が直接関わった仕事から得られた情報を元に株取引を行うことは控えるべきではないか」「疑いを招くような行為自体を控えるべきではないか」という報道人としての倫理に基づく抑止力がそもそも存在しなかったことが窺われる。

第4．岐阜案件

1．岐阜案件についての当委員会の調査

当委員会は、2月下旬より岐阜放送局Z記者に対する事情聴取を開始しようとしたが、Z記者は体調不良のため事情聴取に応じられる状態ではないことが客観的資料により確認されたため、同人に対する事情聴取を実施することはできなかった。

したがって、本調査報告書の岐阜案件に関する部分は、当委員会設置前に行われていたNHK担当者によるZ記者に対する事情聴取の結果、当委員会によるZ記者の直属の上司への事情聴取の結果、その他の若干の客観的資料に基づいて作成せざるをえないものとなった。

また、当委員会は、Z記者に対して保有証券口座の取引記録を入手するために必要な委任状の提出を求めたが、Z記者の協力を得ることはできなかった。このため、当委員会は同人の株式取引に関する発注時刻情報を取得できず、同人が当委員会設置前にNHK担当者に提出していたd証券の口座に関する平成18年1月以降の約定履歴（約定日の記載はあるが、約定時刻の記載はないもの）のみを調査の対象とするほかなかった。

なお、Z記者は、多治見報道室勤務当時、記者に貸与されるノートパソコン（記者パソコン）を使用して報道情報システムにアクセスしていたことから、当委員会は、Z記者の記者パソコンの検証を行うことにして、専門家に分析を依頼したが、当該記者パソコンはデータが消去された上、物理的にも破壊されており、検証を行うことはできなかった。当該記者パソコンが破壊された原因についての専門家の調査の結果を踏まえた当委員会の調査の結果、Z記者が、本件記者パソコンから何らかの不正行為に関する情報が回収されることをおそれて、1月16日以降2月4日までの間に、ソフトを使用し、あるいは物理的な衝撃を加え、本件記者パソコン内のデータの消去、破壊を図った可能性が認められた。

以上より、本調査報告書の岐阜案件に関する部分については、東京案件、水戸案件と比較して限定された証拠からの推認が多くなっている点に留意されたい。

2．本件インサイダー取引に至る経緯

【Z記者の経歴】

平成15年4月	NHK入局
同年5月	岐阜放送局放送部に配属
平成17年7月	多治見報道室勤務
平成19年7月	岐阜放送局に戻る

【株取引開始の経緯】

Z記者は、平成17年7月に多治見報道室への異動となったが、同報道室は一人勤務体制であることなどから、同人はこれを不満に思うとともに、不安や寂しさを感じていた模様である。

多治見報道室勤務では比較的時間に余裕があったこと、その頃株取引（デイ・トレード）が世間で流行していたことなどから、Z記者も株取引を始める気になり、平成17年12月頃に口座をd証券とe証券で開設して株取引を開始したとNHK担当者に供述している。なお、これらの証券会社を選んだことについては特別の理由はなく、自らインターネットを利用するなどして手続きした模様である。なお、Z記者は、「もっぱら株取引はd証券を利用していた」「株取引を始めるに当たって誰かと相談したり誰かから勧められたりしたことはない」「株取引をしていることについて他人に話したことはない」などとNHK担当者に供述している。

【株取引の回数】

当委員会が把握している平成18年1月以降のd証券における取引の概要は、以下のとおりである（なお、e証券の取引については、その有無も含めて確認できていない）。

（約定ベース）

平成18年	d証券口座を通じて 12銘柄30回 (売り：13回、買い：17回)
平成19年	d証券口座を通じて 5銘柄合計37回 (売り：14回、買い：23回)

【株取引の傾向】

Z記者は、口座を開設した平成17年12月頃の取引については、「いくつかの銘柄を売買して損をしたこと以外は記憶にない」などとNHK担当者に供述している。また、「初期の頃は経済誌や経済雑誌を参考にして取引を行った」「自分はパチンコをやらないが、数万もうかったり損をしたりするパチンコのような遊び感覚で、ちょっと目についた銘柄を買っては数日後に売のような取引を続けていた」「性格的に株式を長くもっているのが嫌だったのでこまめに売り買いした」などとも供述している。この点については、平成18年1月以降のd証券を通じての全取引（17銘柄）中、反対売買が1週間以内であるものが15銘柄、最長保有期間は約1ヶ月であることが確認できる。

Z記者の株取引のパターンとして最も頻度の高いものは、総額100～300万円程度の株式を現物買いし、その2～5日後にすべて売却するというものである。なお、信用売りをしてその1～4日後に反対売買したケースも4回あった。また、長期間全く取引しない時期も存在し、平成18年2月から9月までの約7ヶ月間、同年10月から平成19年3月までの約5ヶ月間、同年4月から9月までの約5ヶ月間は、（少なくともd証券の口座においては）全く取引が行われていない。

本件インサイダー取引のうち、カップ・クリエイト株については同一日（平成19年3月8日）の短時間の間に多数回約定（現物買いが12回、信用買いが5回）が成立しているが、このように同一日に同じ銘柄について多数回の約定が成立しているケースは、他には存在しない。なお、当日のゼンショー株については、現物買いが3回である。

【株取引の方法】

Z記者は、株取引の方法につき、「一部携帯電話を利用したこともあるが、基本的には職場から徒歩数分の自宅に昼食に戻った際に、自宅にあるパソコンを使用して株取引を行った」とNHK担当者に供述している。

【勤務状況など】

Z記者は、平成17年7月に岐阜県多治見市にある多治見報道室勤務となり、そこで約2年間勤務しており、本件発生当時（平成19年3月8日）、多治見報道室勤務であった。その後、平成19年7月に岐阜放送局本体に戻り、遊軍担当となった。

岐阜放送局は局長以下職員数約70名の体制であるが、多治見報道室には記者1名だけが駐在しており、管理職はいない。当時、Z記者は多治見報道室から徒歩数分の近接した場所に自宅があった。

【報道情報システムの利用状況】

記者という職務上、報道情報システムへのアクセスは必要不可欠であることから、Z記者は、日々頻繁にアクセスしていたと考えられる。

多治見報道室には、報道情報システムにアクセスするための報道情報端末は存在せず、Z記者は、NHKから貸与されていた記者パソコン（ノート・パソコン）に、主として業務用携帯電話（時には、私用の携帯電話）を接続して報道情報システムにアクセスしていた（報道室内の固定電話に接続してアクセスすることも可能であるが、実際にはあまり行われていなかったようである）⁹。

⁹ 記者パソコンに私用の携帯電話、出先の固定電話等を接続すれば報道情報システムにアクセスできる。なお、この場合にもパスワードなどによる認証は必要である。

3. 本件インサイダー取引

3. 1. 当委員会が認定した事実

- ① 平成19年3月8日、Z記者は、8時頃に多治見報道室に出勤し、午前中は「校庭にホタルの幼虫を放流」という記事の取材を行った。その後報道室に戻り、14時07分、この記事が報道情報システムに入稿した。

その後、14時20分頃、多治見報道室から徒歩で数分の距離にある自宅に昼食に戻った。

- ② Z記者は、自宅内において、14時20分頃から14時28分までの間に、NHKから貸与を受けている記者パソコンを通じて報道情報システムにアクセスし、報道情報システムに掲載された本件原稿についてのタイトルを見ることにより、ゼンショーがカップ・クリエイトをグループ会社化する旨の情報を得た。

この情報から、Z記者は、ゼンショー株とカップ・クリエイト株が値上がりしそうであると考え、

- (イ) ゼンショー株については、14時20分台（遅くとも14時28分まで）に買い発注を開始し、遅くとも14時33分までに買い発注を終了して、次のとおりの約定が成立し、合計2500株を合計327万6000円で購入した。

平成19年3月8日の遅くとも14時28分までに、1310円で2000株

遅くとも14時33分までに、1312円で 500株

- (ロ) カップ・クリエイト株については、遅くとも14時33分までに買い発注を開始し、遅くとも15時00分までに買い発注を終了して、次のとおりの約定が成立し、合計3150株を合計539万7900円で購入した。

(現物買い)

平成19年3月8日の、遅くとも14時33分までに、1705円で200株

遅くとも14時40分までに、1706円で 50株

遅くとも14時40分までに、1707円で800株

遅くとも14時53分までに、1718円で300株

遅くとも14時58分までに、1717円で350株

遅くとも14時59分までに、1711円で150株

遅くとも14時59分までに、1715円で150株

(信用買い)

平成19年3月8日の、遅くとも14時58分までに、1719円で300株

遅くとも14時58分までに、1717円で650株

遅くとも15時00分までに、1720円で200株

- ③ 平成19年3月9日、Z記者は、前日のゼンショー株及びカップ・クリエイト株の購入による利益を確定させるために、出勤前に、自宅パソコンを使用してd証券のオンライン口座を通じて、ゼンショー株については合計2500株を合計334万5500円

で、カップ・クリエイト株については合計 3 1 5 0 株を合計 5 8 5 万 7 2 0 0 円で売却した。

(イ) ゼンショー株

1 3 3 8 円で 2 0 0 0 株
1 3 3 9 円で 5 0 0 株

(ロ) カップ・クリエイト株

(現物売り)

1 8 4 0 円で 3 0 0 株
1 8 4 5 円で 4 0 0 株
1 8 5 0 円で 6 0 0 株
1 8 6 0 円で 7 0 0 株

(信用売り)

1 8 5 1 円で 2 0 0 株
1 8 5 5 円で 3 0 0 株
1 8 9 0 円で 6 5 0 株

④ 上記②及び③記載のゼンショー株及びカップ・クリエイト株の売買の結果、Z 記者は合計 5 2 万 8 8 0 0 円（手数料等を除き 5 1 万 1 4 5 4 円）の利益を得た。

3. 2. 認定事実の補足説明

【Z 記者が自宅に戻った時刻】

多治見報道室には、Z 記者のみが勤務していた。

Z 記者は、平成 1 9 年 3 月 8 日の午前中に「校庭にホタルの幼虫を放流」というニュースの取材を行った後、報道室に戻り、その記事を記者パソコンで報道情報システムに入稿してから、1 4 時過ぎ頃に昼食のために徒歩数分の距離にある自宅に戻ったと NHK 担当者に述べている。

多治見報道室の固定電話の通話記録によると、1 3 時 5 4 分から 2 3 7 秒間、このニュースの対象となった小学校に電話がかけられており、ここで Z 記者が午前中の取材に関連する事後確認、放送予定の報告などを行ったものと推測される。

このニュース記事は、Z 記者により 1 4 時 0 7 分に報道情報システムに入稿されているが、多治見報道室の固定電話の通話記録によると、1 4 時 0 7 分から 1 4 時 1 3 ～ 1 4 分頃まで（3 8 0. 5 秒間）、岐阜放送局の報道部門に電話がかけられている。これは Z 記者が記事を入稿するのとほぼ同時に岐阜放送局のデスクに電話をかけて、入稿した記事の内容等についての報告、打ち合わせを行ったものと推測される。

Z 記者がこの報告を終えてからすぐに徒歩数分の距離にある自宅に向かったとすれば、帰宅したのは 1 4 時 2 0 分頃であったと考えられる。

したがって、Z 記者が自宅において記者パソコンで報道情報システムにアクセスして本

件原稿（ゼンショーによるカップ・クリエイトのグループ会社化の原稿）を見たのは、14時20分頃以降ということになる。

【Z記者の発注時刻】

（1）Z記者は、ゼンショー及びカップ・クリエイト両社の株を購入しているが、両社の株を購入するための発注時刻について検討する¹⁰。これについては、以下の事実が認められる。

- ① 3月8日、Z記者は、ゼンショー株につき、約定価格1310円と1312円で約定している（Z記者がNHK担当者に提出した取引履歴による。ただし、約定時刻は記載されていない）。
- ② 3月8日、証券市場において、本件原稿に関する情報が報道情報システムに掲載された同日正午頃以降で1310円の約定価格でゼンショー株式の取引が成立しているのは、ゼンショー株の歩み値¹¹によると、14時20分、24分、27分、28分であり、1312円の約定価格で取引が成立しているのは、14時22分、23分、24分、29分、31分、33分であることが分かる。

Z記者の発注による約定がこのいずれかの時刻であることは確実であるが、このうちのどの時刻であるかは特定できない。

- ③ Z記者について、約定価格1310円でのゼンショー株の約定時刻は、②にあるとおり、最も早い場合には14時20分、最も遅い場合には14時28分である。

発注時刻は、当然、約定時刻以前（約定時刻と同時である場合を含む）でなければならないので、Z記者によるゼンショー株発注の時刻は、14時20分00秒以前～14時28分59秒の範囲となる。しかし、前述のとおりZ記者は自宅のパソコンで発注しており、自宅に昼食のために帰宅したのは14時20分頃であるから、これ以前に発注することはできない。

（2）以上①～③より、Z記者がゼンショー株を発注した時刻（発注を開始した時刻）は、14時20分台（14時20分以後、遅くとも14時28分までの間）であると認められる。

（3）同様に、カップ・クリエイト株に関しては、Z記者は、約定価格1705円で約定しており、同日のカップ・クリエイト株の歩み値によると、証券市場においては、遅くとも14時33分に約定が成立していることから、Z記者がカップ・クリエイト株を発注した時刻（発注を開始した時刻）は、14時20分以降、遅くとも14時33分までの間であ

¹⁰ 当委員会は、Z記者から約定履歴（時刻の記載のあるもの）取得のための委任状を取得できず、直接証拠により時刻を確認できないため、他の証拠から間接的に約定時刻を推認するほかない。

¹¹ ある銘柄の日中の株価の動きを示すもの。立会時間の開始から終了までの間、何時何分にいくらの株価で取引が成立したかを時系列で示す。当委員会は、証券取引所に依頼して必要な銘柄の歩み値を入手した。

ると認められる。

【Z記者が報道情報システムの本件原稿から得た情報】

(1) Z記者は、NHK担当者に、報道情報システムでゼンショーとカップ・クリエイトの提携を示す情報を得て発注した旨の供述をしているが、具体的に、報道情報システムの本件原稿のどの部分を見て情報を得たのかについては、供述が混乱しており明確ではない。そこでこの点について検討する。これについては、以下の事実が認められる。

① Z記者は、NHK担当者に対して、「報道情報システム以外のインターネット情報などでゼンショーとカップ・クリエイトの提携を知っていた」という弁解は全くしていない。また、SESC職員に対しても同様であった模様である。したがって、情報を得たソースは報道情報システム以外にはないと認定できる。

② Z記者は、ゼンショー株とカップ・クリエイト株の両銘柄につき、ほぼ同時に買い付け発注し、両銘柄とも翌日すべて売り抜けて利益を上げている。

Z記者が、両銘柄をほぼ同時に発注した（そして、翌日売り抜けた）という事実は、Z記者が、「ゼンショー」「カップ・クリエイト（あるいは、かっぱ寿司）」「提携（あるいはグループ化）」という一連の情報を知り、これらの情報に基づいて、発注をしたことを意味する（両社の社名及び提携という情報を知らずに、偶然、両社の株を同時に発注することは、まずありえない）。

③ Z記者によるゼンショー株の発注は14時20分台（14時20分以後、遅くとも14時28分まで）、カップ・クリエイト株の最初の発注は、14時20分～30分台（14時20分以後、遅くとも14時33分まで）であり、Z記者による両社の株の発注は、いずれも14時38分の本件原稿の汎用化より前に行われている。

そして、Z記者が、14時38分の汎用化の前に、本件原稿の「外食問題」というタイトルだけを見て、パスワードを破ってゼンショーによるカップ・クリエイトのグループ会社化という原稿本文を読んだとは考えにくい。

④ Z記者は、NHK担当者に対して、3月8日の時点の認識について、「当時もたぶんゼンショーが“すき家”を経営していたことは知っていた。かっぱ寿司についても知っていたが、かっぱ寿司を経営する会社がカップ・クリエイトだとは知らなかった。このため、d証券かどこかのホームページで、かっぱという文字を入力して、経営する会社がカップ・クリエイトという会社だということを調べてカップ・クリエイト株を購入した」と述べている。

この供述は、本件原稿のタイトルが「ゼンショー かっぱ寿司グループ化」であって、カップ・クリエイトという社名が表示されていなかった事実とも符合する。

また、カップ・クリエイトという社名は本件原稿の本文に出ているが、もしZ記者が本件原稿の本文を読んでいたれば、わざわざかっぱ寿司の社名がカップ・クリエイトであることを調べる必要はなく、この事実からもZ記者がパスワードを破って本件原稿の本

文を読んで発注したのではないことが基礎づけられる。

(2) 以上①～④より、Z記者は、遅くとも14時20分過ぎ頃（最も遅い場合でも14時28分）までに、本件インサイダー情報を、「ゼンショー かっぱ寿司グループ化」という本件原稿のタイトルを見ることにより知ったと認定できる¹²。

4. 動機・背景事情

【Z記者の供述】

Z記者は、本件取引に及んだ動機等について、NHK担当者に対し、以下のように供述している。

- ・当初からインサイダー情報を求めて報道情報システムの方稿を見ていたのではなく、報道室勤務となった寂しさや取り残されたような気がしたことや経済部を志望していたことから、報道情報システム上の経済部や社会部の方稿をよく見ていた。
- ・平成18年の後半にトータルで20万円程度の方をしており、あせていた。
- ・(売買に使う) パソコンが自宅で目の前にあったので、(本件インサイダー取引を) 手軽にやってしまった。インサイダーというのとは違ふ世界のような感じがしていた。
- ・方稿を見て(カップが) 有名になりそうだと感じた。当日の株価の動きを示すチャートを見ると上昇傾向だったので、更に上がりそうだと思つて買った。
- ・もしかしたら(インサイダー取引ではないか) と思つたが、株が上がるか下がるか分からないし、深く考えていなかった。もともと、株は負けているという意識があったので、最低でもプラスに戻したいという意識はあった。
- ・迷いながら買っていた。明日は下がるのかなという不安もあったが、値上がりするかなという期待感もあった。
- ・買い注文の時にインサイダーという言葉が頭をよぎらなかったというのはうそになるが、どうせ明日になれば上がつても下がつても売るんだという気持ちだった。

【検討】

これら供述内容に鑑みると、Z記者は、従前の株取引で損失が発生していたため機会があればこれを取り戻したいと日々漠然と考えていたところ、平成19年3月8日に、偶然にも、ちょうど簡単に株取引を実行し得る状況下で、当該情報に基づいて取引をすれば利益が得られそうな情報に接し、インサイダー取引に該当する可能性があると認識しつつも、「株価が上がるかどうか分からない」「たいした額ではない」などと自己正当化をして、軽い気持ちでつい取引してしまったのではないかと考えられる。

¹² なお、本件原稿のタイトルが、報道情報システムで、14時38分の汎用化以前の段階で、14時20分台（遅くとも14時28分）以前に、「ゼンショー かっぱ寿司グループ化」に置き換えられていたという事実認定の詳細については前述した。

5. その他の疑わしい株取引

5. 1. 「疑わしい取引」の抽出

当委員会が構築したデータベースを用いて、Z記者から提出されていた取引履歴に記載されていた株取引と報道情報システムに入稿されたニュース原稿とを照合した結果、Z記者が株取引した当日又は前日に当該取引の銘柄である企業に関する原稿が報道情報システムに存在したケースは、本件インサイダー取引の他に、9銘柄あることが判明した。

5. 2. 各取引についての検討

当委員会は、この9銘柄の「疑わしい取引」について、報道情報システムへの原稿の入稿時刻との関係を確認した結果、1銘柄の取引については報道情報システムを利用した取引である可能性があると認められ、その他8銘柄の取引については可能性がないか、可能性が低いと認められた。

以下、報道情報システムを利用した取引の可能性があると認められた取引の概要を示す。

【平成19年9月28日の伊藤ハム株信用売りについて】

(1) 株取引

Z記者は、平成19年9月28日に伊藤ハム株を合計234万円分（約定価格468円×5000株）信用売りし、同日同数の伊藤ハム株について信用買い（約定価格468円×5000株）を行っている（時刻は不明）。

ところで、同日の伊藤ハムの株価の歩み値によると、468円の約定価格で成立した取引は13時35分～14時59分の間の22回で、Z記者の取引の約定は13時35分以降であることが分かる。

(2) 報道情報システムへの入稿

報道情報システムには、同日の11時24分に「伊藤ハムミートが不正表示」というタイトルで伊藤ハムのグループ会社が国産の豚肉の産地を偽って販売していたことについて近畿農政局が是正を指示したとの内容の素原稿（密無し）が京都放送局の記者により入稿されている。汎用化は13時06分である。

(3) 検討

この記事の情報は事後の株価の下落を想定し得るものであり、Z記者が株価の下落を見越して信用売りをかけた疑いがある。

また、Z記者は最初の取引と同日中に反対取引を行い、結果的に手数料分だけの損失が生じた形となっており、不自然である。いったんは報道情報システムの本件記事を見て信用売りをかけたものの、怖くなって反対売買を行ったのではないかという疑念も生じうる。

Z記者は、NHK担当者に対し、伊藤ハム株を購入した動機につき、「共同のニュースか雑誌か、当時の食品偽装か、よく分からないが、こうしたことを参考に購入を決めたのではないか。でもよくわからない」と供述しており、「信用買いをした当日に同じ値段で売っ

た理由は？単に手数料を損しただけではないか」との問いかけに対しても、「よく分からない」と答えている（なお、後日、NHK担当者より再度伊藤ハムの取引理由について聴かれた際には、「記憶にない。多治見報道室の近くの本屋で、経済雑誌を立ち読みしていた。また報道室や記者クラブで、雑誌をよく読んでいた。こうした雑誌の情報で、購入したのではないかと思う」と供述を変えている）。

さらに、Z記者は、NHK担当者に対し、「カッパ・クリエイト以降、株の取引をする時にNHKの原稿を気にしなかったと言えは嘘になる」「具体的なことは分からないが、やばいと思って止めたことがある」「今回指摘を受けて正直ほっとした面もある。指摘されなければ、魔が差してまたやったかもしれない」などと供述しており、信用買い（13時35分以降）と同日（14時59分以前）に同価格で信用売りをしていることは、「やばいと思って止めた」取引である可能性がある。

以上より、Z記者の平成19年9月28日の伊藤ハム株信用売りは、報道情報システムの原稿を見た上での取引である可能性がある。

第 2 部

B 章

本件インサイダー取引に対するNHK執行部の対応

第 1．当委員会が認定した事実

第 2．補足説明

【コンプライアンス委員会の２月１２日緊急提言】

NHK第２次コンプライアンス委員会は、２月１２日の緊急提言で、下記のように述べている。

「インサイダー取引疑惑の隠蔽工作があったとする、一部週刊誌報道に対しては、その報道の真偽に関する誤った憶測を排するため、NHKが正式に証券取引等監視委員会に対し、NHKに通知した日時を問い合わせ、回答をもらうことにより、正確な事実関係を公表するという方法も検討に値する」

そこで、当委員会は、本件インサイダー取引についてのＳＥＳＣによる立ち入り調査前後のNHK執行部の対応について、調査を行った。

第１．当委員会が認定した事実

NHK関係者及びＳＥＳＣに対するヒアリング、その他の関係資料等に基づき、当委員会が認定した事実は以下のとおりである。

【本件インサイダー取引の立ち入り調査についてのＳＥＳＣからNHKへの接触】

平成２０年１月９日（水）午後、ＳＥＳＣ幹部のＡ氏から、原田専務理事（放送総局長）あてに電話が入った。

原田専務理事は、前任の名古屋放送局長当時からＡ氏と面識があった（なお、原田専務理事とＡ氏は、面識があるという程度の間柄であり、原田専務理事が東京に戻って以来、この時点までに接触は一切なかった）。

この電話で、原田専務理事はＡ氏と１月１１日（金）１３時、渋谷のNHK放送センターで面談することになった。この電話の際には、面談のアポイントがなされたのみである。原田専務理事によると、この電話でのやりとりは次のようなものであったとのことである。

- ・Ａ氏から、「名古屋でお世話になった者です」と言われ、「懐かしいですね。ごぶさたしていました。お元気ですか」というようにして会話が始まった。
- ・Ａ氏は「私は実は今、証券取引等監視委員会というところにいます。一度折り入って話をしたい」と述べた。
- ・私は何か頼まれごとでもあるのかなと思い、「じゃあお会いしましょう」と話したが、その時、「こちら（ＳＥＳＣ）にみえますか。どうしますか」と言われたので、ちょっとこれは普通じゃないなと感じた。
- ・私は霞ヶ関のことはよく分からなかったので、「どうしましょうか」と言ったところ、あちらがみえるという話になったので、NHKで会うことになった。
- ・忙しい時期だったが、「週内にお会いしたい」ということだったので、金曜日（１月１１日）に会うことになった。

【1月11日13時からのA氏と原田専務理事との面談】

1月11日（金）13時、渋谷のNHK放送センター4階応接室で、A氏と原田専務理事が面談した（同席者はいなかった）。

この際、A氏から伝えられた事項は次のようなものであった。

- ・NHK職員によるインサイダー取引の疑いがある（なお、嫌疑がかけられているNHK職員に関する氏名、所属などの具体的情報、嫌疑がかけられている職員の人数に関しては明らかにされなかった）。
- ・1月16日（水）午前に、SESC担当調査官が調査に立ち入るので、協力をしてほしい。
- ・問題となっているインサイダー事件は、NHKが放送したニュースに絡んだ事件であるので、立ち入り調査の際には、ニュースがどういう仕組みで出されているのかというシステムの説明も求めたい。
- ・地方も調査したい（水戸、岐阜という具体的な地名は明らかにされなかった）。
- ・調査を円滑に進めたいので、協力と秘密保持をお願いしたい。
- ・NHK側で調査受け入れの段取りを整えて、SESCの調査担当者が、当日、NHK放送センターのどこを訪ねればよいのかなど、連休明けの1月15日（火）に連絡が欲しい。

この要請に対し、原田専務理事は、次のように対応した。

- ・SESCの調査に対しては、全面的に協力する。
- ・1月15日に段取りを連絡する。
- ・秘密保持を図るが、調査が長引く場合、NHKが発表しなくても他の報道機関による報道もあり得るので、調査完了までNHKが公表しないことは困難である。

【A氏の原田専務理事に対する面談の目的】

当委員会の事情聴取に対し、原田専務理事は、A氏の氏名及び役職を明らかにしなかったが、当委員会の調査により、A氏はSESCの要職にある人物であることが判明している。

SESCは、NHK職員3名による本件インサイダー取引を平成19年11月の時点で把握していたが¹³、慎重に内偵を進めていた模様である。そして、SESCは連休明けである1月16日（水）のNHKへの立ち入り調査を決定していたが、取材からテレビ放映までのシステムについての調査や3名への事情聴取を円滑に進めるためにはNHK側の協力が必要であると考え、A氏を派遣したものと推測される。

¹³ SESCは、平成19年11月2日、ゼンショーとカップ・クリエイトの資本業務提携に関連したカップ・クリエイト株のインサイダー取引に対して、課徴金納付命令の勧告を出し、この件については報道もなされている。なお、この課徴金勧告の対象となったのは、NHKとは無関係の第三者である。

【NHK執行部の対応（1月11日）】

原田専務理事は、A氏から伝えられた内容を、橋本会長に報告した。橋本会長は、調査への協力を指示した。

原田専務理事は、A氏から伝えられた内容を、原田専務理事室で、コンプライアンス担当の畠山理事、報道担当の石村理事、報道局長に順次伝え、その結果、下記のような方針が定められた。

- ・SESCによる調査には、全面的に協力する。
- ・コンプライアンス部門、広報部門、報道部門からメンバーを選出して、対応する。
- ・情報管理を徹底する。
- ・SESCのNHKに対する調査に関する情報を（SESCや金融庁関係の）取材現場で把握していないかを確認する。

原田専務理事の説明を受けた石村理事と報道局長は、報道局編集主幹（報道局制作センター長）を呼び、状況を説明した。

報道局長は、SESCによるNHKに対する調査の情報を、SESC担当の社会部、金融庁担当の経済部で把握していないかを確認するため、社会部長と経済部長をそれぞれ呼び出して確認したが、両名とも情報を持っていなかった。報道局長は、両部長に対し、本件を内密にするとともに、取材現場から情報が上がってきた場合には、直ちに報告するよう指示した。なお、その際に、秘密保持の観点から、積極的な情報収集は指示していない。

【対応チーム（1月11日）】

1月11日17時前から、原田専務理事、畠山理事、石村理事の呼び出しにより、次のメンバーが原田専務理事室に集められた。なお、石村理事は、同日17時30分からNHK放送センター内で予定されていた国際番組審議会に出席するために、17時過ぎに中座した。

広報局長
広報部長
報道局長
報道局編集主幹（報道局制作センター長）
報道局総務部長
編成局計画管理部長
コンプライアンス室管理部長

ここでは、原田専務理事から状況説明がなされたうえで、次のような対応方針が確認された。

- ・1月16日（水）にSESCが放送センターに調査に立ち入る際には、報道局総務部長とコンプライアンス室管理部長の2名が対応する。
- ・1月16日にSESCの調査対象の詳細が判明次第、NHKとしても事案を把握する

ための調査を実施することとし、そのための体制を立ち上げる。

- ・情報管理を徹底する。
- ・1月13日（日）14時に、再度、対応協議のための会議を行う。

【1月15日までの動き】

1月13日14時、NHK放送センターに、畠山理事、石村理事、報道局長、報道局編集主幹（報道局制作センター長）などの対応チームのメンバーが集まり、1月16日の対応手順や事案を把握するための調査の体制などの確認が行われた。この際、他の報道機関による本件インサイダー取引に関する報道の可能性（他社の動きがあれば、NHKとしては、SESCの意向にかかわらず公表せざるをえないこと）なども検討された。

3連休明けの1月15日（火）にも、対応チームは、同様の検討を行った。

原田専務理事は、1月15日、SESCのA氏に電話で、翌16日の立ち入り調査について、9時にNHK放送センターの受付で職員を待機させておく旨を伝えた。

【1月16日のSESC立ち入り調査】

（1）1月16日（水）9時、NHK放送センター受付に、SESCの課徴金・開示検査課の調査官が訪れた。待機していた報道局総務部長及びコンプライアンス室管理部長が応接室で対応した。

冒頭、統括調査官から、本件調査についての調査官の体制表（水戸・東京・岐阜それぞれの担当調査官の名前が記載されたもの）と調査対象となっているNHK職員3名の所属と氏名（水戸放送局：Xディレクター、報道局テレビニュース部：Y制作記者、岐阜放送局：Z記者）、それぞれについての依頼事項を記載した書面が交付された。この際、調査対象となっている事案の概要（調査対象となっている銘柄はゼンショー株とカップ・クリエイト株であり、その銘柄の取引は、平成19年3月8日及び9日の取引であること）と調査予定の説明がなされ、調査協力が依頼された。あわせて、当日午後の水戸、岐阜両放送局への立ち入り調査への対応も要請された。

（2）9時40分頃、コンプライアンス室管理部長は、報道局編集主幹（報道局制作センター長）に対し、SESCから説明を受けた事案の概要を伝え、報道局編集主幹と手分けして、畠山理事、石村理事、報道局長に対し、事案の概要の説明を行った。橋本会長には、畠山理事からSESCの立ち入り調査が開始された旨が伝えられた。

同日10時30分頃、報道局編集主幹（報道局制作センター長）とコンプライアンス室管理部長は、それぞれ水戸放送局、名古屋放送局¹⁴、岐阜放送局に連絡を取り、午後のSESCの調査に対応するとともに、SESCの事情聴取を受けるXディレクターとZ記者を

¹⁴ 岐阜案件に関しては、岐阜放送局長がディレクター出身、放送部長がアナウンサー出身であり、報道情報システムに詳しくないため、名古屋放送局の報道部長を対応にあたらせることとしたものである。

それぞれ地方の財務局に行かせるよう指示した。同じ頃、テレビニュース部の部長に対して、Y制作記者を事情聴取のため待機させるよう指示がなされ、また、経済部長にも、ゼンショーとカップ・クリエイトの提携記事を執筆した記者を午後から局に呼んでおくよう指示がなされた。

11時過ぎ頃、石村理事は、水戸放送局と岐阜放送局の局長に連絡して、調査協力するよう伝えた。

コンプライアンス室管理部長は、NHKの内部調査として、嫌疑を持たれている3名から事情を聞くために、9名の職員（東京8名、名古屋1名）を調査（ヒアリング）担当者として選び、3名1組でそれぞれの事情聴取を行うことにした。11時50分頃、コンプライアンス室管理部長は、8名の調査担当者に対して、事案を説明し、水戸と岐阜に向かうよう指示するとともに、名古屋にいるもう1名の調査担当者に対して、同様の指示を行った。

（3）報道局総務部長は、17時30分頃までの間、調査官から求められた報道情報システムについての説明を行うとともに、資料提供などに応じた。

【NHK調査担当者による事情聴取など】

1月16日午後にSESCにより3名（Xディレクター、Y制作記者、Z記者）事情聴取が行われたが、事情聴取が終了した後、それぞれにつきNHKの調査担当者が重ねて事情聴取を行った。

それ以後も、SESCによる3名に対する事情聴取の都度、NHKの調査担当者による事情聴取が行われた。

【1月16日夜の会議】

1月16日22時頃、原田専務理事室に、畠山理事、石村理事など12名が集まり、SESCによる調査の状況報告が行われた。

ここで、Xディレクター、Z記者が容疑を認め、Y制作記者が容疑を否認していることが報告された。

また、同日夕刻、ある報道機関から広報部に、「NHKに不祥事はなかったか？」という漠然とした内容での問い合わせがあったことが報告され、あわせて、広報サイドから、報道機関が記者会見を行う場合、他の報道各社に事前通告をする慣例があることが説明され、本件インサイダー取引についてNHKが公表するタイミングなども検討された。

【NHKによる本件インサイダー取引の公表に至る経緯】

（1）1月15日正午頃、報道局編集主幹は、社会部長に対し、本件インサイダー取引を公表する場合を念頭において、予定稿の準備を指示した。

これを受けて、社会部長は、社会部担当部長（統括デスク）に対し、予定稿の準備を指

示した。この際、予定稿の内容については、16日の立ち入り調査前であれば、「NHKの職員がインサイダー取引をした疑いがあることがわかり、証券取引等監視委員会が調査に入ることになりました」というリードになるであろう、ということなどが話し合われた。

(2) 1月16日9時からのSESCの立ち入り調査を受け、同日12時前頃、報道局編集主幹（報道局制作センター長）は、社会部長に対し、本件インサイダー取引の日時、銘柄、行為者（3名）の所属などを伝え、予定稿を更新するよう指示した。

(3) 前述のとおり、1月16日夜の会議において、同日夜刻、ある報道機関から、「NHKに不祥事はなかったか？」という漠然とした内容での問い合わせがあったことが報告され、本件インサイダー取引についてNHKが公表を行うタイミングなども検討された。

(4) 1月17日午後の早い時間に、NHKに対し、16日夕刻に問い合わせがあった報道機関とは別の報道機関から、「NHKがインサイダー取引の疑いで調査を受けているのではないか」という問い合わせがあり、これが報道局長を経て、石村理事、畠山理事、原田専務理事に報告された。

(5) 以上の状況を踏まえ、NHK執行部は、1月17日13時30分頃までに、本件インサイダー取引についてSESCの立ち入り調査を受けている事実を公表することを決定し、記者会見を同日15時から行うこととし、これを報道各社に連絡した。

(6) 1月17日15時から、橋本会長、畠山理事、石村理事が、本件インサイダー取引についての記者会見を行った。

【結論】

以上のとおり、当委員会による調査により、NHK執行部による隠蔽工作が存在したとは認定できなかった。

第2. 補足説明

【1月17日の記者会見における回答について】

1月17日15時からの記者会見において、NHK執行部が本件インサイダー取引を認識した時期を問う記者の質問に対し、畠山理事は、「(1月16日に)SESCが調査に立ち入った時点である」旨、回答している。

上述のとおり、NHK執行部は1月11日にはインサイダー取引容疑で立ち入り調査が行われることを認識していたものであるが、NHK執行部が本件インサイダー取引の具体的内容（行為者数、行為者名、所属、インサイダー取引の時期、銘柄など）を認識したのは16日である。

記者会見で16日と回答した理由についての当委員会の質問に対して、橋本会長は、本件インサイダー取引の具体的内容（容疑内容、行為者名など）が判明したのがSESCの立ち入り調査の際であったからという趣旨の説明をしている。

【情報提供（その１）の検討】

当委員会の情報提供窓口に対し、電子メールで、NHK執行部が本件インサイダー取引に対する隠蔽工作を行っていた、という趣旨の匿名の情報提供が複数なされた。

それらの情報提供の中には、昨年暮れ頃からインサイダー取引の噂があったとするものもあったが、具体的な事実の摘示はなく、当委員会としてはさらなる調査を行うことはできなかった。

なお、情報提供の中には、「コンプライアンス室を中心とする一部のNHK職員が（SESCの立ち入り前である）１月１５日からあわただしい動きをしており、隠蔽を図っていたのではないか」という趣旨の具体的な事実を摘示したものもあった。

情報提供者は、NHK執行部の記者会見での「本件インサイダー取引の認識時期が１６日の立ち入り調査の際である」との畠山理事の回答を前提にして、それ以前の行為が隠蔽行為であると考え、このような情報提供を行ったものと思われる。

１月１５日にこのような動きがあったことは、情報提供者が指摘するとおりである。しかし、これらの動きは、１月１１日のSESC幹部による申し入れに対する対応であって、ただちに情報提供者が言うような隠蔽工作と認めることはできない。

【情報提供（その２）の検討】

当委員会に、あるNHK職員から次のような情報提供が行われた（久保利委員長及び國廣委員は、この情報提供者と直接面談した）。

- ①昨年末の時点で、NHKにかなり大きな不祥事が起こるという噂が流れていた。
- ②情報提供者が、１月６日、あるNHK幹部に年始の挨拶の電話をした際に、「大きな不祥事が起こると聞いていますが、何ですか？」と尋ねたところ、「よく分からないが、インサイダーらしい」と聞いた。
- ③１月１０日頃、同じNHK幹部から、「石村理事、畠山理事らがあわただしく動いている」と聞いた。
- ④１月１０日～１２日頃、別のNHK幹部から、「SESCとは話がついているらしい」「SESC側からは公表しないことになっているらしい」と聞いた。

この情報提供者は、NHK執行部の記者会見における「本件インサイダー取引の認識時期が１６日の立ち入り調査の際である」との畠山理事の回答を前提にして、①～④の事実、NHK執行部による本件インサイダー取引の隠蔽を基礎付けるとしている。

①～④の事実は、いずれも噂ないし伝聞の類であり、その出所、根拠となる具体的事実が示されない限り事実認定の証拠として用いることはできないものであるため、当委員会では、情報提供者に対して、②③と④の情報源とされる２名のNHK幹部と面談することを求めたが、これらの幹部の氏名は明らかにされず、面談もできなかった。

以上より、当委員会は、情報提供（その２）に基づき、NHK執行部による隠蔽工作を認定あるいは推認することはできない。

第2部

C 章

全役職員等を対象とする株取引調査

第1．はじめに

第2．株保有調査

第3．取引履歴調査

第4．近接取引の抽出

第5．注文時刻調査

第6．報道情報利用取引の判断

第7．C調査全体と通しての検討（まとめ）

第8．C調査の過程で得られた情報

第1. はじめに

1. 調査の必要性

本件インサイダー取引は、3名のNHK職員が、意思連絡なしに、報道情報システムに掲載された同じ情報（ゼンショーとカップ・クリエイトの提携）を利用して、同時多発的に株取引を行ったものである。この事実は、NHK内で同様の行為をしているのは3名にとどまらないのではないかという疑いを生じさせる。

NHKは、SESCの立ち入り調査を受けた2日後の本年1月18日から25日にかけて、全職員とアクセス権を付与された契約スタッフ等（関連団体含む）合計1万3830名を対象に「株取引に関する全国緊急調査」を実施したが、公表された結果は、

- ・ 勤務時間中に売買・取引をした人 3人
- ・ 職務上知りえた情報をもとに行った人 0人

というものであった（資料2-1）。

第2次コンプライアンス委員会は、この全国緊急調査について、次のように指摘した（資料1-2）。

- (1) 事態発生後、即座に全国緊急調査の実施に踏み切ったことは、統一的な対応方針や体制がない中での拙速の感は否めない。今後の検証や再調査の結果、すでに発表した結果を修正するといった愚は避けねばならない。
- (2) 全国緊急調査の設問等実施方法について、職員の私的財産に踏み込む調査ゆえの限界はあるにしても、結果の信用度を高めるための、以下のような工夫の余地があったと思われる。
 - ① 本人の株取引の有無のみを問うのではなく、同僚ないし知人による株取引の見聞きの有無を問う設問方式を追加すること。
 - ② NHK外部に窓口等を開設したうえでの、匿名によるアンケートを実施すること。
- (3) NHKによる全国緊急調査は、事態発生を受けてただちに行われた暫定的な調査ということから、今後も精査を継続するとともに、早急に外部有識者を長とし専門家で構成する第三者委員会を設置し、本格的な全容説明・原因究明と実効ある再発防止策の検討にとりかかるべきである。

当委員会も、全容説明のためには、上記の全国緊急調査の結果に依拠することなく、あらためて全役職員等を対象とする株取引調査を実施することが必要と考え、この調査を実施した（当委員会が行ったNHK全役職員等を対象とした株取引調査をC調査と呼ぶ）。

NHKの福地会長は、本年2月14日、『『職員の株取引問題に関する第三者委員会』の調査への協力について』と題する書面（資料1-3）を役職員等に送り、次の2点を指示した。

- ・ 迅速かつ正確な調査を進めるために、調査への協力については、最優先とするよう全役職員が配慮すること。

- ・ 事実を究明するため、調査に対しては真実を述べること。

2. 調査の目的

当委員会は、C調査を実施するにあたり、調査の目的について検討した結果、法令違反行為であるインサイダー取引の発見を直接の目的とするというよりも、「報道情報システムに掲載された情報を利用した株取引及びその疑いのある株取引」の実態把握を目的として設定した。その理由は、NHK役職員等が国民の共有財産である報道情報を私的に利用した株取引自体が、法律上のインサイダー取引に該当するか否かにかかわらず許されない行為であり、かつ、このような取引がインサイダー取引の温床にもなると考えたからである。

したがって、C調査においては、インサイダー取引の構成要件である「会社関係者」「情報受領者」「重要事実」「公表」等の法律要件についての解釈・適用には拘泥しなかった。

なお、C調査を進める過程で得られた諸々の情報やデータについても、本章第8. で検討を加えることにする。

3. 調査の手順

役職員等が行った株取引を把握するためには、まず全役職員等の中から株取引をしている役職員等を抽出しなければならない。しかし、単に株取引の有無だけを問うと、独自の解釈で「株は保有しているが、取引はしていない」などとして調査対象となることを免れようとする役職員等が出てくることが懸念された。そこで、株取引の有無と同時に株保有の有無を問い（**第2. 株保有調査**）、株保有ありと回答した者のすべてについて（株取引なしと回答した者も対象として）、当委員会が、直接、当該保有株についての取引履歴を証券会社から取り寄せて、株取引の有無を直接確認することとした（**第3. 取引履歴調査**）。

ところで、証券会社から取り寄せる取引履歴には、証券会社の取り扱い実務上、株を取引した日（約定日）は記載されているが、その約定に結びついた注文時刻までは記載されていない。

しかし、その取引が報道情報システムに掲載された情報を利用したものかどうかを判断するためには、一方で、ある銘柄の株取引に関する注文時刻を、他方で、当該銘柄に関する情報の報道情報システムへの掲載時刻を、それぞれ特定し、両者の先後関係や近接性を検証しなければならない。そのためには、あらためて証券会社から注文時刻を取り寄せる作業が必要になる。

ところで、取引履歴を取り寄せたすべての取引について注文時刻を取り寄せるのは、膨大かつ無駄な作業であり、証券会社にも過度の負担をかけることとなる。そこで、当委員会は、まず約定日の当日又は前日に当該銘柄に関する情報が報道情報システムに掲載された取引だけを機械的に抽出することによる絞り込みを行い（**第4. 近接取引の抽出**）、この絞り込まれた取引だけについて証券会社から注文時刻を取り寄せることとし（**第5. 注文時刻調査**）、注文時刻まで明らかになった株取引について、個別に報道情報システムに情報

が掲載された時刻との先後関係や近接性を検証することにより、最終的に報道情報システムに掲載された情報を利用した株取引かどうかを判断することとした（第6．報道情報利用取引の判断）。

具体的には、当委員会は、以下の手順で調査を進めた。

（１）株保有調査（本章第2．で詳述）

①NHKの全役職員と、②契約スタッフ等¹⁵・関連団体従業員¹⁶のうちでアクセス権を付与された者（以下、総称して「役職員等」という）を対象にする調査。当委員会から本人または家族が株を保有しているかどうかを質問し、回答を得た。

（２）取引履歴調査（本章第3．で詳述）

株保有調査で「株保有あり」と回答した役職員等を対象にする調査。当委員会から対象者に、証券会社から取引履歴を取り寄せるための委任状を送付して返送を求め、提出された委任状を証券会社に送付し、取引履歴を取り寄せて確認した。

（３）近接取引の抽出（本章第4．で詳述）

取引履歴調査により得られた取引履歴を入力したデータベースと、報道情報システムに掲載された情報を入力したデータベースとを構築し、相互に突合（マッチング）する調査。この中から、約定日の当日又は前日に当該銘柄に関する情報が報道情報システムに掲載されている取引（近接取引）を抽出した。

（４）注文時刻調査（本章第5．で詳述）

近接取引として抽出された取引を行った役職員等を対象にする調査。当委員会から対象者に、証券会社から注文時刻を取り寄せるための委任状を送付して提出を求め、提出された委任状を証券会社に送付し、注文時刻を取り寄せて確認した。

（５）報道情報利用取引の判断（本章第6．で詳述）

近接取引の注文時刻と、報道情報システムに情報が掲載された時刻との先後関係や近接性を検証し、報道情報システムに掲載された情報を利用した株取引かどうかを判断した。

¹⁵ NHKの補助的業務に従事する有期雇用者に加え、派遣労働者、番組に出演する出演契約者（キャスター、リポーターなど）、放送業務に携わる外部の制作会社の社員などを総称したもの。

¹⁶ NHKの関連団体の社員、職員、NHKからの出向者を総称したもの。

第2．株保有調査（2月25日送付、同月29日締切）

役職員等が行った株取引を把握するためには、まず全役職員等の中から株取引をしている役職員等を抽出しなければならない。しかし、株取引の有無だけを問うと、独自の解釈で「株は保有しているが、取引はしていない」などとして調査対象から外れようとする役職員等が出てくることが懸念された。そこで、株取引ではなく株保有の有無を問うこととし、あわせて付随的な質問を行った。

1．調査対象者

本年1月19日を基準日として、NHKの全役員12名、全職員1万1095名、契約スタッフ等のうちアクセス権を付与された者1200名、関連団体従業員のうちアクセス権を付与された者914名、合計1万3221名を調査対象者とした。

2．質問事項

以下の質問に「はい」又は「いいえ」で回答を得た（資料2－2）。対象となる期間は、平成17年2月から調査時点までの約3年間とした。また、インサイダー取引は本人以外の名義の証券取引口座で行われることが多いことから、家族口座も調査対象とした。

Q1）あなたは、平成17年2月から現在に至るまでの間、一度でも上場株式を保有したことがありますか。

Q2）あなたは、平成17年2月から現在に至るまでの間、一度でも上場株式を売買したことがありますか。

Q3）【Q2で「はい」と回答した方に伺います】あなたは、平成17年2月から現在に至るまでの間、勤務時間中（休憩時間も含む）に上場株式の売買をしたことがありますか。

Q4）【Q2で「はい」と回答した方に伺います】あなたは、平成17年2月から現在に至るまでの間、職務に関連して得られた情報（※）を利用して、上場株式の売買をしたことがありますか。

Q5）あなたの家族（生計を同じくする者に限ります）は、平成17年2月から現在に至るまでの間、一度でも上場株式を保有したことがありますか。

Q6）あなたの家族（生計を同じくする者に限ります）は、平成17年2月から現在に至るまでの間、一度でも上場株式を売買したことがありますか。

Q7）【Q6で「はい」と回答した方に伺います】あなたは、平成17年2月から現在に至るまでの間、あなたの家族が上場株式の売買を行うにあたって、あなたから家族に対して職務に関連して得られた情報（※）を伝えたことがありますか。

（※）職務に関連して得られた情報とは

たとえば、あなたが自分自身の取材により得た情報、NHK内の同僚から耳にした取材情報、NHKの報道情報システムに掲載された情報、NHK内で作成された文書に記載された情報

など、あなたが職務に関連して知った情報のすべてを含み、その情報がNHKニュース等により放送・ネット掲載等をされたものであるか否かを問いません。

3. 調査の限界と実効性担保

当委員会の調査は強制力をもたないものであり、回答は、調査対象者の自己申告に委ねられる。株保有や株取引を当委員会に知られたくないと思った役職員等は、株保有や株取引について「いいえ」と虚偽の回答をすることで、その後の調査を免れることができてしまう。このような限界は任意調査である以上、やむを得ないものである。

しかし、当委員会は、株保有調査の実効性を可能な限り担保するために、次の策を講じた。

- (1) 回答書への署名 … 株保有調査の回答書に役職員等自らの署名を求めた。
- (2) 情報提供窓口の設置 … 第2次コンプライアンス委員会の指摘も踏まえ、情報提供窓口を設け、役職員等の株取引に関する情報提供を求めた（資料2-3）。これにより、虚偽回答に対する抑止効果も見込まれた。
- (3) 自主訂正期間の設置 … 虚偽回答した役職員等に対して真実を回答するための訂正の機会を与えるため、株保有調査の締め切り日（2月29日）後の3月7日から14日までを自主訂正期間とし、回答を訂正できることとした（資料2-4）。

4. 回答結果

調査対象者1万3221名のうち1万3071名から回答を得た（回答率98.8%）。回答結果は、次のとおりである。

	役員	職員	スタッフ	関連団体	合計		うち本人が アクセス権者
対象者	12 名	11,095 名	1,200 名	914 名	13,221 名		
回答者	12 名	11,024 名	1,133 名	902 名	13,071 名	全体比	
Q 1 本人保有	6 名	1,729 名	72 名	154 名	1,961 名	15.0%	1,057 名
Q 2 本人取引	5 名	1,202 名	51 名	109 名	1,367 名	10.5%	758 名
Q 3 勤務時間中	0 名	34 名	0 名	3 名	37 名	0.3%	20 名
Q 4 本人情報利用	0 名	0 名	0 名	0 名	0 名	0%	0 名
Q 5 家族保有	5 名	986 名	97 名	113 名	1,201 名	9.2%	688 名
Q 6 家族取引	3 名	591 名	65 名	64 名	723 名	5.5%	422 名
Q 7 家族情報利用	0 名	0 名	0 名	0 名	0 名	0%	0 名

5. 自主訂正について

5. 1. 自主訂正の状況

当委員会が設けた自主訂正期間中の訂正、あるいはその後の取引履歴調査の過程での訂

正も含め、株保有調査で行った回答を後に訂正した役職員等の数は、次のとおりである。

	いいえ→はい		はい→いいえ		自主訂正後の合計	全体比
		うちアクセス権者		うちアクセス権者		
Q 1 本人保有	12 名	8 名	45 名	22 名	1,961 名 → 1,928 名	14.8%
Q 2 本人取引	29 名	17 名	1 名	1 名	1,367 名 → 1,395 名	10.7%
Q 3 勤務時間中	38 名	24 名	－	－	37 名 → 75 名	0.6%
Q 4 本人情報利用	－	－	－	－	0 名	0%
Q 5 家族保有	15 名	5 名	121 名	80 名	1,201 名 → 1,095 名	8.4%
Q 6 家族取引	15 名	9 名	－	－	723 名 → 738 名	5.6%
Q 7 家族情報利用	－	－	－	－	0 名	0%

5. 2. 当委員会が期待した自主訂正

自主訂正のうち、「いいえ→はい」への訂正は、当委員会が期待したものであった。「いいえ→はい」と自主訂正したことは、いったんは虚偽の回答を行ったものの熟慮の末に真実を回答するに至ったものと評価でき、自主訂正期間を置いたことが奏功したといえる。

Q 2（本人取引）とQ 6（家族取引）について「いいえ→はい」が多いのは、「保有」については真実の「はい」、「取引」については虚偽の「いいえ」と答えたものの、当委員会が次の調査で、「保有あり」と申告した者に対しては、たとえ「取引なし」と申告した場合であっても取引履歴を取り寄せることを知り、取引があることが発覚する前に自主的に訂正しておこうという心理が働いたものと推測される。

Q 3（勤務時間中）について「いいえ→はい」が多いのも、次の調査で取引履歴を取り寄せることを知り、勤務時間中に取引していたことが発覚する前に訂正しておこうという心理が働いたものと推測される。

Q 1～Q 7の全体で延べ109名もの役職員等が、当初は「いいえ」と回答したが、後に「はい」に自主訂正し、当初の回答が虚偽であったことを認めている。この事実は、訂正を行った役職員等の一定の健全性を示すものと評価できるであろう。他方、この事実は、「いいえ」という虚偽の回答を行ったまま自主訂正にも応じない者が一定数存在するのではないかという疑念を裏付けるものでもある。

5. 3. 当委員会が予期しなかった自主訂正

自主訂正のうち、「はい→いいえ」への訂正は、当委員会の予期せぬものであった。

Q 1（本人保有）については45名、Q 5（家族保有）については121名もの役職員等が「はい→いいえ」に回答を訂正した中には、次の調査で取引履歴を取り寄せることを知り、当委員会に取引内容を知られたくないという心理が働いて訂正を行った者が相当数含まれるのではないかと推測される。訂正の理由は、本人については、「よく調べたら株を

持っていなかった」「持っていたのは投資信託だった」、家族については、「よく考えたら家族とは生計を同じくしていなかった」「よく調べたら家族が株を持っていなかった」「家族が持っていたのは投資信託だった」というものがほとんどであった。

特に、いったんはQ 1、Q 5で保有を認めただけでなく、Q 2、Q 6で株取引を行ったことまで認めておきながら、後にQ 1、Q 5で株保有すらなかったと回答を翻した者が、本人口座で14名、家族口座で81名もあるが、その信憑性は低いといわざるを得ない。

株保有調査は、あくまで自主申告に委ねられるものであり、「はい→いいえ」と自主訂正した役職員等に対して、回答の真偽を検証する強制的手段を当委員会は持たない。しかし、「はい→いいえ」の自主訂正の中には、相当数の虚偽訂正が含まれているのではないかという疑いが残る。

6. 情報提供窓口の利用状況

株保有調査の実効性を担保するため、NHK関係者からの情報提供を受け付ける窓口を当委員会に設置し、広く役職員等の株取引に関する情報提供を呼びかけた。

その結果、26件の情報提供が、電子メール、信書、FAXで寄せられた。匿名による情報提供も受け付けたが、26件中5件は実名による情報提供であった。なお、これらの情報提供に関する情報（情報提供者の氏名・所属、通報内容等）については、当委員会はNHKに開示していない。

提供された情報の多くは、特定の役職員等（被通報者）が株取引を行っている指摘するものであり、被通報者の数は16名であった。このうち、7名はすでに株保有調査で株保有ありと回答して取引履歴調査に進んでいた。

残る9名は、株保有調査で「株保有なし」と回答していた者であった。そこで、当委員会は、提供された情報その他を検討し、必要に応じて被通報者のヒアリングを実施した。その結果、5名の職員が、株保有調査に虚偽の回答をしたこと、真実は株を保有していることを認め、取引履歴調査に進んだ。この中の1名は、当初は当委員会による電話ヒアリングに対して株保有を否定したが、その後、証券会社1社にのみ証券取引口座を開設していることを認め、この信憑性に疑問をもった当委員会が直接のヒアリングを実施したところ、最初は否定していたものの、最後には証券会社3社に証券取引口座を開設していると認めるに至ったものである。

これらの者に対する調査は、C調査全体の流れからは遅れたものとならざるを得ず、取引履歴調査の集計数字からも除外せざるをえない。しかし、現在も調査を継続中である。

このように、被通報者16名中5名の職員につき、当委員会の株保有調査に対する虚偽の回答が判明したという事実は、情報提供の対象とされていない役職員等の中にも虚偽申告をした者が一定数存在しているのではないかという疑いを生じさせる。

7. 取引履歴調査へ進んだ者

当委員会は、Q 1 又はQ 5 の質問に対し、当初から「はい」と回答した役職員等 2 7 0 6 名（Q 1 とQ 5 の重複を除いた人数）及び自主訂正で「いいえ→はい」に訂正した役職員等 1 8 名（Q 1 とQ 5 の重複を除いた人数）の合計 2 7 2 4 名の役職員等を対象にして取引履歴調査に進むこととした。

第3. 取引履歴調査（3月10日送付、同月17日締切）

当委員会は、株保有調査で本人又は家族が「株保有あり」と回答した者については、証券会社から過去3年間のすべての株取引履歴を取り寄せることにした。

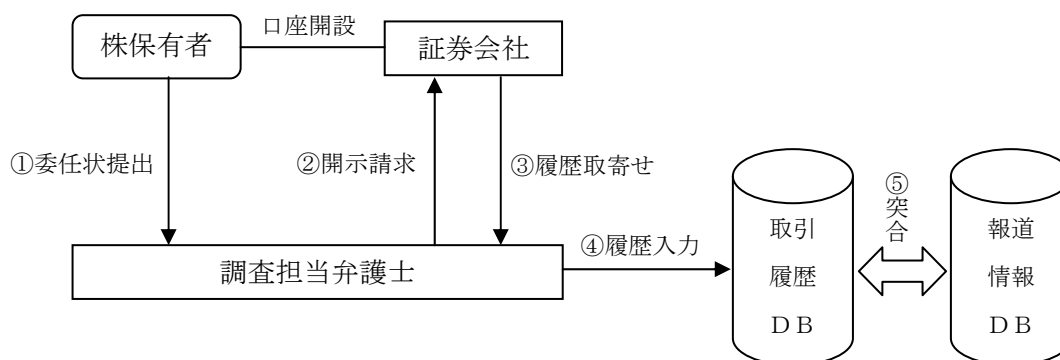
取引履歴は証券会社にとって機密性の高い顧客情報であり、口座名義人本人からの請求がなければ決して開示されないものである。他方で、口座名義人本人に請求作業を委ねてしまうと、作業に遅延が生じることなどが懸念された。

そこで、当委員会は、取引履歴取得については、当委員会が証券会社から直接取引履歴を取得する方式を採用した。すなわち、当委員会の指名する調査担当弁護士が、口座名義人本人から委任を受けた代理人として、証券会社を開示を直接請求し、証券会社から取引履歴を直接取り寄せることとした。

こうして、株保有者（本人又は家族の株保有ありと回答した役職員等）から調査担当弁護士に委任状を提出してもらい、この委任状を証券会社へ送付して取引履歴の開示を請求し、証券会社から取引履歴を取り寄せるという手順を踏むこととした。

取り寄せられた取引履歴は、取引履歴データベースに入力され、報道情報データベースと突合されることになる。

この流れを図示すると、次のとおりである。



1. 調査対象者

株保有調査で本人または家族が株保有ありと回答した役職員等 2 7 2 4 名を調査対象者とした。

2. 調査方法

調査対象者に「証券取引口座申告書」（資料 2－5）と「委任状」（資料 2－6）を送付し、提出を求めた。

当委員会は、対象者に、本人及び家族が証券取引口座を有する証券会社すべてを「証券取引口座申告書」で申告するよう求めた。ここで、複数の証券会社に証券取引口座を有している場合、健全な取引をした証券会社のみを申告されれば、不都合な取引をした証券会社の口座に当委員会の調査は及ばないことになる。このような事態を避けるため、「証券取引口座申告書」には、「自らの記憶に従って真実を申告します」「次の証券会社がすべてであり、これら以外にはないことを誓約します」という誓約文言を付し、役職員等の署名を求めることとした。

「委任状」については、口座名義人（役職員等本人又はその家族）それぞれに対して、証券会社への届出印を押印し、口座番号等の必要事項を記入したものを証券取引口座の数だけ提出するよう求めた。

委任状により証券会社に開示を請求する取引履歴は、平成 17 年 2 月 1 日から平成 20 年 1 月 19 日までのものとした。

3. 日本証券業協会への協力依頼

証券会社に対する取引履歴開示の請求は、インサイダー取引の摘発を契機とする不正調査の一環として行われるものとして、また統一書式の委任状数千通を証券会社数十社に一斉に送付して一律かつ大量の事務処理を求めるものとして、おそらく過去に前例のない手続であり、その進行には多くの障害が予想された。しかし、証券会社から取引履歴を入手できない限り、C 調査はその目的を達することができないため、証券会社の協力を得られるかどうかは、C 調査全体の成否を左右する事項となった。

そこで、当委員会は、本年 3 月 17 日、日本証券業協会に「株取引調査へのご協力をお願い」と題する書面（資料 2－7）を提出し、C 調査の目的と内容を詳しく説明したうえで、協力を依頼した。

その結果、取引履歴調査及びその後の注文時刻調査において、関係する証券会社数十社からは極めて迅速かつ手厚いご協力をいただくことができた。証券会社各社及び日本証券業協会には、この場を借りて厚く御礼申し上げたい。

4. 委任状提出の状況

調査対象者 2 7 2 4 名に委任状の提出を求めた。これに対する委任状提出の状況は次のとおりである。

分 類			人数	構成比	うち本人が アクセス権者
委任状を 提出	証券会社に 請求	有効な委任状を提出	1,781 名	65.4%	964 名
		不備により返却 ¹⁷	294 名	10.8%	155 名
	証券会社に 請求せず	海外の証券会社	5 名	0.2%	2 名
		不備により差戻し ¹⁸	9 名	0.3%	3 名
		著しい遅延 ¹⁹	30 名	1.1%	21 名
委任状を 提出せず	証券会社に口座がない と述べる	タンス株	166 名	6.1%	75 名
		持株会 ²⁰	26 名	1.0%	16 名
	提出を拒否する	本人	33 名	1.2%	23 名
		家族	37 名	1.4%	20 名
	回答を自主訂正する 「はい→いいえ」	本人を含む	45 名	1.7%	22 名
		家族のみ ²¹	119 名	4.4%	79 名
	提出しないことに合理的理由がある ²²		77 名	2.8%	43 名
	何ら回答しない		102 名	3.7%	76 名

委任状を提出した役職員等のうち、不備により返却（2 9 4 名）や差戻し（9 名）にな

¹⁷ 届出印相違、届出住所相違、口座番号相違などの理由で証券会社から返却されたもの。補正して再提出するよう求めたが、最終期限とした4月4日までに補正が行われず、その後の調査手順に乗せることが日程的に不可能になった者が294名であった。補正が行われた者は「有効な委任状を提出」に含められている。

¹⁸ 届出印もれ、口座番号不明など、一見して不備の場合は、証券会社に送付せず、補正して再提出するよう求めた。最終期限とした4月4日までに補正が行われず、その後の調査手順に乗せることが日程的に不可能になった者が9名であった。補正が行われた者は「有効な委任状を提出」に含められている。

¹⁹ 提出期限である3月17日を過ぎても、そもそも委任状を提出せず、期限を延期して最終期限とした4月4日に至っても提出がなく、その後の調査手順に乗せることが日程的に不可能になった者が30名であった。最終期限までに提出した者は「有効な委任状を提出」に含められている。

²⁰ NHKに持株会は存在しないので、家族が持株会名義で株を保有するという場合である。

²¹ 本人と家族の両方が自主訂正した2件については、「家族のみ」ではなく「本人を含む」に数えた。

²² たとえば、夫婦とも調査対象者で、ともに株保有ありと回答したが、証券取引口座を持っているのが夫だけで、妻からの委任状が不要になった場合や、調査進行中に退職した場合などがこれに当たる。

った者の大半は委任状作成の際の過誤によると思われるが、意図的なサボタージュにより調査の時間切れを狙った者が一部含まれている可能性は否定できない。委任状を提出してきたものの期限を守らない著しい遅延（３０名）についても同様である。

株の保有を認めながら委任状を提出しなかった役職員等のうち、「タンス株しか保有しておらず証券会社に口座がない」ことを理由にする者が１６６名存在する。

本人から何らの回答もない者は、明らかな調査拒否、サボタージュであると評価せざるを得ない。当委員会は、３月２８日、その時点までに回答がない者に対し、「株取引に関する二次調査ご回答のお願い（最終）」と題する書面（資料２－８）を送付し、証券取引口座申告書と委任状の提出を再度求めた。にもかかわらず、何らの回答もしてこなかった者の数は１０２名であった。

なお、委任状を提出した役職員等であっても、たとえば複数の証券会社に証券取引口座を有しており、健全な取引をした証券会社のみを申告し、不都合な取引をした証券会社を隠匿してしまえば、当委員会の調査は及ばないことになる。取引履歴調査で、こうした事態をすべて回避できているかは不明である。

５．委任状提出を拒否する者への対応

取引履歴調査に対し、委任状提出を拒否する者が少なからず存在した。

以下に、委任状提出を拒否する者の主張・意見の一部を紹介する（一部は趣旨を変えない範囲で読みやすく短縮・修正してある）。

<プライバシー侵害>

- ◆ 今回の２次調査は、協会職員全員をインサイダーの容疑者として扱っており、プライバシーの侵害も甚だしい調査と受け止めます。捜査機関でもない、任意の調査の限界を超えたものといわざるを得ません。
- ◆ 他の職員等が提出した申告書ないし委任状についても、各人の自由意思により任意に提出されたものではなく、調査の必要性・相当性にも疑問があり、職員等のプライバシー侵害に当たる可能性があるため、これらの書類を調査に使用しないように要請いたします。

<プライバシー・財産権が優先>

- ◆ NHKの信頼を回復するために必要な調査であることをやたらと強調されますが、わたしは個人のプライバシーを尊重することの方が重要だと考えます。
- ◆ 私は、憲法２９条で定められた「財産権の不可侵」という観点から、たとえ「協会を取り巻く厳しい環境」を鑑みても、それが脅かされない内容だという認識を持っております。（原文のまま）

<報道機関の特性>

- ◆ NHKの職員等であるというだけでプライバシーが否定される理由はなく、むしろ、報道で人権を扱う報道機関においては、人権に対する意識はより鋭敏であるべきです。よって、これらの情報を調査の対象とする場合は、その必要性・相当性が慎重に検討されることになります。
- ◆ 信頼回復への想いは「第三者委員会」に劣るとは思いませんがメディアに勤める者として理不尽と感

じる求めに協力するには至りません。

- ◆ 社会正義の実現を目指してジャーナリズムの世界を40年近く過ごしてきたものとして、私有財産を他人に開示したりプライバシーが侵害されたりする恐れがあるような理不尽な要求には、安易に従う気になれません。同じ報道の仲間に個人情報をやすやすと提供するものがあるとすれば、それこそ、今回の事件のように本分を忘れて利に走る恐れあるものと思量します。

＜株保有調査への不満＞

- ◆ 一次調査の時点で自己申告していない人が対象となっていない場合があり、正直に申告した人が厭な思いをしている。通報窓口では全ての漏れを拾いきれないため、本来であれば一次調査のやり方から遡って見直しをお願いしたい。一次調査の対象が報道端末へのアクセス権保有者中心だが、アクセス権がなくとも既にログインされた端末は誰でも閲覧可能なこと、また情報源が報道端末に限られないため、一次調査の段階から公平性を欠いている点。
- ◆ 2回の調査で、株の所有および取引について全く申告しなかった職員の方にリスクが潜んでいる可能性があるのではないかと考えます。「第三者委員会」には、申告しなかった職員への強制捜査権はないと思いますので、徹底的にやるのであれば、「証券取引等監視委員会」に捜査を委ねられるべきではないでしょうか。

当委員会は、本年3月28日、本人口座で委任状提出を拒否する者に対し、「株取引に関する二次調査ご協力をお願い」と題する書面（資料2-9）を送付し、調査の趣旨を十分に説明して証券取引口座申告書と委任状の提出を再度求めた。にもかかわらず、最後まで委任状提出を拒否した者（本人）は33名であった。

6. 取引履歴取寄せの状況

調査対象者から提出された委任状を証券会社に送付して取引履歴の開示を請求した。取引履歴の取寄せ状況は次のとおりである。

証券会社	送付数	取引履歴取寄せ	取引なし ²³	不備返却
A証券	533 口座	280 口座	197 口座	56 口座
B証券	476 口座	388 口座	30 口座	58 口座
C証券	363 口座	199 口座	113 口座	51 口座
D証券	288 口座	238 口座	31 口座	19 口座
E証券	190 口座	150 口座	18 口座	22 口座
F証券	190 口座	90 口座	76 口座	24 口座
G証券	134 口座	115 口座	11 口座	8 口座
H証券	122 口座	66 口座	19 口座	37 口座

²³ 証券取引口座は存在するが、調査対象期間中に株取引がなかったもの。

I 証券	110 口座	51 口座	53 口座	6 口座
J 証券	79 口座	37 口座	36 口座	6 口座
K 証券	53 口座	36 口座	11 口座	6 口座
L 証券	49 口座	31 口座	13 口座	5 口座
その他 81 社	452 口座	280 口座	146 口座	26 口座
合計	3,039 口座 (構成比)	1,961 口座 (64.5%)	754 口座 (24.8%)	324 口座 (10.7%)

第4．近接取引の抽出

取引履歴調査によって証券会社から取り寄せられた取引履歴には、株を取引した日（約定日）は記載されているが、その約定に結びついた注文時刻までは記載されていない。

しかし、その取引が報道情報システムに掲載された情報を利用したものかどうかを判断するには、一方である銘柄の株取引に関する注文時刻を、他方で当該銘柄に関する情報が報道情報システムに掲載された時刻を、それぞれ特定し、両者の先後関係や近接性を検証しなければならない。そのためには、あらためて証券会社から注文時刻を取り寄せる作業が必要になる。

ところが、取引履歴が取り寄せられたすべての取引について注文時刻を取り寄せるのは、膨大かつ無駄な作業であり、証券会社にも過度の負担をかけることとなる。

そこで、当委員会は、約定日の当日又は前日に当該銘柄に関する情報が報道情報システムに掲載されている取引だけを機械的に抽出することによる絞り込みを行うこととした。この絞り込まれた取引だけについて、証券会社から注文時刻を取り寄せて確認していくことになるが、ここではこの絞り込み（近接取引の抽出）の過程を説明する。

1．抽出の手法

1. 1. 2つのデータベース構築

平成17年2月1日から平成20年1月19日までの間にNHKの報道情報システムに掲載された原稿の数（すべての素原稿と汎用原稿を含むが、保存されていない（素）原稿を除く）は、538万7899件である。

他方で、同期間にNHKの役職員等が行った株取引の数は、数万から数十万にのぼると予想された（実際には、約定ベース²⁴で1961口座、11万4533取引にのぼった）。

こうした2つの膨大なデータを突合（マッチング）して近接取引を抽出しようとする

²⁴ 株取引の約定数による。1回の注文（たとえば2000株の買い注文）に対して、約定が1回になることもあれば（2000株の買い約定1回）、約定が複数回になることもある（1000株の買い約定2回）。逆に、1回の注文に対して、対向する注文がなく取引が成立しなければ、約定は0回になる。

き、人手によるアナログ作業では到底不可能であり、データベースを構築しての突合（マッチング）作業が不可欠である。

そこで、当委員会は、デジタル・フォレンジックの専門業者（株式会社KPMG FAS）のフォレンジック・チームに依頼し、2つのデータベース構築、データ入力、データベース相互のデータ突合、突合結果の検証等の作業について協力を得た。

【報道情報データベースの構築】

報道情報システムに掲載された原稿のデータを、報道情報システムのサーバから取り出してデータベースに取り込んだ。

その上で、

- ①素原稿の入稿時刻や密の有無、汎用化の時刻などを把握する、
 - ②原稿中に出てくる企業名に表記ゆれ²⁵があってもシソーラス（類義語辞典）を用いて正確に把握する、
 - ③企業名が出てきても株取引に影響しない情報を典型的に取り除く（たとえば交通機関の運行情報やプロ野球の試合結果など）、
- といった種々のチューニングを施し、取引履歴データベースと突合できる状態にした。

【取引履歴データベースの構築】

証券会社から顧客勘定元帳の形で取り寄せられた取引履歴（約定日、銘柄、売買の別、数量、単価）を、口座ごとにデータベースに入力し、報道情報データベースと突合できる状態にした。

1. 2. データベースの突合（マッチング）による近接取引の抽出

報道情報データベースと取引履歴データベースとを相互に突合（マッチング）することにより、約定日の当日又は前日に当該銘柄に関する情報が報道情報システムに掲載されている取引（近接取引）を機械的に抽出した。この際、「時間の近接性」「情報の重要性・新規性」という2つの基準を用いることにより、近接取引を合理的に絞り込むこととした。

【時間の近接性】

約定日前日の0時00分から約定当日の15時10分までの間に入稿した原稿に限り、約定日の取引と時間の近接性があるものとした。

ここで、約定日の前日まで遡ったのは、前日に入稿された原稿でも約定日の株取引に利

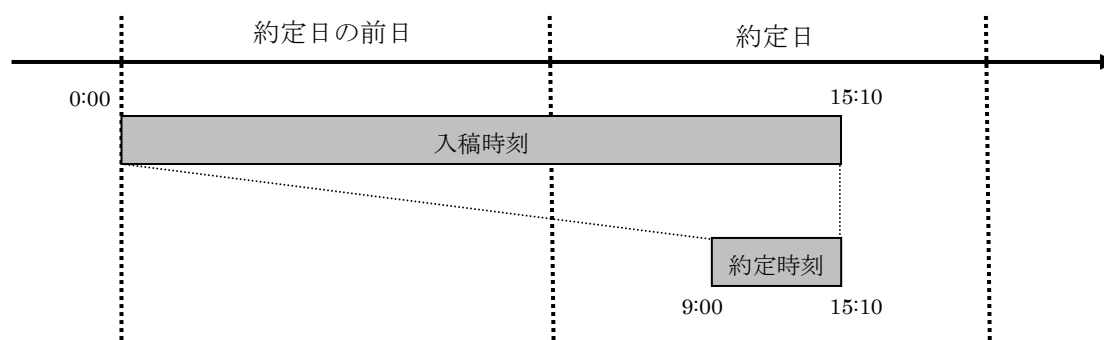
²⁵ たとえば、株式会社日本航空は、原稿中では「日航」「ニッコー」「JAL」「Japan Air Lines」などとさまざまに表記される可能性がある。また、上場企業は、合併、持株会社化、商号変更などにより名称が変更されることがあり、また倒産や経営統合などで上場廃止になることもある。

用される可能性が残るためである²⁶。

前々日まで遡らなかったのは、株取引の動機となるような情報は一定の鮮度が必要であり、前々日に入稿された原稿であれば遅くとも前日の株取引に利用されるのが通常と思われるからである。

約定日の15時10分²⁷までとしたのは、約定日の立会時間後（15時10分以降）に入稿された原稿を約定日の株取引に利用する余地がないからである²⁸。

これを図示すると、次のとおりである。



【情報の重要性・新規性】

約定日に取引された銘柄の企業名が原稿に含まれていることが形式要件であるが、企業名が含まれる原稿すべてが株取引（投資判断）に利用されるわけでないのは当然である。投資判断に供されたといえるためには、情報の重要性（企業価値や企業リスクの認識に重要な影響を与えるか、株価の認識や株式の需給に重要な影響を与えるか）及び情報の新規性（すでに報道された情報の続報か、すでに市場に周知され株価に織り込まれている情報か）が求められる。そこで、情報の重要性和新規性の2点から報道情報を絞り込んだ。

また、発行会社の適時開示、約定日前後の株価や出来高の動き、NHK及び他社の報道状況なども必要に応じて参照した。

ただし、ある情報が当該銘柄にとって買い材料か売り材料かはケースバイケースであり

²⁶ 前日の立会時間後に入稿された原稿を利用する場合には、前日に約定することはできない。また、前日の立会時間内に入稿された原稿を見て注文を出したとしても、相場の状況によっては立会時間内に約定するとは限らず、注文が翌日に持ち越されて約定日に約定することもあり得る。

²⁷ 大阪証券取引所の午後の立会時間は15時10分までである。なお、大量一律処理を求められるC調査では、通常の立会時間以外の取引は無視した。

²⁸ A調査の水戸案件においてその他の疑わしい取引として言及したところでは、素原稿の入稿前に「予定」を見て株取引していたとされており、類似のケースも想定されるが、「予定」は入力時間が記録保存されていないこと、東京案件と岐阜案件では「予定」は利用されていないことから、大量一律処理を求められる近接取引の抽出には、「予定」というファクターは用いず、入稿時刻に基づいて抽出することとした。

一概には言えないので、「売り」「買い」の別で近接取引を絞り込むことは避けた。

2. 抽出結果

以上の観点から絞り込みをかけて近接取引を抽出した結果、52名の役職員等により52口座で行われた95取引（約定ベース）が抽出された。

そこで、これらの近接取引については、証券会社から注文時刻を取り寄せて確認し、報道情報システムに情報が掲載された時刻との先後関係や近接性を検証することとした。

他方、上記の95取引を除く11万4438取引については、証券会社から注文時刻を取り寄せるまでもなく、報道情報システムに掲載された情報を利用した株取引でないことが確認された。

抽出された近接取引と、これに利用された可能性のある報道情報システムに掲載された原稿との対比は、次のとおりである。

報道情報（原稿）		近接取引	
入稿日	汎用原稿タイトル	銘柄	口座数
2005. 2. 6	大・シャープが富士通の液晶を取得	富士通	1
2005. 3. 14	亀淵「ポニーキャニオン売却を検討」	ニッポン放送	1
2005. 4. 13	LDとフジ・和解に向け調整	ライブドアホールディングス	2
		フジテレビジョン	1
2005. 5. 2	バンダイ・ナムコ経営統合へ	バンダイ	1
		ナムコ	1
2005. 5. 12	タカラ、トミー統合で最終調整	タカラ	1
2005. 7. 1	大・置三洋電機が1万人余削減へ	三洋電機	1
2005. 8. 10	独・ソフトバンクGが合併で営業強化	インボイス	1
2005. 9. 27	村上ファンドが阪神株を大量取得	阪神電気鉄道	3
2005. 10. 13	朝）村上ファンドTBS株も取得	東京放送	8
2005. 10. 26	朝・楽天、TBS株を買い増し	楽天	2
		東京放送	1
2005. 11. 15	大・三洋電機二千億円規模の増資へ	三洋電機	2
2005. 11. 16	大・三洋電が三井物産に子会社売却へ	三洋電機	1
2005. 11. 17	大・三洋電機の赤字が過去最悪に	三洋電機	2
2005. 11. 18	大・三洋電機が業績と改善策を発表	三洋電機	1
2006. 1. 16	ライブドアを搜索	ライブドアホールディングス	1
		フジテレビジョン	1

2006. 1. 24	英会社「米WHを東芝に売却へ」	東芝	1
2006. 8. 30	朝) 丸紅がダイエーの提携交渉へ	ダイエー	4
2006. 11. 7	朝) トヨタ営業利益 2 兆円超に	トヨタ自動車	2
2006. 11. 10	独) コンビニ運営会社が自社を買収へ	レックス・ホールディングス	1
2007. 1. 10	独) みずほ証券と新光証券が合併へ	みずほフィナンシャルグループ	2
2007. 1. 18	三菱ウェル田辺製薬経営統合で調整	三菱ケミカルホールディングス	2
2007. 3. 22	詳・日立 ²⁹	日立製作所	1
2007. 6. 4	置オリックスがネット会社と経営統合	インターネット総合研究所	1
2007. 7. 25	三越・伊勢丹経営統合に向け協議	三越	1
		伊勢丹	1
2007. 9. 28	京・伊藤ハムミートが不正表示	伊藤ハム	1
2007. 10. 11	大独・三洋京セラ携帯売却基本合意へ	三洋電機	1
2007. 11. 6	朝) 日航中間益、5 0 0 億円確保へ	日本航空	2
2007. 11. 20	J T, 日清食品が加ト吉買収へ	加ト吉	3
2007. 11. 27	マクドナルドで調理日時張り替えか	日本マクドナルドホールディングス	3
2007. 11. 27	中東政府系ファンドがソニーに投資	ソニー	2

こうした近接取引を行った役職員等 5 2 名の内訳は、次のとおりである。

	役員	職員	スタッフ	関連団体
	—	48 名	3 名	1 名
アクセス権者	—	25 名	3 名	1 名
記者 P C 貸与	—	4 名	—	—
家族口座	—	9 名	1 名	—

第 5．注文時刻調査（4 月 2 2 日送付、同月 2 5 日締切）

抽出された近接取引をした役職員等に対し、証券会社から「注文時刻」を取り寄せるための委任状を送付して提出を求め、提出された委任状を証券会社へ送付し、注文時刻を取り寄せて確認することとした。

1．調査対象者

近接取引にかかる役職員等 5 2 名。

²⁹ 素原稿のタイトルは、「独朝) 日立が HDD 事業を抜本見直し」

2. 調査方法

当委員会から対象者に、該当する近接取引の一覧を添付した「委任状」（資料2－10）を送付し、その提出を求めた。委任状により証券会社の開示を請求するのは、注文時刻のほか、注文の指値／成行の別、注文訂正があればその時刻と内容、約定の時刻と現物／信用の別であった。

3. 調査結果

調査対象者52名のうち、現在海外に長期出張中で委任状を提出することができない者1名を除いて、51名から51口座94取引について委任状の提出を受けた。

この委任状を証券会社16社に送付し、取引時刻の開示を請求したところ、証券会社から、51口座94取引すべてについて取引時刻の開示を受けた。

第6. 報道情報利用取引の判断

取引時刻の開示を受けた94取引につき、近接取引について証券会社から取り寄せられた注文時刻と、報道情報システムに情報が掲載された時刻との先後関係や近接性を検証し、最終的に報道情報システムに掲載された情報を利用した株取引かどうかを判断することとした。

1. 注文日による判断

注文日が当該役職員等の休日にあたり³⁰、かつ記者パソコンを貸与されていない場合には、報道情報システムにアクセスする可能性がなく、報道情報システムに掲載された情報を利用した株取引を行う余地はない。

94取引中、これに該当するものが32取引存在し、これらの取引については報道情報システムに掲載された情報を利用したものと認めることはできないものとして、除外した。この結果、注文時刻による判断の対象となる取引は62取引となる。

2. 注文時刻による判断

注文日が勤務日である場合には、注文時刻と、素原稿入稿／汎用化／放送の各時刻との先後関係を検証した。これに、新聞報道の先後、アクセス権の有無、本人口座か家族口座かといった個別事情を加味し、必要に応じてヒアリングも実施したうえで、総合的に判断した。

これに該当する62取引について、注文時刻の先後関係をベースに検証結果を示すと、

³⁰ なお、注文はその日に約定するとは限らず、翌日以降に持ち越されて約定することもあるから、注文時刻を証券会社から取り寄せなければ、注文日が休日にあたるかどうかを確認することはできない。

次のとおりである。

注文時刻	素原稿入稿前	入稿後・汎用化前	汎用化後・放送前	放送後
	20 取引	1 取引	2 取引	39 取引
うち新聞報道前	—	—	—	5 取引
うち新聞報道後	—	1 取引	2 取引	34 取引
うちアクセス権あり	9 取引	—	—	23 取引
うちアクセス権なし	11 取引	1 取引	2 取引	16 取引
うち本人口座	18 取引	1 取引	—	31 取引
うち家族口座	2 取引	—	2 取引	8 取引

2. 1. 素原稿入稿前に注文（20取引）

素原稿入稿前に注文された20取引については、原稿を見て注文をしたと判断する余地はない。また、この20取引について、念のために「予定」を参照したが、投資判断の材料になるような予定が注文時刻前に掲載されているものは確認されなかった。したがって、この20取引については、報道情報システムに掲載された情報を利用したものと認めることはできない。

しかし、この種類の20取引の中で、報道情報システムに掲載された情報を利用したか否かとは別の観点から、当委員会が注目した取引が1件存在した（ライブドア検索開始直前のフジテレビジョン株の取引）。

以下、この取引につき、検討を行う。

【平成18年1月16日11時15分のフジテレビジョン株の売り付け行為】

（1）報道情報システムへの入稿など

平成18年1月16日16時すぎ、NHKは大相撲中継を一時中断し、東京地検特捜部が証券取引法違反の容疑でライブドアの検索に乗り出したという特設ニュースを放送した。このニュースの原稿は、14時31分に「防衛一報」というタイトルの素原稿（密あり）が入稿、14時36分に「防衛本記」というタイトルの素原稿（密あり）に置き換えられ、放送直前の16時00分に「ライブドアを検索」というタイトルの素原稿（密なし）に置き換えられ、これが16時01分に汎用化され、直後に放送された。

（2）フジテレビジョン株の値動き

ライブドア株は、16日の終値が696円であったが、翌17日には値幅制限一杯の596円まで値を下げた。フジテレビジョン株も、16日の終値は32万1000円であつ

たが、翌１７日には２９万２０００円まで値を下げた。

（３）株取引

こうした中、１６日の１１時１５分にフジテレビジョン株を売り付けて損失を回避できた職員がいた。この職員は当時、報道局社会部所属の記者であり、アクセス権があり、記者パソコンも貸与されていた。この日は通常の日勤であった。

この職員は、平成１７年１月までにフジテレビジョン株１株を保有していた（買付日は不明）。同年６月２０日に２２万円で２株買い増し、同年７月５日に２１万６０００円で２株買い増し、同月１３日に２２万７０００円で２株買い増し、同年８月３０日に２４万９０００円で３株買い増し、平成１８年１月１６日時点では合計１０株を保有していた。

平成１８年１月１６日、この職員は、午前の立会時間終了後の１１時１５分にパソコンから成行で全１０株の売り注文を出し、１２時３０分の午後の立会時間開始と同時に３２万円で全株を売り付けた（売却代金３２０万円）。直後の１２時３６分、電話でヤクルト本社株１０００株の買い注文を成行で出し、１２時３７分に２５９５円で１０００株買い付けた（買付代金２５９万５０００円）。

（４）検討

ライブドア検索については、最初の素原稿の入稿が１４時３１分であるから、この職員が行った１１時１５分のフジテレビジョン株の売り付けが報道情報システムの情報を利用して行われたものでないことは明らかである。

しかし、この職員は、ライブドア・フジテレビジョン関係の担当ではなかったものの、社会部の記者であることから、ライブドア捜査の情報を何らかのルートで得てフジテレビジョンの株を売り付けて損失を回避したのではないかという疑問が生じる。

そこで、当委員会は、この職員に対してヒアリングを実施した。

当委員会の調査に対し、この職員は次のように説明した。

- ・ フジテレビジョン株は、テレビ業界最大手で値上がりが見込めるので買った。
- ・ ヤクルト本社株は、プロ野球のチケットなど株主優待制度が充実しており、また中国でヤクルトが飲まれているとも聞いており、以前から興味を持っていた。
- ・ テレビ業界の先行きが明るくないと思ったので、ヤクルト本社株に買い換えるためにフジテレビジョン株を全部売った。
- ・ なぜこの日に売ったかは、偶然としか言いようがない。
- ・ ライブドア捜査の話は知らなかった、社会部内でもこの話は聞いていなかった。
- ・ ライブドア取材していたNHK社会部の記者が、捜査当局の動きを私など他の記者にあらかじめ伝える事はない。それを他社や同僚に先駆けて報じるのが記者の生命線である。
- ・ ライブドア捜査の話は夜にテレビで知ったと思う。
- ・ この日にフジテレビジョン株を売ったことは、後々疑われるかも知れないと思った。
- ・ しかし自分は間違いなくライブドア捜査の話を知らずに売り、やましいところはな

かったので、第三者委員会の調査にも誠実に応じてきた。

当委員会によるヒアリングの結果は以上のとおりであり、売り付けのタイミングの良さからみて報道情報システム以外の何らかの方法でライブドア検索の情報を入手して取引したのではないかという疑念が完全には払拭されないものの、NHK内の他のルートから情報を入手したことを窺わせる具体的な証拠は存在せず、ヤクルト本社株購入のためという説明も不合理とはいえないことから、問題事案と評価することまではできない。

2. 2. 入稿後・汎用化前に注文（1取引）

入稿後・汎用化前の注文は、本件インサイダー取引と同様の類型であり、問題となりうる類型の取引である。

【平成17年4月13日のライブドア株の売り付け行為】

（1）報道情報システムへの入稿など

平成17年4月13日、9時06分に「LDとフジテレビ和解目指し調整」というタイトルの素原稿（密なし）が入稿され、10時42分に「LDとフジ・和解に向け調整」というタイトルの素原稿（密なし）に置き換えられ、これが11時07分に汎用化され、12時の全国中継ニュースで放送された。

（2）株取引

ある職員は、ライブドア株について、午前の立会終了時間である11時00分に指値316円で500株の売り注文を出し、11時01分に指値を315円に訂正し、12時30分の午後の立会時間開始と同時に320円で500株を売り付けている。

（3）検討

報道情報システムへの入稿と株取引時刻の先後から、報道情報システムの情報を利用した株取引である可能性が生じる。

しかし、この職員はアクセス権を持たず（当時、番組制作局に所属）、報道情報システムに掲載された情報を知ったことを窺わせる事情も認められない。しかも、当日の読売新聞朝刊1面には上記ニュースと同様の記事が掲載されており、新聞あるいは何らかの他媒体から情報を得て取引した蓋然性がある。

したがって、この取引については、報道情報システムに掲載された情報を利用した可能性があると認定することはできない。

2. 3. 汎用化後・放送前に注文（1名で2取引）

汎用化後・放送前の注文も、本件インサイダー取引と同様の類型であり、問題となりうる類型の取引である。

【平成19年11月27日のソニー株の買い付け行為】

（1）報道情報システムへの入稿など

平成19年11月27日、8時53分に「中東政府系ファンドがソニーに投資」という

タイトルの素原稿（密なし）が入稿され、これが９時４０分に汎用化され、１３時の全国中継ニュースで放送された。

（２）株取引

ある職員の配偶者は、ソニー株について、１０時２４分に指値５５８０円で５００株の買い注文を出し、その後指値を５５９０円に訂正し、１０時２５分に５５９０円で５００株を買い付けている。１０時３７分に成行で５００株の売り注文を出し、１０時３８分に５５８０円で５００株を売り付けている。

（３）検討

報道情報システムへの入稿・汎用化と株取引時刻の先後から、報道情報システムの情報を利用した株取引である可能性が生じる。

しかし、この職員はアクセス権を持たず（当時、編成局に所属）、報道情報システムに掲載された情報を知ったことを窺わせる事情も認められない。しかも、当日の日本経済新聞朝刊３面には上記ニュースと同様の記事が掲載されており、新聞あるいは何らかの他媒体から情報を得て取引した蓋然性がある。加えて、この職員が配偶者に対して何らかの報道情報を提供したことを窺わせる事情も認められない。

したがって、この取引については、報道情報システムに掲載された情報を利用した可能性があるとは認定することはできない。

２．４．放送後に注文（３９取引）

放送後であっても汎用原稿は引き続き報道情報システムに掲載されており、放送後に注文された取引であっても報道情報システムに掲載された情報を利用した株取引である可能性は残るので、これを検証する必要がある。

放送後に注文された３９取引のうち、新聞報道後に注文された３４取引については、新聞あるいは何らかの他媒体から情報を得て取引した蓋然性が高く、報道情報システムに掲載された情報を利用したと推認することは困難である。

そこで、残る５取引について検討する。

まず、新聞報道前に注文された５取引のうち３取引については、アクセス権を持たない職員（当時、経理局、地方局技術部、放送技術局にそれぞれ所属）が行ったものであり、報道情報システムに掲載された情報を知ったことを窺わせる事情も認められない。

したがって、この取引については、報道情報システムに掲載された情報を利用した可能性があるとは認定することはできない。

残る２取引は、いずれもアクセス権を持つ職員が行ったものであるため、検討を加えることにする。

【平成１９年１１月２７日の日本マクドナルドホールディングス株の買い付け行為】

（１）報道情報システムへの入稿など

平成19年11月27日、11時24分に「マクドナルドで調理日時張り替えか」というタイトルの素原稿（密なし）が入稿され、これが11時48分に汎用化され、12時の全国中継ニュースで放送された。

（２）株取引

日本マクドナルドホールディングス株については、当時、ある地方局の企画総務グループに所属していた職員1名が、13時03分に指値1894円で400株の買い注文を出し、13時05分に1894円で400株買い付けた。

（３）検討

この職員は、自分のアクセス権は、前任の地方局で災害用ホームページ担当になった際に機械的に付与されたものであり、本年1月にアクセス権を返上するまで自分にアクセス権があることを知らなかったと説明しており、この職員の総アクセス回数も総アクセス時間もゼロであることが確認された。

また、報道情報システムに掲載された情報を知ったことを窺わせる事情も認められない。

したがって、この取引については、報道情報システムに掲載された情報を利用した可能性があると認定することはできない。

【平成18年11月7日のトヨタ株の売り付け行為】

（１）報道情報システムへの入稿など

平成18年11月7日、1時17分に「朝・トヨタの営業利益2兆円超に」という素原稿（密なし）が入稿され、これが2時15分に汎用化され、5時の全国中継ニュースで放送された。

（２）株取引

トヨタ株については、当時、報道局で編集作業に携わり日常的に報道情報システムにアクセスしていたプロダクションのスタッフ1名が、8時22分に指値7090円で100株の売り注文を出し、9時00分の立会時間開始と同時に7100円で100株を売り付けた。

（３）検討

このスタッフは、この日は通常の日勤であり、上記の注文時刻後に出勤のタイムカードを打刻したことが確認されている。

したがって、この取引については、報道情報システムに掲載された情報を利用した可能性があると認定することはできない。

３．結果

以上の検証の結果、近接取引の中で、報道情報システムに掲載された情報を利用した株取引であると認められるものは、存在しなかった。

第7. C調査全体を通しての検討（まとめ）

本章（C章）末尾のチャートにしたがって説明する。

1. 有効な委任状を提出した1781名について

「本人又は家族名義で株保有あり」と回答して取引履歴調査の対象となった2724名のうち、有効な委任状を提出したのは1781名であった。

この1781名の株取引については、取引履歴調査を実施し、証券会社から取り寄せた取引履歴に基づいて、株取引の有無や内容を当委員会が直接確認することができた。対象期間中に株取引を行った1447名については、近接取引の抽出、注文時刻調査、報道情報利用取引の判断という過程を経て、いずれの取引も「報道情報システムに掲載された情報を利用した取引とは認められない」という結論に達した。

これらの方々には、本件調査が個人の財産権の内容を問うものであったにもかかわらず、NHK再生のために通らなければならない道筋であるという調査の趣旨をご理解いただき、協力を得ることができた。当委員会として、ご協力に感謝の意を示したい。

2. 取引履歴調査に至らなかった943名について

「本人又は家族名義で株保有あり」と回答して取引履歴調査の対象となった2724名のうち、有効な委任状を提出するに至らなかったのは943名であった。

その内訳は、

- ・不備な委任状を提出（303名）
- ・著しく遅延して提出（30名）
- ・委任状提出を拒否（70名）
- ・何ら回答しない（102名）
- ・タンス株・持株会と申告（192名）
- ・「株保有なし」に自主訂正（164名）
- ・その他（82名）

というものであった。

しかし、これらの者の中には、意図的なサボタージュあるいは虚偽の申告により取引履歴調査を免れようとした者が一定数含まれている可能性が否定できない。

第8．C調査の過程で得られた情報

1．勤務時間中の株取引

1．1．株保有調査の結果

株保有調査において、「Q2）あなたは、平成17年2月から現在に至るまでの間、一度でも上場株式を売買したことがありますか」という質問に、1395名が「はい」と回答しており（自主訂正後の人数）、この1395名のうち、「Q3）あなたは、平成17年2月から現在に至るまでの間、勤務時間中（休憩時間も含む）に上場株式の売買をしたことがありますか」という質問に対して、「はい」と回答したのは75名である（自主訂正後の人数）。

この質問は、「勤務時間中（休憩時間も含む）」としているため、この75名すべてが休憩時間以外の勤務時間中に株取引を行ったことにはならない。

なお、株取引を行ったことがあると回答した1395名中、勤務時間中（休憩時間も含む）に上場株式の売買をしたことがあると回答した者（75名）の割合は5.4％である。

1．2．注文時刻調査対象者のうち勤務時間中の株取引を行った者

近接取引に当たるとして注文時刻調査により証券会社から取引時刻を取り寄せることができた取引（51名が行った94取引）については、出勤時刻と退勤時刻を確認することにより、勤務時間中に行われた取引かどうかを知ることができた。

51名が行った94取引中、勤務時間に無関係な家族口座で10名が行った15取引を除いた本人口座での取引は、41名が行った79取引であるが、そのうち、注文日が勤務日であるものは34名が行った50取引であった。

この34名が行った50取引について、本人の出退勤時刻を確認したところ、職員7名が行った11取引が、出勤時間から退勤時間までの間に行われた取引であることが判明した。

出勤時刻から退勤時刻までの間には食事や休憩の時間もあり得るので、これらの取引のすべてが勤務時間中のものであると断定することはできないが、これらの取引は、勤務時間中に行われた可能性があると考えられるものである。

なお、出勤時間から退勤時間までの間に株取引をしたことが確認された7名の職員のうち、株保有調査のQ3）の質問に、当初から「はい」と回答した者は0名、途中から「はい」に自主訂正した者は1名であるから、7名中6名が虚偽の回答をしていたことになる。

このように、本人口座での株取引において、41名中7名（17.1％）、79取引中11取引（13.9％）が勤務時間中に行われた可能性があるという事実、及び、その7名中6名が虚偽の回答をしていたという事実は、株保有調査のQ3）に対する回答全体の信用性に一定の疑問を投げかけるものであり、勤務時間中（休憩時間も含む）に上場株式の売買をしたことがある者が75名に止まらない可能性を示すものといえる。

2. 株取引の頻度

2. 1. 事実

調査対象期間である平成17年2月1日から平成20年1月19日までのほぼ3年間に株取引をした役職員等1447名のうち、取引数（約定ベース）が多かった者上位100名を示すと、資料2-11のとおりである。同じ役職員等が複数の証券会社の口座で取引したものは合算し、家族口座は除外してある。

上位100名のうち、アクセス権者は53名、記者パソコン貸与者は2名であった。

このうち、最も多く取引した職員は、期間中に5137取引を行い（1日に7取引以上³¹）、取り扱った銘柄数は206銘柄にのぼる。

アクセス権のある者の中で最も多く取引した職員は、全体でも3位に位置し、期間中に2252取引を行い（1日に3取引以上）、取り扱った銘柄数は612銘柄にのぼる。

アクセス権のある者の中で2番目に多く取引した職員は、全体でも4位に位置し、期間中に2207取引を行い（1日に3取引以上）、取り扱った銘柄数は353銘柄にのぼる。

アクセス権のある者だけで見ると、1日に3取引以上したのは2名、1日に2取引以上したのは4名、1日に1取引以上したのは11名、2日に1取引以上したのは30名、3日に1取引以上したのは46名、4日に1取引以上したのは53名（上位100位までに限る）であった。

なお、本件インサイダー取引を行ったXディレクターは、全体で9位に位置し、アクセス権のある者の中では4番目に多く取引した。期間中に1537取引を行い（1日に2取引以上）、取り扱った銘柄数は100銘柄にのぼった。

2. 2. 検討

調査の結果、一方で株取引を頻回に行うことにより多数の企業に対する投資判断を日常的に繰り返しながら、他方で報道情報システムへのアクセス権を与えられて職務の中で最新の報道情報に日常的に接する機会を与えられている役職員等が、少なからず存在することが明らかになったが、この事実は、NHKにおいて、個人投資家としての立場と報道に携わる者としての立場を併せ持つ者が少なからず存在することを意味する。

2つの立場を兼ね備えることは、報道に携わる者としては非常に危険な状態である。

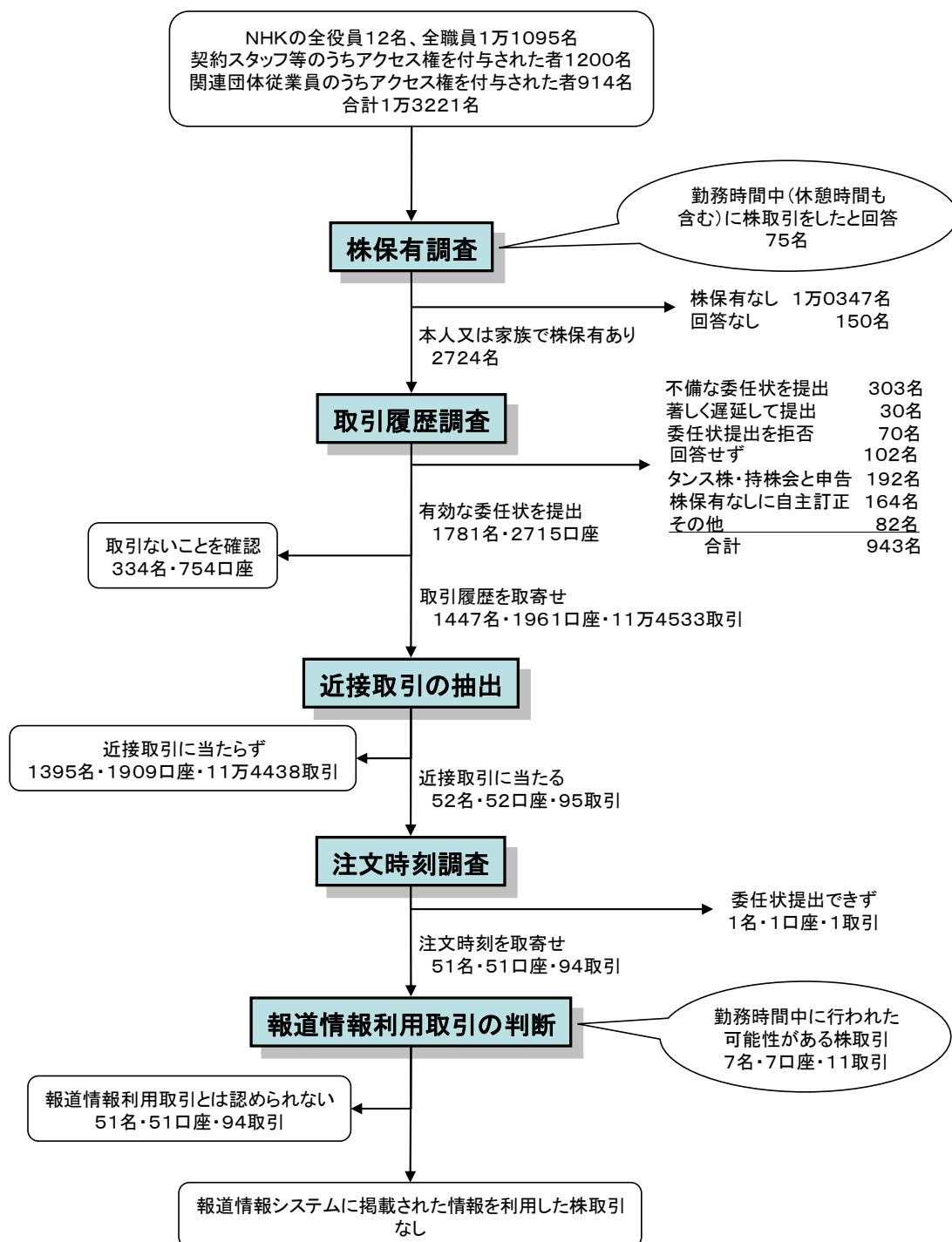
このような状況では、極めて高い職業倫理を保ち続けられない限り、報道情報を利用した取引を行う誘惑から免れることはできないと思われ、それがNHKで報道に携わる者すべてに可能なことなのか疑問がある。また、仮に高い職業倫理を保ち続けることができたとしても、職務上知り得た報道情報に基づく投資判断と他の媒体から得た情報に基づく投資判断とを完全に切り離すこと（つまり投資家の立場で行動する際に、職務上知り得た情報だけを選択して頭の中から消し去ること）は不可能といわざるを得ない。

³¹ 調査対象期間である平成17年2月1日から平成20年1月19日までの間の立会取引日総数は729日であり、これを分母とした。

そして、再発防止策を考える際には、この事実を念頭に置いて判断する必要がある。

3. 信用取引口座の開設数

調査対象期間である平成17年2月1日から平成20年1月19日までのほぼ3年間に株取引をした役職員等1447名のうち、本人名義で信用取引口座を開設していたのは58名（4.0％）であり、うちアクセス権者は33名、記者パソコン貸与者は4名であった。



第2部

D 章

意識調査、役職員等の意見

第1．役職員等の意識調査

第2．役職員等の意見（アンケートの自由記載欄より）

第1. 役職員等の意識調査

当委員会は、C調査に併せて、職員等に対して本件インサイダー取引に関連した意識調査を行った（資料2-12）。その結果は以下のとおりである。

- 実施期間 平成20年2月25日（月）～2月29日（金）
- 配付総数 13,221（当初）
- 回収総数 13,052（4月17日確定）

Q1）今回の職員の株取引に関する事件に対するあなたの感想として当てはまるものはどれですか（複数回答可）。

- ・ 事件の内容自体、よくわからない（又は興味がない）・・・・・・・・ 334
- ・ NHKの存亡にかかわる重大な事態だと思う・・・・・・・・ 6,850
- ・ NHKの報道機関としての信頼性を揺るがす事件だと思う・・・ 12,334
- ・ どのような組織でもこのような事件は起こるもので、
事件はNHK特有の問題ではないと思う・・・・ 2,818
- ・ 株取引は私的な事項だから、
NHKの業務と関連づけて考えるのはおかしいと思う・・・・ 298
- ・ 騒ぎすぎだと思う（又は、NHK自身が過剰反応していると思う）・・・ 325

Q2）今回の職員の株取引に関する事件の原因は何だと思われますか。あなたの考えをお聞かせください（複数回答可）。

- ・ 当該職員に報道に携わる者としての倫理観が欠けていたから
・・・・・・・・ 12,275
- ・ 上司の管理が不十分であったから・・・・・・・・ 1,986
- ・ インサイダー取引に関する研修が不十分だったから・・・・・・・・ 4,475
- ・ 報道に携わる職員の株取引を制限すべきであるのに、していなかったから
・・・・・・・・ 4,866
- ・ NHK全体の企業風土に問題があるから・・・・・・・・ 2,742
- ・ その他・・・・・・・・ 1,371

Q3）あなたの周囲のNHKの役職員などあるいはNHK関連団体の役員・社員・職員などで、株式の取引を行っている人はいると思いますか。

- ・ 大勢いると思う 4, 0 4 9
- ・ 多少はいると思う 7, 7 5 5
- ・ ほとんどいないと思う 8 5 1
- ・ いないと思う 3 0 0
- ・ 無回答（あるいは「わからない」） 9 7

Q 4) あなたの周囲のNHKの役職員などあるいはNHK関連団体の役員・社員・職員などで、勤務時間中（休憩時間も含む）に株式の取引を行っている人はいると思いますか。

- ・ 大勢いると思う 4 5 9
- ・ 多少はいると思う 4, 5 5 1
- ・ ほとんどいないと思う 4, 6 2 6
- ・ いないと思う 3, 2 8 3
- ・ 無回答（あるいは「わからない」） 1 3 3

Q 5) あなたの周囲のNHKの役職員などあるいはNHK関連団体の役員・社員・職員などで、報道情報システムに掲載の情報など職務に関連して得られた情報をきっかけに株式の取引を行っている人はいると思いますか。

- ・ 大勢いると思う 1 9 2
- ・ 多少はいると思う 2, 3 9 2
- ・ ほとんどいないと思う 4, 4 5 6
- ・ いないと思う 5, 8 0 6
- ・ 無回答（あるいは「わからない」） 2 0 6

第2．役職員等の意見（アンケートの自由記載欄より）

1．全体的傾向

職員等に対する意識調査（アンケート）においては、前記のQ & A項目に加え、自由記載欄も設けた。自由記載は任意であったにもかかわらず、極めて多数の職員が本件に関する思いを述べている。その大多数は、Q & Aに対する回答と同じく、本件インサイダー取引が、NHKの報道機関としての信頼性を揺るがす事件であることを重く受け止めているものであった。

自由記載は多種多様のものであり、それを統計的に処理して示すことはできないが、以下、特徴的な傾向について述べる。

<本件の原因、責任の所在に関して>

- ・基本的には本件行為者本人の倫理観の欠如が原因としつつ、それとあわせて、「株取引を制限していなかったから」「インサイダー取引に関する研修が不十分」「NHKの風土にも問題あり」などと言及しているものが多かった。
- ・上記に対応する形と思われるが、今後についての意見として、「行為者を厳罰に処してほしい」「株取引のルールを明確にしてほしい」「インサイダー取引についての研修を行う必要あり」とする意見が多数存在した。
- ・NHKの組織等に関するものとしては（報道以外の部門の職員によるものと思われるが）「報道局の職員（記者・ディレクター）の特権意識が問題」という意見が相当数存在した。
- ・「人員削減などにより必要な人員が確保されず職員が疲弊していることも一因ではないか」「給与等の処遇が他の報道機関よりも低いことも一因ではないか」などとする意見もあった。
- ・「日経のインサイダー事件があったにも関わらず、それを教訓にした具体的な対応策を行わなかった」など、NHK（上層部）のリスク管理の意識・取り組みが不十分という意見もあった。

<報道情報システムについて>

- ・本件の原因に関連して、報道情報システムについての記載があるものは比較的少数であった。
- ・「報道情報システムの利用が過度に制限されれば、業務に支障が出る可能性がある」とする意見も相当数存在した。

<株取引の制限について>

- ・「私的な行為なので規制すべきではない」など、制限に反対する意見も一定数あるものの、全体としては「制限は必須である」（積極的な賛成意見）や、「今回の件を見ても個人の倫理観だけに頼ることはできず、制限もやむをえない」（消極的な賛成意見）など、制限を許

容する意見のほうが多数であった。なお、制限を許容する意見の内容としては、積極的な賛成意見よりも消極的な賛成意見のほうが若干多いという印象を受けた。

・「制限を行うにあたっては、ルールの特明確化を」という意見が多数であった。

<その他>

・本件を徹底的に調査して、本件だけでなくその他の問題事案の発生原因を分析し、皮相的ではなくNHKの実情を正確に理解して、有効な再発防止策を策定することを第三者委員会に期待する声が少なからず存在した。

・任意調査であるにもかかわらず本アンケートは約99%の回収率であり、そのうち半数近くに、自由記載があるという事実からも、NHK役職員の本件に対する関心の高さ、何とかしたいという思いが感じられる。

2. 個別の意見

以下、自由記載欄に述べられた職員の意見をいくつか引用する。なお、引用にあたっては、趣旨を曲げない範囲で文章の一部を省略したものもある。

① 組織風土・組織運営・勤務態勢等に関する意見

◆我々NHK職員は、「報道の自由」とひきかえに、他職種より数段きびしい職業倫理を課せられているのだと思う。しかし、組織として「報道の自由を与えられジャーナリズムとしての使命を果たす」という意識が希薄なため、それに伴うべき厳しい倫理意識も共有されていない。「報道機関の使命と責任」について、組織が確固たる姿勢を示さず、職員の意識を高める方針を打ち出してこなかったことが、根本の原因である。

◆視聴者のみなさまから今回のことが「氷山の一角」と思われてしまうことは仕方ないと思う。数年前から比べるとまちがいなく倫理意識は向上したし、危機意識をもって仕事をしている。またそういう志を持った人も本当に多くなったのは事実。ただ、その思いがどうしても行きわたらない所があり、その原因が組織風土なのか、個人の問題なのか、がわからない。できれば不祥事をおこした人がどういう気持ちであったのかを知る機会がほしい。そこから本当の対策がうてるのではないかと思う。

◆今回の最大のショックは、同時多発性である。この点から、「構造的」問題とされても仕方ない側面があると思う。

◆厳格な調査と再発防止策は必要だが、視聴者のため公共放送の使命を果たそうと必死に努力している職員が大勢いる、いや大多数であることも絶対に忘れないでいただきたい。

◆放送は自由な風土の中で創られていくものだと思いますが、これまで問題となった不祥事は、その“自

由”が悪用されて発生しているのだと思います。

◆NHKの中のマスコミ人としての組織風土が変節してしまっていることが、一番の問題であると思う。ここ10年近くのNHKは、まさにジャーナリストとしての矜持を失わせるような経営であったと思う。具体的には、どれほど番組や業務を増やしても、必要なヒト・モノ・カネの資源は与えず「現場の知恵と工夫で乗り切れ」といい続けた経営陣、政治的・社会的なテーマに取り組もうとすると「オレの顔をつぶすのか」とばかりに気色ばんで、番組内容等に口をはさむ記者クラブ付きの記者、人物よりも組織たて割りの派閥構造で登用される経営陣、聖域扱いの報道…など、まじめに努力する人物のやる気を損なうようなことが余りにも多過ぎだと思ふ。NHK内部からの改革は難しく、新会長の指導力に期待することはとても大きい。

◆今回明るみに出た若い職員たちは、入局するなり横領不祥事で賃金カット、社会的評価の低下、という事態にあい、正当な収入を確保できていないという気持ちはどこかにあったかもしれない。全くの想像ではあるが、「一連の不祥事」以来、局内制作現場のストレス、閉そく感は相当なものがあり、それが表に出たのかと思う。

もちろんインサイダー取引はNHKの信頼の根幹である報道への信頼をひっくり返す最悪の犯罪であり、よその会社でも起こりうる「横領」とは根本的に違う。横領が8000万、今回の取引が数十万円規模であってもむしろより悪質だと思う。制作局にいると報道局でのその辺の管理体制は知るよしも無いが、いたずらに禁止事項を増して現場の仕事に支障が出るのも逆効果なので慎重に対応してほしい。

報道に携わる者の株取引を制限するなら全職員禁止すべきと思う。どこにでも悪い人はいるので、抜け道はいくらでもあると思うので。

◆今回の問題は、個人のモラルの問題のように語られている部分があると思うが、それは全くちがうと思う。これはNHKという組織の「社員教育」の問題である。「報道にたずさわる者なら、インサイダー情報に触れる可能性は多分にある。だから、株式取引はやってはいけない。」ということ、私個人も、入局以来、一度も教育された覚えがない。そんなの知っていて当然だというのは、社員教育を放棄しているということ。私は、個人的に株式取引をやってはいけないと報道人として認識していたが、そういう個人のモラルに頼りっぱなしだからこそ、こうした問題が起きる。こういう基本的なことは、新人研修なりで、組織として徹底して行なうべきなのに、それができていない。

様々な不祥事は、個人のモラルだのみでは決して防げない。

◆「報道」と言えば何でも許してしまう「報道至上主義」が一番の問題。倫理研修等でも、記者達は「取材」といって参加しない事が多い。一番研修を必要としているのに、参加しない。今回の問題は、この延長線上にあると思う。

◆今回の問題に限らず、NHKの組織、ルールを管理すべき立場に優秀な人材を置いてこなかったことの

ツケが回ったということ。取材・制作以外にも優秀な人材を配置して、時代の変化に合わせて仕組みを改めていく人事管理が必要。

◆今回のインサイダー問題も含め、NHK職員の不祥事が多発する背景要因として、多くの職員が自分の所属する組織・NHKに誇りを持っていない、又は愛していないことがあると考えます。

そのため、組織に与える打撃・迷惑を省みることなく、自己の利益追求や自己保身のための違法行為に走る結果になっている面は否定できないと思います。組織又は自分の仕事に誇り・愛着を持っていない理由としては、公共放送の存在意義、受信料制度が国民に今一つ受け入れられていないという抜本的な虚無感もあると思いますが現実的な問題として、転勤の多さ・時期、職場の風通しなどの課題もあると思います。こうした組織の基幹にある問題の抜本的解決を（個々の問題への小手先の対応でなく）NHKに対し求めていくことを期待しております。

◆個人的に、放送現場ではあり得ないと考えていただけに大きな衝撃をうけた。その職員個人の問題なのか、組織の体質的な問題なのかは、容易に判断できないが、年々、この仕事に対する「ころざし」が失われていっているような気がしてならない。不祥事は、どんな事でもあってはならないが、今回の事案は、放送人として、ジャーナリストとしての自殺行為である。ジャーナリストとしての誇り、使命といった、最も青くさく、かつ最も根幹の部分を引きちぎっていき組織風土を取り戻すべきだ。

◆私は、他社からの移籍組です。NHKには、特殊な純血主義があつて、外の世界の非常識が、局内の常識としてまかりとおっている部分があります。「外部からの風」をもっと入れるべき、と感じます。

② 過剰規制等への危惧を示す意見

◆株取引自体は資本主義・民主主義の根幹をなす重要な部分なので、報道関係者のみ規制し、NHKが株取引を悪となすような社会風潮を作っていくべきではないと考える。大手企業が規制を始めれば社会的に影響は計り知れないと思う。

◆事件の徹底的な解明は必要だが、過剰に“反省”しすぎることはマスコミの独立を脅かすことにつながると思う。つまり、やっていいことといけなことをきちんと明確化すべきであり、一時の雰囲気から自らの行動をしばりつけることは避けるべきだ。

◆インサイダーに関していうと危ないからやめろ、というよりも、金融に関するリテラシーを上げるために逆に金融取引を奨励し、徹底教育する、くらいの対応があってもいいかもしれません。

◆「株取引の全面禁止」は過剰だと思います。私は株取引はやったことがなく、興味ありませんが、原因を断つために権利を奪う義務を課すのでは「禁酒法」と同じことになると思います。（私は酒も飲みません。）万が一「全面禁止」が導入されれば、イコール職員への信頼はなきものと私は受けとめます。そんな

会社で私は働きません。

◆今回の件については、総ザンゲ的な反省になってはならないと思う。誰に責任があるのか明確にして欲しい。

◆NHKには、職員だけでなく外部スタッフも沢山います。私は外部の人間ですが、職務上、報道情報システムを使っています。あくまでも放送がよりよくなるように、また迅速に伝えるために使っています。それは職員と変わらないことだと思います。今回のような事件がおこると、NHKはすぐデスク以上、職員以上と、役職で単に権利を与え直そうとします。しかし、実際は末端の人間まで職務上システムを有効に使わなくては、放送するのに支障がある場合もあるのです。モラルのない職員のために、職員じゃないからといって区別をするのはやめてほしいです。実態の業務に沿った判断をして下さい。

◆株取引は誰でも出来る私的な行為なのに、今回の事件で職員・スタッフはおろかその家族の株売買の有無を開くのはプライバシーの侵害。

「出来れば株取引をしないように」なんていうお達しは勘違いはなはだしい。バカじゃないのか。個人的な行為を何故会社に規制されなければならないのか。NHKの保身体質はうんざりだ。

◆今回の件で情報について規制やセキュリティが強くなる事には、反対。株だけでなく、情報を扱って商売をしているのだから、携わる者は、皆、情報の意味を理解しながら仕事をするべきで、それが守れなければ、その職に就く資格がない。そういった倫理観を育てる事（経営トップがすすんで企業風土をかえていくなど）に注力して欲しい。

制度的なものを変えても、防止にはならない。

たぶん、違った形で、情報が原因の不祥事が生まれる。

◆今回の問題の背景には、インサイダー取引というものが、どれほど重い犯罪であるのかという認識が欠如していたことがあったと感じています。それだけに、この調査を含む事後の対応の中に、株取引そのものを問題視しているような語調が見受けられることに強い不安を感じてもあります。ただでさえ、世の中のコスト意識やビジネス感覚からかけはなれた人々が多いNHK職員にとって、自ら株を買い、資本主義経済を肌で感じることは大変勉強になるものでもあります。日本の経済そのものに影響を与える放送に関わる者として、経済オンチであることの方が問題で、インサイダーに手を染めた人々はオンチであるゆえに、ギャンブル感覚だったのかもしれない。

③ 個人の倫理観の問題を重視する意見

◆個人の倫理の問題をNHKの風土とイコールにすべきではない。

◆時代状況に即して、職員のモラルに頼るだけでなく、明文化した職務規定や報道端末の閲覧者制限など、

会社の意思としての「システム」の整備が未了で前近代的であったという批判は、甘んじて受けなければならないだろう。

ただ、報道取材やクリエイティブな活動において、何をもって業務とするか、いつからいつまでを勤務時間とするかという線引きは難しく、今回の事件に対応する諸施策が、いたずらに職員の自由な発想や献身的な行動まで制限してしまうことのないようにしなければ、角を矯めて牛を殺すことになりかねない。

◆コンテンツ制作やジャーナリズムの仕事は、「個人」が責任をもって業務を行い、あらゆる意味での結果についても「個人」が全責任を負うことが基本のはず。

こうした深刻な問題が生じると、NHKではすぐに、①「個人」ではなく「システム」の問題 ②外部スタッフが増加していることが問題などと本質をすり替える議論が多い。

職員であれ外部要員であれ、資質の高い「個人」を確保・育成していくとともに、責任感・倫理観や能力・資質に欠ける「個人」について、あらかじめ排除していく仕組みを作ることではか、解決できないと思う。

◆「公共放送とは何か」「報道の自由とは何か」「報道とは何か」「ジャーナリズムとは何か」等、根本、精神の部分、指揮官は強く語るべきである。「理念」「志」を知った上でのコンプライアンスであり、規制、コンプライアンスだけの組織となった今、職場の荒廃が急速に進んでいる。

④ システムに関する意見

◆職員に高い倫理観は求められるが、情報管理システムは性悪説に立って出来心を起こさせない仕組みが必要だ。

「出張旅費」も同じだが、いかに効率的で使いやすく不正を許さないシステムを作るかが重要。システムに内在するリスクを早期に抽出できなかった組織の姿勢（＝担当者の責任感の欠如）の方が、倫理観の問題よりずっと問題視されるべきだ。

◆飲酒運転や痴漢などの性犯罪は個人のモラルの問題で、クビなど罰則で対策するしかない（どの企業でも組織が大きくなればモラルの無い人はいるが、NHKはそのモラルを放送でキャンペーンする以上、高いモラルが必要だと思うが）。しかし今回のインサイダー取引は情報を扱う企業の特権であり、それに対して何ら防ぐシステムを作れていなかった組織の認識の甘さが問われる今まで以上に性質の悪い犯罪だと思う。しかし、組織の危機感は今までよりも小さいところが一番の問題。そもそも今回の報道（スクープ）にしても、15時のニュースでスクープしないといけないと思う所に問題がある。

政治家の犯罪など、他社が取材できていないことをスクープするのは大事だが、今回のスクープは待てば情報が出てきたもので、早く報道して世の中に混乱を起こす必要のないもの、しかもどこからのリークか知らないが、リークしたところに有利になるものだろう。選挙の当確などもそうだが、本当のスクープと、このまがいもののスクープの違いが分からずスクープ合戦をしている所にも組織としての病理があるのだと思う。

◆今回の事件は報道に携わる人間としての倫理観の欠如が大きいと思うが、再発防止のためには株取引の規制というよりは、報道情報端末の運用の方を見直すべきだと思う。

報道情報端末には経済分野だけでなく、世間一般に公開されていない貴重な情報が詰まっている。事前にもれれば社会に大きな影響を与えかねない情報も多い。今後株以外の部分で問題が起きる可能性も否定できない。従って、そうした重要な原稿を扱っている場合、その原稿の放送に関わっている関係者以外は放送前にその原稿が読めないようなシステムをきちんと確立すべきだと思う。

全国各地で他局の原稿を参照できるこのシステムはNHKの番組の品質向上に大きく寄与しているので必要以上の規制はしないしてほしい。だが放送前の原稿については、当該管理職がきちんとその価値を判断し、情報を管理すべきだと思うし、全管理職には、そうしたことを判断する能力を身につけておいてほしい。そうすれば今回のような事件の再発を防ぐことにつながるはずだ。

◆ニュースの原稿の送信や閲覧は、記者に配布されているノートブックパソコンで局外でも行えるが、今回の事件でこうした機能が制限され、スピードが命のニュース業務に支障が出るのが心配。

⑤ 感想・提言等

◆適正な処理を望みます。いつも、何の不正もしていない視聴者との窓口部署が、不祥事が起きるたびに矢面に立つことになる。正直、いい加減つらい。

◆永年、NHKの報道にいと、なにか特権意識をもつようである。視聴者に頭を下げることがなく、「NHKの報道」というだけで相手が対応してくれるのがあたり前と思っているらしい。不祥事はほとんど報道職員であり、営業や技術の職員は非常に迷惑している。報道職員に対する徹底的な研修と意識改革を望む。

◆それでも私はNHKのために命をかけて報道に携わります。

◆全ての職場では目の前の業務に意識をうばわれ、誰の為のNHKなのか、何の為のNHKなのかという倫理教育がされていない。全ての不祥事につながる原因と考えます。

◆NHKの信頼性を揺るがす問題であると思います。

今回の事件は、平成16年夏以降、雨の日も雪の日も、暑い日も寒い日も受信料支払い拒否のお宅を訪問して築きあげてきた信頼を台無しにしてくれました。

極刑を望みます。

◆NHKで働く者全員が疑惑の目で見られる事がとても悲しいし、本当に悔しい。

罪を犯した者は個人名を公表し、その罪の重さを一生背負い続けなくてはならないと確信している。

◆NHKだけが異常にたたかれるのは、その性格上仕方ないとは感じるが、納得いかないと思う部分もある。

◆「放送の自主・自律」が公共放送の存在基盤だが、ともすると個々の職員の日常の行動規範の中に「良い番組・ニュースを出しさえすればよく、後は自由」といった甘えや特権意識を生んでいるように思える。

◆記者も報道の人間なので、事件の内容はよくわかる。一番には、倫理観の問題、とりわけ報道としての倫理の荒廃の問題が大きい。現在、報道はとりわけプライドを失っており、その喪失感が犯罪を引き起こしたのではないかと考える。また別の面で問題なのが、報道の驕りの部分、自分たちはこんなに仕事をしているのだから、少しくらいやったっていいだろうという部分が体質的にある。

◆確かにNHKは情報管理が最後の最後で甘かったのかもしれない。自分が特ダネ、独自ネタを出す時には、密をかけたり、タイトルを判らないように細心の注意をしていた。しかし、自分の手元を離れた瞬間にこれでは。

しかしNHK全てではないことを理解して欲しい。報道に関わる多くの職員、特に記者は夜討ち朝駆けを必死にがんばり前を見て仕事をしているからです。

◆今回の事件を教訓に、「NHKはなぜ必要なのか」「視聴者の理解を得るためにわれわれひとりひとりが何をすべきか」を現場で真剣に議論して、社会が求めている変化に対応すること、すなわちコンプライアンスを確立しなければならない。

調査結果と再発防止策を上から押しつけるだけでは現場には浸透しないと思う。

◆リセット、リスタートしなければならないと思う反面、これまでの全を全否定されるのはやりきれない徒労感も感じている。

◆ジャーナリストとして外部の不正や不公平、格差に対して批判的な精神は旺盛だが、内なる規範には自分自身を含め甘えがあったことは否めない。……

相次ぐ不祥事とはいえ、愚直に放送に取り組んで来た者には割り切れない思いがある。自信をなくしている職場が活気づく仕組みや取り組みも考えなければならないと考える。

◆不祥事が起こったのなら、その過程、事件後の決定など、きちんと視聴者の方々にお伝えする必要があります。失敗、不祥事は何にだってあると思いますが、一番大切なのはその後の対応です。

◆今回、インサイダー取引により摘発された職員は、倫理感が欠けていたことはまちがいない。しかし、どの組織にもこの様なアウトローな人間はいるものであり、「NHKの存亡の危機」などとあおりたて、それによってこの様な調査を行うNHKに大きな問題があり、その体質を改善することがまさに、NHK改

革である。

◆一連の改革は不祥事をきっかけに始まったものですが、その改革のプロセスは“～はしてはいけない”“～はダメ”というマイナス方向ばかりのような気がします。極めて内向きで保守的な印象を強く感じます。NHKが公共放送として、グローバル化の世界でどういきていくのか、前向きで挑戦的な改革をすすめていけば、職員の中のメンタリティーも前向きになり、このような私利私欲を目的とした事件は防止できた可能性があったのではないかと思います。

◆正直、「ルールにダメと書いてないから問題ない」という考えの人は、少数だが存在するのが事実だと思う。性善説に立ったモラルを要求するのは、時代感覚としてズレが出てきている。処分を前提にしたルールづくりは必要と考える。

◆これまでマスコミ志望者は、いわゆる“カネもうけ”に価値観を置いていない者が入社していたが、最近、志望動機が変わっているのではないかと。

したがって、採用段階から海外メディアのように報道・放送の意義を認識している人材を採用できるよう仕組みを考える必要がある。

また、若い人材を現場で実地教育をする地方局のあり方を検討する必要がある。具体的には、地方局デスクに余裕と教育に必要な経費の補助などを行わないと効果はあがらないと考える。

◆報道端末を利用したインサイダー取引は論外ではあるが、会社のイントラで株式をチェックしている職員も多い。それらについてもチェック機能を働かせた方がよいと思う。

◆今回の事件は、報道人・報道機関としての「自律性」をNHKの記者職場が喪失している・育成できていないことを示したという点で、致命的と考える。なぜなら報道機関の自律性は、国民の知る権利を保障する手段としての「取材の自由」を担保するために不可欠だからである。

今回の件をめぐる論調が、ともすれば株取引や報道情報端末をめぐる規制論に陥ったり、あるいはモラル・コンプライアンス論に矮小化されたりすることには、一定の理解はできなくもない。

ただし事の本質は、報道機関としての存続をかけるものであることや、なぜ今回のことが報道機関としての存続を賭さねばならないものであるかは、議論が少ないように思われる。このことこそが今のNHKの不幸を象徴しているとも思う。

◆こうしたことが起こるとNHKは突如100か0かの精神論的な論議をすることが多い。また外の目を気にするあまり、過剰な精神論を振りかざしても根本的な解決には繋がらない気がする。ただ現実には、公正な社内ルール作りは勿論、人事制度をはじめ、あらゆる業務遂行の仕組みやルールが明確でないような風土を抱えてきたことも、遠因にあるような気がしてならない。

◆誠に恥ずべき事件と思う。まずは視聴者の皆様に、本当に心よりお詫び申し上げます。同時に、徹底した調査を行い、こうした事態を起こした構造まで明らかにしない限り、そして（個人的には）情報に接することができる職員は全員、株取得・所有・売買を一切禁止しない限り、視聴者の皆様の理解は得られないと思う。また、こうした調査は本来協会が自らしっかり取り組まねばならなかったと思う。今回はインサイダー取引という“犯罪”であったため、第三者委員会調査が必要であったのかもしれないが、協会の自主的な行動が、先般の聞き取り調査だけにとどまったのは情けない限りであった。ただ一点、今後番組内容をめぐるような一件が起きた場合、たやすく第三者機関に調査をゆだねるような雰囲気が生まれてしまわないかが気になる。放送の“自主自立”を守るためにも。不祥事とこの点を混同してはならないと心から思う。

◆他の事件同様、中味を取材して、きちんと報道すべき。特集番組で！

他の職員がこのことをきっかけに襟を正して報道の仕事にのぞむ決意と、反省・謝罪をすべき。役職員同士で、今までなぜ不祥事が続いていて終わらないのか、どうしたら不祥事が起こらなくなるのかを議論し合う場を作るべき。

⑥ 委員会への要望・注文等

◆今回の事件はNHKの存亡に関わる重大な問題だ。視聴者が十分に納得するような調査をし、結果を公表して欲しい。この機会にNHKの悪い部分を全て出し切って欲しい。

◆普通に、いっしょうけんめい仕事をしている人間の潔白を証明するためにも、第三者を含む調査は丁寧に、徹底的にやってもらいたい。

◆徹底的に調査し、インサイダーを行っていた職員には厳しい処分を下して欲しい。今回の事件の影響は計り知れず、事実が確認され次第NHKの信用を貶めたことに対する損害賠償も請求して欲しい。

◆職員を信じないという調査まで行なわれるようになったのか、がく然とした思いです。

◆メールを拝見しましたが、密告を奨励するなど「恥を知れ！」と感じている。起きた問題は重大なものであるし、それに対して対策は必要だが、旧ソビエトの恐怖政治まがいの状態をつくりあげ、それで問題がなくなると考えたら大間違いだ。

こんな密告奨励などという人間性を否定する方針を平気で命令できる異常な組織だからこそ、今回のような問題が起きるのではないか。委員会も含めて腐っている！

◆外部の方に調査をお願いしなければならない事自体恥ずかしく感じています。

厳正な調査をお願いするとともに、組織として非協力的と思われる部署に対しては何らかの処分を行うよう進言していただきたい。

◆このアンケート自体、業務に大きな支障を与えています。よく現場を考えてほしい。再発防止策などは、すぐに出るわけで、何故このようなアンケートをとるのかわからない。

NHKの職員スタッフを全く信用しておらず、第三者委の人たちは、自分の立場がどうなっているのかわかっていないのでは？まず職員を信頼することからはじめてほしい。

◆第三者委員会の調査は、きちんとしたあいまいな部分を残さないようなものであるべきで、外から見た時、いささかの疑念も持たれるようなものであってはならないと考える。

◆第三者委員会といわれても、どうもNHK内で組織しているとしか思えないと、親類からはいわれます。私自身もそう感じます。

◆第三者委員会の調査に期待することは、NHKの企業風土を、どのようにしたら改善できるか、という極めて緊急かつ深刻な“手術”の手法を見つけだしてもらうことにあると考える。我々が入社した当時は、スタッフの酒盛りの費用を何らかの手法でねん出できてこそ“一人前”とする非常識きわまりない常識がまかりとおっていた。そんな組織で育った人間が「公金意識の徹底」というスローガンで簡単に変わるとも思えない。また、極端な業務量の不平等、集中が起きていて、収入（給与）はわりと平等。熱意だけに支えられているという現状も危険きわまりない。熱意と誠意がもっている間がいいが、それがポキッとおれると、「こんなに犠牲を払って働き尽したのだから」という被害者意識から、倫理観のくずれが始まっているように思う。何より、経営が、時代時代にふさわしい企業の指針を、全く現場に示していない。これも根本的問題と感じている。

◆私は、NHKに入る時、世の為人の為の一助になりたいと思っておりました。その決心は今も変わらずそのつもりで働いてきました。しかし、何がどうしてこの様な、金にまつわる愚かな行為が多々おこるのか、本当にくやしくなります。私たちは言論機関として、高い志と倫理観を持ちそして人に奉仕するのです。それこそが私たちの幸せのはずです。この委員会はただ株を持つ事の有無を調査するのではなく、言論者としての矜持を呼び起こすものであって欲しいと願います。

◆ジャーナリストであれば、公務員や政治家といった公人を批判することも多い。ある意味で公人よりも「公性」を備えているべき。今回の事件が深刻なのは、これまでの不祥事のように社会人としてのコンプライアンスに欠けた問題である以上に報道の公性を完全に忘れた“汚職”だったことだと感じる。根底には“ジャーナリストとは”といった青くさい議論に対する冷やかな空気や、権力者を批判するという気概の消失がある気がする。第三者委員会には“ジャーナリズムの姿勢”にまでふみこんだ、きびしい調査と提言をぜひお願いしたい。

◆通報窓口の設置は調査の徹底が目的であるにしても職員による密告を奨励するような手法はとるべきではなかった。しかしNHKが置かれている状況から、このような手段で調査することに「ノー」と言

えない現実がある。きわめて残念だ。職員が相互不信に陥るような事態になれば自由闊達な風土が失われる。そのことはNHKの死を意味する。

そうした観点からも今回の不正では当事者だけでなく、そうなることを食い止められなかった管理者の責任は重大だ。第三者委員会ならびに執行部の皆さんには、大多数の職員が今回の事態で負った傷がこれ以上拡大することのないよう、そしてNHKの良い意味での自由な雰囲気を守っていただくように切に希望いたします。

◆視聴者から「NHKの調査はいつも事件がおきてからだ」という声が多く寄せられています。

◆現在、NHKは再生の途上だと思っているので、メスを入れるべきところには積極的にやって欲しいと思います。しかし、過剰な個人のプライバシーへの干渉や監視といったものは、経営と従業員の信頼関係に悪影響を及ぼす恐れもあると思うので、対応や処置には十分な配慮のもと、全ての職員にとって前向きな気持ちになれるものであって欲しいと思います。

◆「勤務時間中の株取引を行ったことがある」と回答している職員は現在のところわずかではあるが、実際はもっと多くいると思われる。正直者だけが馬鹿を見るようなことはせず徹底的な調査を望む。

◆現場はここ数年来、様々な「締めつけ」で絶望的な気分が蔓延している。職場の「未来」や「将来」に見通しがきかないことが、様々な不祥事の背景なのではないか。徹底した調査や再発防止策はもちろんだが、そういった現状もふまえた「提言」をいただけると前に進めると考えます。

◆少しでも疑わしい職員がいれば徹底的に事情を聴くべきだと思います。灰色の人物を残しては最早報道機関ではなくなります。

◆透明性を確保すること、そして何より大事なのは、検証結果をきちんと番組化することです。

◆今回のこの「インサイダー事件」を1つの案件としてではなくNHKの法令遵守の徹底化の大きなきっかけにして欲しいと思う。

第3部

原因論

第1．本件インサイダー取引の原因

第2．本件インサイダー取引の背景となるNHKの組織上の問題点

第1．本件インサイダー取引の原因

当委員会は、本件インサイダー取引を発生させた原因は次の3点に集約されると考える。

1．行為者らの倫理観、矜持、職業意識の欠如（プロ意識の欠如）

Xディレクター、Y制作記者、Z記者（以下、「行為者ら」という）は、NHKの報道情報システム上の情報をインターネット上の株情報と同じ感覚で利用し、発覚の危険や自己の将来に対する致命的な影響についての洞察力を欠くまま、さしたる逡巡もなく本件インサイダー取引を実行して個人的な利益を図ったものと評価される。

行為者らは、

- ① 自分が報道のプロフェッショナルであること、
- ② 報道情報システムへのアクセス権（特権）は報道番組作成のプロフェッショナルであるが故に付与されていること、
- ③ プロフェッショナル性とは国民の知る権利に奉仕する公的な性質のものであり、したがって、アクセス権（特権）は個人的な特権ではないこと

という基本的な認識を決定的に欠いたまま、本件インサイダー取引を実行したものである。もし、行為者らにジャーナリストとしての倫理観（矜持）、職業意識、自らの職業に対する誇りがあれば、本件インサイダー取引のような稚拙かつ致命的な行為には及ばなかったものと思われる。

このように、行為者らにジャーナリストとしての倫理観、職業意識が決定的に欠けていたことが、本件インサイダー取引の直接的な原因である。

2．インサイダー取引に対するリスク管理（コンプライアンス施策）の不存在

NHKは大量の未公開の重要情報を扱う報道機関である。情報こそNHKの業務の中核となる原材料であり、製品である。そして、企業に関する未公開の重要情報には、常にインサイダー取引のリスクがつきまとう。しかし、NHKでは、このような観点に基づくリスク管理（コンプライアンス施策）は、ほとんど行われていなかった。

平成18年には、日本経済新聞社でインサイダー取引事件が発生し、NHKでも同種のインサイダー取引が生じうることは予測しえた。しかし、「取材・制作の手引2007」に「インサイダー取引」の項目を加える以上に、役職員の株取引の実態調査・意識調査はもちろんのこと、役職員の株取引に対する規制の要否の検討、報道情報システムを含む情報管理体制との関係でのインサイダー取引リスクの洗い出し、研修内容の見直しなどは行われず、インサイダー取引を禁止する社内規定すら制定されなかった。

このようにインサイダー取引を全く予測せず、リスク管理（コンプライアンス施策）上、何ら手を打たなかったことも、本件インサイダー取引を防ぎえなかった要因となっている。

3. 報道情報システムの不備と運用規律の弛緩

NHKの報道情報システムは、ニュース情報が極めて守秘性の高いものであるにもかかわらず、情報セキュリティ機能を十分に備えていないものであった。報道情報システムへのアクセス権限付与等に関する管理ルールは不備・不徹底であり、アクセス履歴の保存などのシステム管理態勢も十分ではなく、これらの報道情報システムの管理不備が、本件インサイダー取引を容易にし、その後の調査を困難にした要因の1つとなった。

報道情報システムの運用もずさんなものであった。「予定」画面に重要なニュースの内容自体が記載される例があること、原稿本文に「密」をかけても、タイトル自体から原稿の内容が分かることがあるにもかかわらずこうした配慮が欠け、タイトル名のつけ方についての統一的な基準も定められず、タイトルを無造作につける例があること、重要ニュースの汎用化の時間が早すぎ、しかもNC内で無造作にアナウンスされていることなど、報道情報システムのずさんな運用も、本件インサイダー取引を可能にした要因となっている。

第2. 本件インサイダー取引の背景となったNHKの組織上の問題点

当委員会は、本件インサイダー取引は、これを発生させた背景となるNHKの組織上の問題点と密接な関係があると考え³²。それは、次のとおりである。

1. 組織として職業倫理を確立する力が低下した報道部門の問題点³³

【本件インサイダー取引は個人の問題に止まらないこと】

行為者らは、いずれも報道に携わるプロフェッショナルのはずであるのに、ジャーナリストとしての倫理観、職業意識が決定的に欠けており、これが本件インサイダー取引を発生させたものであることは上述のとおりであるが、本件をもっぱら行為者らの個人的資質を原因とした事件として理解するのは正しくないと思われる。

当委員会は、本件インサイダー取引の背後には、報道に携わるジャーナリストとしての倫理観や職業意識を希薄化させるNHKの組織上の問題点が存在すると考える。

本件インサイダー取引がNHKの組織上の問題にも起因することは、3名のジャーナリストが、共謀なしに、全国3カ所（水戸、東京、岐阜）の別々の報道部門で、同時に、報道情報システム上の情報へアクセスして（東京案件はNC内のアナウンスを聞いて）放送

³² 当委員会の調査対象者3名はNHK本体の職員であったことから、本報告書は関連団体問題を直接の対象としていない。しかし、関連団体を含めたグループ全体を統合したリスク管理が不十分であることが、NHK全体にとって大きなリスクとなっており、関連団体をNHK本体と連結・一体化したグループ経営の視点でのリスク管理の実現が求められていることを指摘しておく。

³³ 当委員会は、本件インサイダー取引の調査という委員会設置目的もあり、報道部門と経営層を中心に事情聴取を行った。したがって、他部門に対する直接的な評価を行うことはできない。

前の報道情報を取得したという事実からも明らかである。また、本件インサイダー取引当時、Xディレクターは入局15年目、Y制作記者は入局11年目、Z記者は入局4年目の中堅職員であるが、この事実も、組織上の問題の存在を窺わせる。

【プロフェッショナル意識の欠如とそれをもたらした報道部門の責任】

当委員会は、Xディレクター、Y制作記者から直接事情聴取を行ったが、かれらは、自らが引き起こした予想外の重大な影響にとまどいながら、懲戒解雇処分を受けたことにショックを受け、いまだに心の整理をつけられない、ある意味ふつうの社会人であり、異常性格や強い悪意が窺われるような人物ではない（体調を崩して、当委員会としてついに接触できなかったZ記者もおそらく同じであろう）。

しかし、残念なことに、当委員会は、かれらから「ジャーナリスト³⁴として許されないことをしてしまった」というプロとしての心からの悔悟の言葉は聞くことができなかった。さらに、Xディレクターに至っては、自分に科された懲戒解雇処分について、「刑事事件として立件されず課徴金を命じられる程度のインサイダー取引で、NHKが自分を懲戒解雇処分とし、実名を公表したのは行き過ぎ」などとして、NHKと当委員会を相手方にして調査報告書での実名公表等の差し止めを求める裁判を起こすなど、本件の重大性をいまだに理解できていない。

この状況が端的に示すのは、この期に及んでも本件の本質を理解できない3名のジャーナリストをNHKの報道部門が育ててしまったという事実である。

当委員会は、調査の過程で、「報道とは何なのか、ジャーナリストはどうあるべきか、我々は何のために報道の仕事をしているのか、という青臭いが本質的な議論が行われなくなった」「日々の業務に追われ、上司・部下のコミュニケーションが乏しくなり、先輩が自らの体験を一对一で話す機会が少なくなった」という多くのNHK記者、ディレクターの声に接した。

NHK全体の教育・研修や不正防止のための規則制定などのコンプライアンス体制は、もちろん重要である。しかし、どのように厳格な規則やシステムを作り、座学研修を受けさせても、それによって当然にジャーナリストとしての誇りが生まれてくるものではない。ジャーナリストの誇りは、日々の仕事の経験の中で先輩の背中を見ながら、基本的には「現場」でしか身につけられないものではないかと思われる。

以上より、当委員会は、現場を通じて3名にジャーナリストとしての誇りを持たせることができず今回の危機を招いたNHKの報道部門全体（特に幹部）には重大な責任があると考え³⁵。

³⁴ かれらの自覚がどうであれ、NHKの名刺をもって取材をする記者、ディレクターは、社会から見ればNHKを代表するジャーナリストそのものである。

³⁵ この責任は、報道部門全体でプロ意識を再生させることを通じて果たしていくべきである。過去を向いて責任の押し付け合いをしている場合ではない。

【報道の自由とコンプライアンス】

当委員会には、主として報道部門の職員から、「コンプライアンス体制強化により報道の自由が妨げられるのではないか」という危惧の声が寄せられている。

しかし、コンプライアンスの徹底と報道の自由は二律背反の関係に立つものではない³⁶。

そもそも、報道の自由とは、時には権力に対峙する批判精神をその本質とする。他者に向ける厳しい切り口を自らに向ける自律性なくして報道の自由は守れない。「良い報道をしていれば、少々、お金や情報にルーズでもよい」という甘えた考え方は、権力による報道内容干渉の口実にされる危険さえあり、報道の自由を守る観点から、絶対に認めることができない。

2. コンプライアンス施策の問題点

【膨大、煩瑣なコンプライアンス施策と現場の疲弊】

平成16年7月の不祥事発覚以来、NHKはさまざまなコンプライアンス施策を実施している。金銭に関わる不正については、抑止効果も表れつつあり、評価できる部分もあるが、問題も大きい。

それは、経費不正の防止という目的は正当であるにしても、そのための施策（目的達成の手段）に費やされる労力とコストが膨大であり、均衡を著しく欠いているということである。この結果、形式主義が広がり、現場の疲弊感を生み、業務効率を阻害する状況が生じている。

すなわち、NHKでは、平成18年4月に「カラ出張」問題が発覚した後、「不正根絶」に向けて「全部局業務調査」が行われた。これは、平成11年度～17年度（7年間）のすべての経理データ（約3000万件）を対象にして、「書類等を個別に確認する」というものであり、総勢408名の調査体制で、同年8月から12月までかけて実施されたが、この調査の結果としては、「出張旅費の未精算、日当の誤請求・重複請求、タクシーの不適切な使用等、不適切な事務処理が判明したものは、469名、1063件、1137万19円」「放送料の事務処理ミスが57件、339万7142円、備品等の台帳との不都合が29件」という数字が示されている。

これは常軌を逸した調査といわざるをえない。この調査は、何のために調査をするのかという本来の目的を見失い、調査自体が自己目的化するNHKのコンプライアンス施策の特質を端的に示すものと言っても過言ではない³⁷。

さらに、次のような例も報告されている。

・記者に交付されるタクシーチケットの制限が自己目的化し、不意の取材や深夜にわた

³⁶ コンプライアンス委員会の第1次答申は、「役職員の一部には、未だにコンプライアンスと報道の自由をトレードオフの関係と解し、旧態依然とした過去の組織風土に執着を示すものもある」と述べている。

³⁷ コンプライアンス委員会の第1次答申も、この調査を「形式的かつ総花的調査」と批判している。

る取材が困難になった。

- ・経費の不正使用を防ぐための書類作成業務が膨大になった結果、残業が増加した（その残業代は受信料から支払われる）。
- ・外部委員が地方の放送局に現地調査に赴いた際、交通費精算のために市内の地下鉄料金の領収書（証明書）の提出を求められた。

NHKのコンプライアンス施策に見られるこのような後ろ向きの形式主義的対応は、現場を疲弊させ、役職員の士気、プライドを低下させる。このような状況は、倫理観やプロ意識を劣化させ、経費不正とは別の新しい形の不祥事（インサイダー取引はその1つである）を発生させる土壌になるだけでなく、良い番組を作ろうという現場の制作意欲を失わせることにもつながりかねない。

【事後的対応に終始し、新しいリスクへの対応という視点を欠くコンプライアンス施策】

経理不正防止策にみられるように、NHKのコンプライアンス施策は、すでに発生した不祥事に対する「モグラたたき」的な事後的対応に終始し、新しいリスクへの対応がおろそかになっている点に問題がある。

コンプライアンス施策に投入される人的・物的資源の大部分が経理不正防止のための膨大で煩瑣な文書作成作業に費やされ、その結果、新しいリスクを想定してこれを事前に予防するという対応に経営資源が十分に投入されなかったことが、インサイダー取引を予測できず社内規定すら存在しないという状況をもたらしたものと考えられる。

NHKは、本件インサイダー取引が発覚した後に、急遽、株取引に関する「全国緊急調査³⁸」を行い、株取引の「自粛」が申し合わされ、インサイダー取引に関する研修が実施され、報道情報システムへのアクセス権をもつ者の数が削減された。

当委員会による本件インサイダー取引の事案解明も待たず、拙速にこれらの対応に走るNHKの姿勢は、従来と異なるところのない、その場しのぎの「モグラたたき」的対応と言わざるを得ない。このような対応に終始していると、今度はインサイダー取引防止に膨大なエネルギーが投入され、将来また別の新しい種類の不祥事が発生することが懸念される。

3. 統一的、包括的な情報セキュリティ・システムの不備

NHKでは、本件インサイダー取引発覚後、報道情報システムにつき、「機密性の高い原稿の出稿管理の徹底」（特ダネなど機密性の高い原稿は、パスワードで密をかけて作業し、放送終了後に汎用化する）、「アクセス資格の厳格化」（全国の報道情報システム管理者にアクセス資格の厳格運用を徹底させ、汎用原稿の閲覧資格をもつ職員とスタッフの数を削減する³⁹）、「アクセス記録の保存」（原稿へのアクセスログを長期間保存し、いつ誰がその原

³⁸ この「全国緊急調査」の信頼性に疑問があることは、すでに述べたとおりである。

³⁹ 本件インサイダー取引発覚時には、閲覧資格のある役職員等の数は8202名であった

稿にアクセスしたのかを検証できるようにする)、その他の「原稿の閲覧制限の強化」などのセキュリティ対策を順次実施している。

これらの対策は、これまでの報道情報システムの管理、運用上の問題を改善しようとするものであって一定の評価はできるが、あくまで報道情報システム限りの対症療法であり、関連団体まで含めた統一的、包括的な情報セキュリティ施策という視点が不十分で、「モグラたたき」的対応にとどまっている側面が否定できない。このため、報道情報システムとは別の部分での情報関連の不祥事（報道情報システム上の情報以外の情報を利用した不正行為、個人情報の流出など）が発生するのではという危惧は依然として残る。

4. 組織内の風通しの悪さと危機意識の乏しさ

【部門間の意思疎通の不全】

D調査の自由記載欄には、「今回のインサイダー取引事件をはじめとしてNHKの不祥事の多くは報道部門で発生しているにもかかわらず、対視聴者活動などで苦労させられるのは営業部門である」「報道部門の特権意識に問題がある」という趣旨の多数の記載が存在したが、これは、報道部門と営業部門の間にある種の溝が存在し、現場レベルでの意思疎通が十分に行われていないことを窺わせる。NHKでは、報道部門の役職員も参加した「視聴者信頼回復活動⁴⁰」も行われているが、この問題は依然として解消されていないと思われる。

このような部門間の意思疎通の不全は、NHKが一体となって対応するために不可欠な危機意識の醸成を妨げる要因になっているものと思われる。

【部門内の意思疎通の不全】

報道部門内でも、たとえば政治部と社会部というように部門間の溝が存在している⁴¹。

当委員会が設置した情報提供窓口に対しても、ある種の集団（派閥）の陰謀を主張し、特定の役職員を中傷する真偽が定かでない匿名通報が一定数行われている。このような種類の通報は、当委員会の調査を利用して、一定の（たとえば人事上の）目的を達しようとする意図さえ疑われるものであった。

また、多くの怪文書も出回っているようである。

このような「足の引っ張り合い」ともいえる行動をとる役職員が少なからず存在するという事実は、大多数の真面目な役職員に対して「やりきれなさ」を生じさせるものであり、組織全体の閉塞感を生む危険性がある。

が、その後、5494名に削減された。

⁴⁰ 受信料の支払い拒否者などに対する訪問、電話などによる視聴者意向の収集活動。全役職員の参加が求められている。平成19年度で参加者は8144人、参加率は72.4%と報告されている。

⁴¹ 当委員会が事情聴取した多くの役職員が異口同音にこれを認める。

【組織全体としての危機意識の乏しさ】

当委員会は、調査の過程で、心ある役職員が強い危機意識をもち、真剣に危機に立ち向かおうとしている場面に数多く接することができた。

情報提供の対象とされ、当委員会がヒアリングを行った職員について、通報対象事実が存在しないことが明らかになっただけでなく、当該職員が、組織に迎合することなく、よい番組を作るために職業人生を賭けているのが実感できたこともあった。また、委員会には、危機的状況にあるNHKの組織上の問題点を自らの経験に基づいて率直に指摘し、あるべき方向性についての提案を行うもの、あるいは、当委員会に対して調査が単に本件インサイダー取引の外形的事実の調査のみに終わることなく、NHKの組織的問題点まで切り込むことを希望するものなど、役職員の真摯な思いを綴った手紙が、相当数、送付されてきた。

しかし、他方、相変わらず派閥抗争に明け暮れ、あるいは、嵐の過ぎ去るのを待つだけの役職員も相当数存在する、というのが当委員会の率直な感想である。

すなわち、今回の危機的状況をNHK全体の問題としてではなく、もっぱら敵対するグループの所業に起因するものと捉えて、一部の役職員に対する根拠のない非難を繰り返し、当委員会の調査を利用して追い落としを図る行為や、何があってもNHKがなくなることはないだろうと高をくくっているとして見えない対応なども、一部には見られた。

現在、NHKは、全役職員が一致団結して難局を乗り越えるべき状況に置かれている。しかし、NHK全体で危機意識が共有されているかについて多分に疑問を持たざるを得ない状況が、現に存在する。第三者委員会やコンプライアンス委員会の外部委員が憤り、危惧するほどには、NHK全体としては危機感がないようであり、部外者にとにかく言われたくないという内向きの意識も垣間見える。

以上のような「組織全体としての危機意識の乏しさ」を、NHKの組織上の問題点として指摘することができる。

第4部 提言

第1．プロフェッショナル意識の再生

第2．公共放送としての使命の認識

第3．真に実効性あるコンプライアンス施策の実施

第4．組織改革

第5．インサイダー取引の再発防止策

第6．報道情報システムに関する改善策

第7．NHK再生に対する国民によるモニタリング

【提言にあたっての当委員会の基本的な考え方】

当委員会は、職員の株取引問題に関する第三者委員会であり、直接的には本件インサイダー取引の調査とその再発防止策の提言を任務とする。

しかし、第3部（原因論）で述べたとおり、本件インサイダー取引の背景にはNHKの組織としての問題があり、これを見据えた対策を実行しない限り、根本的な解決にはならないと考えられる。

したがって、当委員会は、再発防止策の提言も単にインサイダー取引防止という対症療法的なものではなくNHKの組織再生という視点から行うことが必要であると判断した。

そこで、当委員会としては、

第1．プロフェッショナル意識の再生

第2．公共放送としての使命の認識

第3．真に実効性あるコンプライアンス施策の実施

第4．組織改革

という観点から提言を行い、その上で、個別対応策として、

第5．インサイダー取引の再発防止策

第6．報道情報システムに関する改善策

を示し、最後に、

第7．NHK再生に対する国民によるモニタリング
を提言する⁴²。

⁴² NHKに対してはコンプライアンス委員会から「第1次答申」「第2次答申」が、すでに提出されている。2つの「答申」はNHKのコンプライアンス施策全般の問題点を総論的に指摘しているのに対して、当委員会の「提言」は、本件インサイダー取引の具体的調査（A調査～D調査）によって明らかになった事実に基づくものである。手法やデータ分析の有無という違いはあるが、結論としてみれば、両者の問題意識は共通している。この意味で、当委員会の「提言」は、コンプライアンス委員会の「答申」と矛盾するものではなく、両者は両立するものとして理解されるべきである。

第1．プロフェッショナル意識の再生についての提言

【提言1：「プロとは何か」の議論の活性化】

- (1) 報道部門をはじめとして各部門は、「プロフェッショナルとは何か」「国民の知る権利に奉仕するとはどういうことか」について徹底的な議論を日常的、継続的に行い、地道な報道活動等を実践し、さらにその結果を検証して不足の部分を修正していくことにより、国民から尊敬されるプロ集団の地位を取り戻すよう全力を尽くすべきである。
- (2) NHK経営陣は、この議論と実行の場を、継続的に最大限確保すべきである。

報道を担当していた行為者らにプロ（ジャーナリスト）としての倫理観、職業意識が決定的に欠けていたことが、本件インサイダー取引の直接的な原因である。

NHK役職員に、プロとしての倫理観、職業意識が備わり、自らの職業に対する誇りがあれば、インサイダー取引であれ、それ以外の問題であれ、NHKの組織を根底から揺るがすような重大な不祥事は発生しないと思われる。

したがって、何よりもまずNHKの報道関係部門の役職員がプロとしての誇りと倫理観を回復することが、NHKの信頼回復のための必須条件である。

プロ意識再生のために「魔法の杖」はないと思われるが、現場で地道に本質的な議論を繰り返すことにより、徐々にではあるが着実に効果が生まれてくるとと思われる。この過程を通じて、報道に携わる1人1人の役職員が、報道のプロフェッショナル性や、ジャーナリストとしての特権の意味（特権は、国民の知る権利に奉仕するために、個人にではなく職業に与えられる公的なものであること）を体得することが求められる。

NHKでは、平成18年度から役員と各局職員との対話活動を全国で行っており⁴³、一定の効果も期待されるが、最も基本となるのは現場での対話、議論である。NHKは、1人1人の顔が見える日常的な議論の場を早急に構築して、部下と先輩で、政治部、社会部、経済部・・・等々の枠にとらわれることなく、是非、そこでジャーナリズムについて語り合ってほしい。

このような真摯な現場の議論の積み重ねにより、NHKには、不祥事防止という防御的な効果だけでなく、国民の知る権利に奉仕するより優れた報道の実現という積極的な効果が生じることが期待される。

なお、以上述べたプロ意識の重要性は、報道部門に限られることなく、制作部門、営業部門、管理部門、技術部門も同様であり、NHK全体に当てはまる。

⁴³ 平成19年度でみると、会長以下理事17名が合計184回の対話活動を行っている。

第2．公共放送としての使命の認識についての提言

【提言2：「公共放送の使命」を認識するための前向きの議論への転換】

(1) NHKの各部門は、「公共放送として、自分たちは国民のために何ができるか」という公共放送の使命（ミッション）についての前向きの議論を日常的、継続的に行い、現場でこれを実践し、さらにその結果を検証して不足の部分を修正していくことにより、視聴者＝国民に奉仕するという基本精神を全役職員に定着させるべきである。

(2) NHK経営陣は、この議論と実行の場を、継続的に最大限確保すべきである。

NHKでは、平成16年に発生した制作費不正支出事件以来、金銭的な不祥事が続発したことから、「国民から支払われた受信料の不正な使用をいかに防止するか」「不祥事による受信料収入減にどう対応するか」という議論が繰り返されてきた。この観点は、たしかに重要である。しかし、本来、「不正をしない」のは当然のことであって、それはNHKの使命などではない。

公共放送をめぐる議論が、「不正をしてはいけない」という受け身の議論に止まっている限り、かえって国民への奉仕につながる前向きの発想には向かいにくい。NHKでは、報道部門の職員も参加した「視聴者信頼回復活動⁴⁴」も行われ、一定の成果も見られるが、まだ基本的には受け身の発想から脱していないように見受けられる。

NHKに求められているのは、「NHKは何のために存在しているのか」「NHKは国民のために何ができるか」という組織の使命（ミッション）の認識である。NHKは、国民から支払われる受信料により運営される公共放送である。「どうすれば受信料を支払う国民に奉仕できるか」という積極的かつ前向きの議論と行動の活性化なくして、公共放送としてのNHKの再生はありえない。

NHKの1人1人の役職員には、「良い番組を作ることが公共放送の役割だ」というような抽象論に止まらず、「公共放送でなければできないことは何か」を、自分の仕事との関係で具体的に考え、議論し、実現していくことが求められる。たとえば、他の報道機関では取り上げにくい社会的弱者の視点に立つ番組の制作や、地方の活性化のために放送局ごとに創意工夫をこらすことなど⁴⁵、公共放送であるが故にできることが数多く存在すると思われる。

NHK経営陣には、このための議論と実行の場を、継続的に確保するための支援を行うことが求められる。

⁴⁴ 受信料の支払い拒否者などに対する訪問、電話などによる視聴者意向の収集活動。全役職員の参加が求められている。平成19年度で参加者は8144人、参加率は72.4%と報告されている。

⁴⁵ 番組制作だけでなく、各放送局の職員が地元の小中学校に積極的に向かい児童、生徒の科学番組、歴史番組、ニュースなどに対する関心を高める活動を継続的に行うことなども考えられるであろう。

第3．真に実効性あるコンプライアンス施策の実施についての提言

【提言3－1：NHKの使命を実現させるためのコンプライアンス施策】

(1) NHKは、コンプライアンス施策を実行するにあたって、それが単に法令の「知識」を与えるものに止まっていないか、役職員1人1人の「意識」を高めるものであるかを、常に検証すべきである。

(2) NHKは、コンプライアンスをNHKの使命（ミッション）を実現させるための施策として明確に位置づけるべきである。

コンプライアンスとは、単に役職員を形式的な法令の文言に従わせることではない。コンプライアンスとは、法令の趣旨・精神、さらには倫理にしたがった行動を確保することである。

NHKに限らず、大企業や官公庁には、法令知識を頭に詰め込むことや、細かなルールを押しつけることがコンプライアンスであるという誤解が根強く残っている。しかし、これでは現場の「やらされ感」を生むばかりであり効果は乏しい。むしろ法令の趣旨・精神や倫理についての「意識」を強化することが実効性あるコンプライアンスのために重要である。

たとえば、インサイダー取引を例に考えると、研修で金融商品取引法のインサイダー取引に関する条文知識を教え込んだところで、役職員の意識には定着しない。むしろ、「公正な資本市場の確保のため、抜け駆けは許されない時代になった」という法の趣旨を理解させること、「法により禁止されると否とにかかわらず、報道人として、ニュース情報を個人的利益獲得のために使用することなど許されない」という倫理観を育てることの方が重要である。これにより、役職員1人1人が「自分の頭で考える力」をもち、応用的な場面での正しい行動の確保も可能になる。

さらに、NHKのコンプライアンス施策は、NHKの使命（ミッション）達成のための経営理念につながるものでなければならない。

NHKがコンプライアンス施策により達成すべき経営理念は、いうまでもなく「放送を通じた国民への奉仕」である。コンプライアンスが、組織の社会的使命実現と一体のものとして理解されることで、はじめてNHKのコンプライアンス施策は、受け身の「アリバイ」的なものから、積極的な「使命（ミッション）実現」のためのものになることが可能になる。

【提言3－2：コンプライアンスをリスク管理としての明確に位置づけること】

(1) NHKは、コンプライアンス施策をリスク管理の一環として明確に位置づけるべきである。

(2) NHKは、内部通報制度の充実を図るべきである。

企業のリスクは時代や社会の変化に伴って急激に変化する。しかし、これまでのNHKのコンプライアンス施策は、すでに発生した種類の不祥事に対する「モグラたたき」的な

事後対応に終始していた感がある。その対応は膨大かつ煩瑣なものであったが、効果は乏しく、現場を疲弊させるものであった。これは、NHKにおいて、コンプライアンスがリスク管理であることの理解が不十分であったことを示している。

リスク管理とは、「いかなる不正もあってはならない」という実現不能の精神論を振りかざし、「あらゆる不正を根絶する」ために、業務の効率性を顧みることなく役職員を大量動員し、すべての業務領域をしらみつぶしに調査することではない。リスク管理とは、業務の効率性と一体の概念であり、たとえば、「組織として許容できないリスクは何か」というターゲットを設定し⁴⁶、そのリスクが潜んでいる可能性のある部署や階層を重点的に深くチェックし、あるいは、サンプル調査などにより労力を節約しつつ問題のありそうな領域を探索するなど、メリハリをつけた対応を行うことをいう。

NHKは、コンプライアンスをリスク管理と明確に位置づけることで、はじめて社会環境の変化に応じて発生する新しい形のリスクへの効果的かつ迅速な対応が可能になる。

リスク管理は、一元的に行われなければならない。リスク管理部門の並立は、非効率であるばかりでなく、多重的な施策は現場を疲弊させる。したがって、NHKには、リスク管理担当部門の統合、簡素化が求められる⁴⁷。

リスク管理を実行するためには、「リスクの把握」、すなわち、リスク情報が早期にリスク管理部門に上がってくる仕組みが必要である。このための手段として効果が期待されるNHKの内部通報制度は、一定の効果を発揮しているようではあるが、「通報件数、内容、改善対応等についてNHKの執行部内に公表されておらず、また、経営委員会に対しても報告されていない」などの問題点が指摘されていることから⁴⁸、内部通報制度に対する「職員の安心感、信頼感」を高めるための改善が求められる。たとえば、外部窓口をさらに拡充させることなども検討に値する⁴⁹。

⁴⁶ 変化の激しい現代の日本で日々発生する新しい形のリスクが何かを知ってリスク管理のターゲットを設定するためには、社会の変化に対する鋭敏なセンスが必要であるが、これはまさに報道機関であるNHKが最も得意とすることのはずである。しかし、何故かこれまで、NHKの報道センスは、自分自身の組織のリスク管理には十分に生かされてこなかったように見える。

⁴⁷ NHKでは、コンプライアンス委員会の第2次答申に基づいて、平成20年度から会長をコンプライアンスおよびリスク管理の最高責任者とする体制を構築し、組織改正により主幹部門を総合リスク管理室に一元化した。これで「形」は整ったといえるが、これが実効的に機能するかどうかは今後の課題である。

⁴⁸ コンプライアンス委員会の第2次答申。

⁴⁹ なお、今回の第三者委員会の調査では、職員の株取引に関連する事項に限定してではあるが、NHK外の法律事務所内に情報提供窓口（内部通報窓口）を設置した。この結果、短期間で26件の内部通報が行われた。顕名、匿名を問わず、真摯かつ貴重な情報をお寄せいただいた皆様に対しては、深く御礼申し上げるとともに、秘密は全て完全に守られ、通報を理由としたいかなる不利益も課されないことをここで確認しておく。

【提言 3－3：懲戒制度について】

- (1) NHKは、関連団体も一体として、実効性ある懲戒制度を整備すべきである。
- (2) NHKは、懲戒制度の厳格かつ柔軟で実効性ある運用を確保すべきである。

懲戒制度はコンプライアンス施策の最終的担保であり、その運用の厳格化、適正化がNHKの再生には不可欠である。

本件インサイダー取引発覚後、NHKにおいて就業規則が改正され、懲戒処分の種類を増加するなどの対応を講じていることは、懲戒制度の運用をきめ細かいものにしようとする方向性が示されており、一定の評価ができる。

他方、職員の問題行為の関係では、懲戒処分を課し得る行為であったとしても、上司が情状は軽微であると認めたときは懲戒処分を課さないことが可能となっている。しかも、その場合には現場限りの判断で全てが処理され、人事・労務部門は関与しないことから、同部門は原則としてその実態を把握していない。懲戒処分の対象となり得る行為の処理に関して、このようなブラックボックスが存在していることは、懲戒制度の形骸化に繋がるリスクと認められる。したがって、この点の改善も不可欠である。

また、グループ経営上、統一的、整合的な懲戒制度の運用が確保されていないことがグループ全体にとって大きなリスクとなる場合も多い。NHKにおいても、グループ全体として懲戒制度の統一的かつ適正な運用が確保されているのか、関連団体の実態につき再度徹底検証すべきである。

NHKは、懲戒制度の具体的な運用にあたっては、役職員の不正行為・不適切行為（特に、職業倫理に反する行為。法令違反に限定しない）には厳しい姿勢で臨むべきである。他方、事務的なミスやそれに類する悪意なき過失行為については、結果責任だけを重く問うのではなく柔軟に対応する余地を残すなど、メリハリをつけた懲戒制度の運用が求められる。また、NHKの組織としてリスク把握を促進するという観点からは、間違いを起こしても発覚前に自主的に申告する者については原則として処分を軽減するなどの対応を明文化することも検討に値する。

第4．組織改革についての提言

【提言4：「縦割り組織」の变革】

NHKは、組織内の風通しを阻害している「縦割り構造」を打破する組織改革の施策を早急に具体化すべきである。

NHK内では、人事権の行使を伴う局や部という硬直的な縦割り構造が存在し、これによる閉塞状況によって部局横断的な風通しが妨げられ、NHK全体として統一性のある施策の実現やその浸透が阻まれている。第3部（原因論）でも述べたとおり、当委員会による役職員のヒアリングやアンケート結果を見ても、部門間及び部門内双方において意思疎通不全の状況が存在しており、NHKの組織としての劣化は相当に進んでいると評価せざるをえない状況がある。

そこで、NHKは、まず、部門間障壁となっている縦割り構造の問題点の洗い出しを徹底的に行って、解決すべき課題を特定し、これに対する実効性のある改善策を定めて、実施する必要がある。

この際、これまでの「縦割り組織」を思い切って改編し、職種も含めた職員採用のあり方や部門間交流を促進する人事制度の見直しなど、抜本的な組織改革まで検討の対象とする必要があると思われる。

これを実現するためには、旧来の枠にとらわれないNHK全体の組織運営の発想が求められており、このためには、経営委員会の監督機能をより実質化しつつ、会長主導の組織改革の実行を可能にするための大胆な施策をNHK自身が考える必要がある。

この施策を実行する際には、部門を超えた旧来の組織風土にとらわれない若手職員による組織改革のためのチームを編成して、組織改革のための積極的な提言を求めていくなどの施策などを積極的に採用していくこと⁵⁰や、組織改革についての国民（視聴者）の意見を、よりダイレクトに聴取する仕組みなども検討すべきであろう。

この組織改革においては、単なる不祥事防止を目的とするのではなく、NHK役職員のプロ意識を再生させ、公共放送としての使命達成の認識を高めることを通じてNHK役職員の誇りを高めること、究極的にはNHKが真の国民のための組織として再生することが目的とされなければならない。

⁵⁰ 第2次コンプライアンス委員会の「緊急提言」（資料1－2）参照。

第5．株取引に関する提言（個別的再発防止策）

株取引は、憲法上認められた個人の財産権行使であることに加え、「貯蓄から投資へ」というわが国経済の方向性に沿うものであり、その自由は、最大限、尊重すべきである。

しかし、本件インサイダー取引が発生した事実とNHKにはインサイダー情報が恒常的に存在し、数多くの役職員が職務上頻繁にこのような情報にアクセスしなければ良質の報道を行うことができないという現実に鑑みれば、NHKにおいては一定の強制力をもった株取引についての制約を課す以外の選択肢はないと考えられる。なお、NHK本体だけでなく、関連団体も対象にすべきことはいうまでもない。

【提言5－1：株取引に対する規制】

（1）NHKは、株取引に関する規定を整備し、役職員等によるインサイダー取引を禁止し、インサイダー取引の未然防止に努める姿勢を明確にすべきである。

（2）NHKは、インサイダー取引の未然防止のために、役職員等による株取引について下記の制限を設けるべきである。

・報道情報システムにアクセス権を有する者、または、報道業務に携わる者について株取引を全面的に禁止する。

1．規定の整備

インサイダー取引は法律に違反し、許容されない行為であることは言うまでもないが、従来、NHKにはこれに関する規定が存在しなかった。NHKにはインサイダー情報となりうる報道情報が恒常的に存在することからすれば、これまでインサイダー取引禁止を含む株取引に関する規定が存在しなかったこと自体、大きな問題である。

したがって、今後、NHKは、役職員によるインサイダー取引は一切許容せず、インサイダー取引の未然防止に努める姿勢を明確にし、これを役職員に対して周知徹底する必要がある。

2．役職員等の株取引制限

インサイダー取引の未然防止のためには、役職員等による株取引について一定の制限を設けざるを得ない。これは日本経済新聞社社員によるインサイダー取引事件なども踏まえ、他の報道機関ではすでに実施されている事項である。

当委員会としては、報道情報システムへのアクセス権を有する者については、株取引を全面禁止とする必要があると提言する。

すなわち、

- ①報道情報システムにはインサイダー情報が恒常的に存在すること、
- ②実際に本件インサイダー取引はアクセス権を有する者により報道情報システム上の情報を利用されたものであること、
- ③職務上知り得た報道情報に基づく投資判断と他の媒体から得た情報に基づく投資判断と

を完全に切り離すこと（つまり投資家の立場で行動する際に、職務上知り得た情報だけを選択して頭の中から消し去ること）は不可能であること、

等に鑑みれば、インサイダー取引の未然防止の観点からは、報道情報システムにアクセス権を有する役職員について株取引を全面禁止することもやむを得ないものとする。

また、報道情報システムへのアクセス権を有しない者であっても、報道業務に携わる者については、株取引を全面禁止とすべきことを提言する。報道業務に携わる者であれば、報道情報システムを介さずにインサイダー情報を取得する可能性もあること、報道情報システムにアクセス権のない者であってもアクセス権を有する者のマンナンプール・パスワードを用いるなどの方法で報道情報システムにアクセスをすることも多分にあり得ることなどに鑑みれば、インサイダー取引の未然防止の観点からは、アクセス権を有する者と同様に株取引を全面禁止することもやむを得ないものとする。

なお、禁止される株取引は、役職員本人名義の口座を介して行うものに限られず、役職員等が他人名義の口座を介して自らの計算で行う場合も含むものとするべきである。

3. すでに株を保有している役職員等について

株取引禁止規制を導入する時点においてすでに保有している株式や、規制導入後に相続等売買によらずに取得した株式については、役職員が事前の届出を行うことなど一定の条件の下に売却を認めるといった措置をとることも必要と考える。事前の届出を行うこととする場合、届出先を部局の上司としたのでは不十分であり、コンプライアンス部門ないし内部監査部門に届出を集約することが必要である。

4. 順守の実効性確保

上記の株取引禁止規制の順守を確実にするため、規制に反した株取引を行っていない旨を誓約する誓約書を定期的に提出させることも必要と考える。誓約書の提出を研修と組み合わせたり、違反があった場合の懲罰受容文言を盛り込んだりするなど、実施の形態を検討の上、早急に実施すべきである。

ただし、形式的な誓約書の提出は、必ずしも抑止力をもたない場合がある。そこで、誓約内容が事実であること、つまり規制に反した株取引が行われていないことを具体的に検証する何らかの方策を講じておくべきである。一例として、全職員に誓約書と同時に証券取引口座の有無及び口座情報を申告させておき、無作為に抽出した一定割合の職員をサンプルとして、当該口座の取引履歴の提出を求めて売買の有無を検証することなどは検討に値するものとする。もとより、取引履歴の提出は任意であるが、こうした検証の可能性を残しておくことで、禁止規定の抑止力が働き、実効性が担保されるものと考えられる。

5. 他の制限方法

株取引を全面禁止とするのではなく、短期売買の禁止に止めることも選択肢のひとつで

はある。

しかし、NHKにおけるインサイダー取引の未然防止策がいまだ端緒についたばかりであることを考慮すれば、中長期的には短期売買の禁止まで規制を緩和することがあり得ても、現時点でここまで規制を緩和することは不適當であるとする。

6. 日本証券業協会による検討

なお、日本証券業協会は、「内部者情報データベース」の登録対象をメディア関係者にも広げることが視野に入れて検討を行うとのことであるが、この動きにも配慮する必要がある。

【提言 5－2：役職員の服務規律の徹底】

就業規則の整備等を通じて、役職員の服務規律の徹底に努めるべきである。とりわけ、①職務に関連して知り得た情報の目的外利用の禁止、②就業時間中の株取引の禁止、を徹底する必要がある。

本件インサイダー取引は、役職員が当然に禁止されるべき行為に起因するものであり、NHKには、役職員の服務規律の緩みがあったものと言わざるを得ない。とりわけ、①職務に関連して知り得た情報の目的外利用、及び、②就業時間中の株取引は、インサイダー取引が行われる要因となりうるものであり、実際に本件インサイダー取引においては直接的な原因ともなっている。

職務に関連して知り得た情報は、自ら直接取得しようと間接的に取得しようと、全てNHKの情報であり、職務のためにしか用いることができない。したがって、株取引（あらゆる株取引。インサイダー取引に限定されない）はもちろんのこと、金融商品取引や不動産取引、他のメディアへの提供など、あらゆる目的外使用が禁止されるのは当然である。これは、就業規則に明示的に盛り込むことなどを通じて、役職員に周知徹底を図る必要がある。

就業時間中の株取引の禁止は職務専念義務の観点から言うまでもないことであるが、あらためて役職員に対して徹底を図る必要がある。

【提言 5－3：インサイダー取引に関する研修の実施】

本件インサイダー取引を教訓に役職員のコンプライアンス意識の醸成に資する実効性のある研修を実施するべきである。

全役職員を対象としたアンケートにおいても、「インサイダー取引についての研修が不十分だった」との意見が多数寄せられている。このような結果も踏まえれば、インサイダー取引の未然防止の観点から、あらためてインサイダー取引に関する研修を行うことも検討すべきである。

研修を行うに際しては、インサイダー取引に関する法律知識を伝えるにとどまらず、た

たとえば本件インサイダー取引の事例研究を通じてその原因、背景事情などを自ら考え、議論する方式にするなど、今回の事件を教訓として生かし、役職員の全般的なコンプライアンス意識とNHKの使命（ミッション）に思いを致すものとなるよう、創意工夫を凝らした実効性のあるものとする必要がある。

第6．報道情報システムに関する提言

【提言6：報道情報システムの管理・運用基準の策定】

- （１）報道情報システムへのアクセス権を、真に業務上必要な者のみに限定して付与すべきである。
- （２）報道情報システム上の機密性の高い情報の私的利用を排除するという観点から、原稿の「密」設定の基準、密原稿の汎用化のタイミングなどについて基準又はマニュアルを策定し、報道情報システムの運用方法を見直すべきである。
- （３）報道情報システム上の情報の不正利用が疑われる場合に当該情報にアクセスした者、時間などを追跡できるような管理システムを構築すべきである。

本件インサイダー取引は、報道情報システムにアクセス権を持つ役職員数が8000名を超えていたにもかかわらず、その全員が高い倫理観をもって職務にあたることを当然の前提にした、いわば性善説に立った報道情報システムの運用実態がその原因の一つであった。

しかしながら、報道情報システムには、本件インサイダー取引の基となった本件原稿のように機密性の高い情報も含まれていることから、このような情報がNHK内部においても私的利用されないようにリスクを排除する報道情報システムの管理・運用がなされるべきである。

このためには、まずアクセス権を、真に業務上必要な者のみに限定して付与するという取り扱いにすべきである。

また、報道情報システム上、原稿の「密」設定という一定の機密性の高い情報についてはアクセス権者を限定する機能が既に設けられていたにもかかわらず⁵¹、これが有効かつ適切に運用されていなかった点は看過されてはならない。すなわち、いかなる場合に「密」設定をするかについて基準やマニュアルは特になく、個々の記者・キャップの判断に委ねられていた。また、その判断も主として「他社に情報が漏れて特ダネがスッパ抜かれないように」という観点から行われ、当該情報が未公表のインサイダー情報であるか否かという観点による運用が徹底されていなかった。その他、密原稿の「予定」画面の内容に入力すべき情報、密原稿のタイトルの付け方、タイトル変更のタイミング、「密」設定の際のパスワードの設定・管理等、その運用次第で、密設定による情報の機密性の確保が骨抜きと

⁵¹ 但し、現在の報道情報システム上、映像キャプション簿については「密」設定を行うことができない。当委員会は、これを可能とする早急なシステム対応が必要であるとする。

になってしまう事項についても、何らの基準やマニュアルも設けられていなかった。したがって、これらについて基準やマニュアルを早期に策定し、役職員に周知徹底のうえ、それに従った厳格な運用を行うべきである。

また、本件インサイダー取引を受けて報道局において既に暫定的に実施されている「密原稿の汎用化は放送後に行う」という運用も恒久化すべきである。原稿の汎用化は、業務の効率性の観点から一般的には放送前において行うことが必要であることが認められるものの、機密性の高い密原稿に関しては特段の配慮が必要であり、その前には業務の効率性の要請も一歩後退すると考えるべきである。

さらには、報道情報システムへのアクセス記録を長期保存するなど、情報の不正利用については事後的に追跡することが可能であるシステムを構築することにより、情報の不正利用に対する抑止力を持たせることも重要である。

第7. NHK再生に対する国民によるモニタリングについての提言

【提言7：検証番組】

(1) NHKは、本件インサイダー取引を発生させた問題点に関する検証番組をすみやかに放送すべきである。

(2) NHKは再生へのプロセスを報告する番組を継続して放送すべきである。

NHKには、「何があったのか」「なぜ、このような行為が行われたのか」「原因はどこにあったのか」などについて、国民に対する説明責任を果たすため、視聴者参加型の検証番組を制作、放送して、国民の批判を仰ぐことが求められる。この検証番組は、NHKの「モグラたたき」的な施策を羅列してアピールするようなものであってはならず、視聴者の代表及び鋭い批判の眼をもつ有識者も参加できるものでなければならない。

検証番組は1回限りの懺悔（ざんげ）放送では意味がない。これからのNHK再生のためには、今後NHKが歩むプロセスを、正直に隠さず国民に明らかにして、モニタリングを継続的に受ける必要がある。したがって、検証番組は定期的（たとえば、半年に1回など）に放送される必要があると思われる。

NHKが再生のために行うとしている施策について、国民の直接的、継続的な批判を受けるプロセスを経ることで、はじめてNHK再生の道筋が見えてくるものと期待される。